

**県人権教育・啓発基本計画
令和6年度の実績**

鹿児島県男女共同参画局人権同和対策課

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 4 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
1	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等	—	(7) 子どもの心身の発達の支援	一人ひとりの子どもの家庭環境や生活状況、及びその背景を把握・理解した上で、一人ひとりに応じて人権尊重の精神を育む基礎となる心身の発達を支援します。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106
2	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等	—	(4) 子どもの養育に不安を抱える家庭への支援	学校や関係機関・団体と連携して、養育環境や養育能力に不安を抱える家庭を支援します。	社会教育課	地域で支える家庭教育推進事業 (家庭教育支援に関する人材の養成)	102
3	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等	—	(イ) 保育士・幼稚園教諭の研修の充実	保育士や幼稚園教諭等が、人権に関する理解を深め、それに基づく保育や教育の実践を行うための研修等を行います。	子育て支援課	子ども・子育て支援総合対策事業 (保育所特別保育等研修事業)	66
4	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等	—	(イ) 保育士・幼稚園教諭の研修の充実	保育士や幼稚園教諭等が、人権に関する理解を深め、それに基づく保育や教育の実践を行うための研修等を行います。	義務教育課	幼稚園新規採用教員研修事業	92
5	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等	—	(イ) 保育士・幼稚園教諭の研修の充実	保育士や幼稚園教諭等が、人権に関する理解を深め、それに基づく保育や教育の実践を行うための研修等を行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106
6	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(7) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	① 教科等指導、生徒指導、学習指導など学校における全ての教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりの人権が尊重され、安心して学ぶことができる環境づくりを推進します。	人権同和教育課	人権教育管理費 (人権教育対策) 人権教育研修事業 (教職員等研修会) 人権教育研修事業 (人権教育研修) 人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座) 人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会) 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111
7	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(7) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	② 人権に配慮した施設等の環境整備を学校や地域の実状に応じて行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106
8	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(7) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	③ 人権に配慮した施設等の環境整備を学校や地域の実状に応じて行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 4 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
9	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(7) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	④ 人権に配慮した施設等の環境整備を学校や地域の実状に応じて行います。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96
10	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(7) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	⑤ 教職員の人権も尊重される学校運営を行います。	教職員課	人事管理事務事業	91
11	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(7) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	⑤ 教職員の人権も尊重される学校運営を行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会)	109
12	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(7) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	⑥ 児童生徒の性的指向や性自認に配慮した対応を行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106
13	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(4) 人権についての教育の充実	① 同和問題 (部落差別) や女性、障害者、外国人等に関する個別の人権問題について理解を深める教育を行います。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	男女共同参画情報提供事業 男女共同参画社会促進事業 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	23 24 26
14	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(4) 人権についての教育の充実	① 同和問題 (部落差別) や女性、障害者、外国人等に関する個別の人権問題について理解を深める教育を行います。	人権同和对策課	人権啓発推進事業	4
15	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(4) 人権についての教育の充実	① 同和問題 (部落差別) や女性、障害者、外国人等に関する個別の人権問題について理解を深める教育を行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育開発事業	106 111
16	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(4) 人権についての教育の充実	② 児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて人権意識を高める教育を推進します。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育開発事業	106 111
17	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(4) 人権についての教育の充実	③ 校長のリーダーシップの下、人権教育担当を中心に、スクールカウンセラー等との連携を図りながら、全職員による人権教育の推進体制を確立します。	教職員課	人事管理事務事業	91

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 4 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
18	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(イ) 人権についての教育の充実	③ 校長のリーダーシップの下、人権教育担当を中心に、スクールカウンセラー等との連携を図りながら、全職員による人権教育の推進体制を確立します。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座)	108
								人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会)	109
19	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(イ) 人権についての教育の充実	④ 人権に関する指導資料の活用を図るとともに、情報収集や調査研究等による効果的な教材を開発します。	人権同和教育課	人権教育研修事業 (教職員等研修会)	104
								人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106
								人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会)	109
								人権教育推進事業 (人権教育研究助成事業)	110
人権教育開発事業	111								
20	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(イ) 人権についての教育の充実	⑤ 研究指定校等による人権教育の実践研究の成果を各学校等に普及・展開します。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106
								人権教育開発事業	111
21	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ウ) 人権を尊重した教育活動の展開	① 児童生徒の状況や地域の実情等に応じた教育課程の編成を行い、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図るとともに、自立と自己実現に向けた学力向上や進路選択を支援します。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106
								人権教育開発事業	111
22	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ウ) 人権を尊重した教育活動の展開	③ 情報社会で人権尊重の視点を踏まえた適切な活動を行うために、各教科等の学習や生徒指導をとおして、情報モラルやリテラシーの教育の充実を図ります。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106
23	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(エ) 家庭や地域との連携	PTAや子ども会、自治会、公民館等の活動と連携した教育・啓発を推進します。	社会教育課	社会教育指導者養成事業 (成人教育関係研修、青少年教育関係研修)	99
24	第 4 章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(オ) 教職員研修の充実	① 事例に基づく研修を含め、人権に関する様々な課題に応じた計画的・体系的な研修の充実を図り、教職員の資質向上に取り組みます。	教職員課	人事管理事務事業	91

(別紙1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第6条) 「第4章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
25	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(イ) 教職員研修の充実	① 事例に基づく研修を含め、人権に関する様々な課題に応じた計画的・体系的な研修の充実を図り、教職員の資質向上に取り組みます。	人権同和教育課	人権教育管理費 (人権教育対策) 人権教育研修事業 (教職員等研修会) 人権教育研修事業 (人権教育研修) 人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座) 人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会) 人権教育推進事業 (人権教育研究助成事業) 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 110 111
26	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(イ) 教職員研修の充実	② 人権尊重の理念について正しく理解する教職員の採用など、人材の確保を図ります。	教職員課	人事管理事務事業	91
27	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(イ) 教職員研修の充実	② 人権尊重の理念について正しく理解する教職員の採用など、人材の確保を図ります。	義務教育課	初任者研修事業 現職教員等研修事業	93 94
28	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ロ) 私立の小・中・高等学校における人権教育・啓発への支援	私立の小・中・高等学校に対して、人権教育・啓発が行われるよう要請します。	学事法制課	私立小・中・高等学校に対する人権教育・啓発の取組	3
29	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	イ 専修・専門学校、大学等における教育の促進	(イ) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	③ デートDVや性被害等の加害者にならない教育・啓発と被害者への適切な対応を要請します。	男女共同参画室 かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	配偶者等からの暴力対策推進事業 SNS相談事業 男女共同参画社会促進事業	17 18 24
30	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ア 人権学習の充実	(イ) 学習機会の提供	① 公民館等の社会教育施設や地区集会所、隣保館等において、人権及び人権問題についての理解を深めるための多様な学習機会が提供されるよう支援します。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
31	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ア 人権学習の充実	(イ) 学習機会の提供	① 公民館等の社会教育施設や地区集会所、隣保館等において、人権及び人権問題についての理解を深めるための多様な学習機会が提供されるよう支援します。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育啓発活動促進事業) 社会教育関係専門職員等研修事業 (公民館関係者研修)	100 101

(別紙1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第6条) 「第4章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
32	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ア 人権学習の充実	(4) 学習教材の作成・整備	世代や団体等の対象に応じて人権学習の内容を充実するため、教材の作成・整備や参加型学習プログラムの普及等に取り組みます。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育啓発活動促進事業)	100
33	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ア 人権学習の充実	(4) 多様な体験活動の実施	学校や福祉・環境分野等の機関・団体とも連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動等をはじめ多様な体験活動の機会の提供を支援します。	保健体育課	県スポーツ推進委員協議会事業	98
34	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ア 人権学習の充実	(4) 多様な体験活動の実施	学校や福祉・環境分野等の機関・団体とも連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動等をはじめ多様な体験活動の機会の提供を支援します。	社会教育課	社会教育指導者養成事業 (成人教育関係研修, 青少年教育関係研修)	99
35	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	イ 人権問題の解決に向けた取組	(7) 人権問題及びその背景にある地域課題の解決	住民自らが、地域が抱える人権問題やその背景にある地域課題を認識し、その解決に向けての取り組むことを支援します。	青少年男女共同参画課 かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	再犯防止推進事業 男女共同参画情報提供事業 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	10 23 26
36	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	イ 人権問題の解決に向けた取組	(4) 人権を侵害されている住民の支援・見守り	家庭内で虐待やDVを受けている人、その他差別や偏見等により生活上の困難を抱えている人を民生委員・児童委員や人権擁護委員をはじめ住民が早期に発見し、支援につなぐとともに、日常的な見守りを行うことを支援します。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課 男女共同参画室	困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	22
37	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ウ 人権教育の指導者や地域活動のリーダーと実践者の育成	(7) 人権教育の指導者の育成	地域社会において人権教育を担う社会教育関係職員や指導者の資質向上を図るため研修をします。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育研修事業, 人権教育啓発活動促進事業)	100

(別紙1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第6条) 「第4章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁								
38	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ウ	(イ) 地域リーダー等の育成	人権の視点に立った地域活動を実践する民生委員・児童委員、人権擁護委員及び自治会等地域コミュニティやNPO等のリーダーの育成を図るため、研修会の充実を図ります。	青少年男女共同参画課	青少年団体連絡協議会補助事業	11								
							かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	男女共同参画社会促進事業	24								
							男女共同参画室	女性のエンパワメント事業	27								
39	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	エ	—	地域における人権学習の提供や人権問題の解決を支援するに当たって、市町村や民生委員・児童委員、人権擁護委員、自治会等の地域コミュニティ、NPOなど地域の多様な主体と連携を図ります。	青少年男女共同参画課	青少年育成指導事業 企画調整事業 (連絡調整事業・青少年育成 県民運動検討事業) 「郷土 (ふるさと) に学び・育む青少年運動」推進事業	12 13 14								
								40	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	エ	—	地域における人権学習の提供や人権問題の解決を支援するに当たって、市町村や民生委員・児童委員、人権擁護委員、自治会等の地域コミュニティ、NPOなど地域の多様な主体と連携を図ります。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	59
42	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(4) 家庭	ア	—	家庭教育の担い手である保護者に対して、人権について学習する機会や関係する情報を提供するとともに、その充実を図ります。	総務福利課	広報活動事業	89								
										43	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(4) 家庭	ア	—	家庭教育の担い手である保護者に対して、人権について学習する機会や関係する情報を提供するとともに、その充実を図ります。	社会教育課

(別紙1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第6条) 「第4章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁		
44	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	ア	人権の視点を踏まえた企業活動の促進	—	①	人権の視点を踏まえた企業活動を促進するとともに、それに対して適正な社会的評価が与えられることを支援します。	男女共同参画室 かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	職場におけるジェンダー平等推進事業 女性のエンパワーメント事業 男女共同参画情報提供事業 男女共同参画社会促進事業	20 27 23 24
45	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	ア	人権の視点を踏まえた企業活動の促進	—	①	人権の視点を踏まえた企業活動を促進するとともに、それに対して適正な社会的評価が与えられることを支援します。	雇用労政課	子育て応援企業登録事業	73
46	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	ア	人権の視点を踏まえた企業活動の促進	—	②	企業・職場が人権意識の深化を図るために実施する研修等に、研修講師の派遣や情報提供等の支援を行います。	男女共同参画室	職場におけるジェンダー平等推進事業	20
47	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	ア	人権の視点を踏まえた企業活動の促進	—	②	企業・職場が人権意識の深化を図るために実施する研修等に、研修講師の派遣や情報提供等の支援を行います。	高齢者生き生き推進課	認知症介護実践者等養成研修事業	62
48	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	ア	人権の視点を踏まえた企業活動の促進	—	②	企業・職場が人権意識の深化を図るために実施する研修等に、研修講師の派遣や情報提供等の支援を行います。	経営技術課	担い手農家育成研修事業	81
49	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	イ	人権の視点を踏まえた人事管理の促進	—	①	社員等の人材の採用・教育・登用に当たり、差別や偏見のない公正性の確保を促進します。	男女共同参画室	職場におけるジェンダー平等推進事業	20
50	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	イ	人権の視点を踏まえた人事管理の促進	—	②	多様な人が安全に安心して働くための雇用・労働条件、労働安全衛生等の就労環境の整備を促進します。	男女共同参画室	職場におけるジェンダー平等推進事業	20
51	第4章	あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	イ	人権の視点を踏まえた人事管理の促進	—	②	多様な人が安全に安心して働くための雇用・労働条件、労働安全衛生等の就労環境の整備を促進します。	雇用労政課	労使関係近代化促進事業 (労働条件実態調査)	74

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 4 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
52	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。	行政経営推進室	職員研修事業	2
53	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	人権同和对策課	人権啓発推進事業	4
54	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	男女共同参画室 かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	配偶者からの暴力対策推進事業 男女共同参画連絡調整事業 職場におけるジェンダー平等推進事業 困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	17 19 20 22
55	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	女性のエンパワーメント事業	27
56	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	59

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 4 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
57	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	総務福利課	広報活動事業	89
58	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。	教職員課	人事管理事務事業	91
59	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業) 地域で支える家庭教育推進事業 (家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成)	100 102
60	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	人権同和教育課	人権教育管理費 (人権教育対策) 人権教育研修事業 (人権教育研修) 人権教育推進事業 (人権教育の充実)	103 105 106
61	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(2) 教職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に対する正しい知識と人権尊重について高い認識を持つ教職員を育成する研修を職階に応じて実施します。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	26

(別紙1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第6条) 「第4章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
62	第4章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(2) 教職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に対する正しい知識と人権尊重について高い認識を持つ教職員を育成する研修を職階に応じて実施します。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
63	第4章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(2) 教職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に対する正しい知識と人権尊重について高い認識を持つ教職員を育成する研修を職階に応じて実施します。	総務福利課	広報活動事業	89
64	第4章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(2) 教職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に対する正しい知識と人権尊重について高い認識を持つ教職員を育成する研修を職階に応じて実施します。	教職員課	人事管理事務事業	91
65	第4章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(2) 教職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に対する正しい知識と人権尊重について高い認識を持つ教職員を育成する研修を職階に応じて実施します。	人権同和教育課	人権教育研修事業 (教職員等研修会) 人権教育研修事業 (人権教育研修) 人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座) 人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会)	104 105 106 108 109
66	第4章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
67	第4章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	男女共同参画室	配偶者からの暴力対策推進事業 男女共同参画連絡調整事業 職場におけるジェンダー平等推進事業	17 19 20
68	第4章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	警務課	職務倫理教養の徹底 人権に配慮した警察活動の推進事業 (職務倫理教養の徹底) 国際化対策事業	112 114 115

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 4 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
69	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	監察課	改革推進事業	116
70	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	人身安全・少年課	少年非行・犯罪被害防止対策事業 女性被害者等保護総合対策事業	117 119
71	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	捜査第一課	女性被害者等保護総合対策事業	120
72	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	総務課	被害者支援等対策事業	121
73	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	留置管理課	人権に配慮した警察活動の推進事業 (被留置者に対する適法かつ適正な処遇の確保)	123
74	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(4) 消防職員	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・消防学校における人権研修及び市町村等における消防職員に対する人権研修の充実を支援します。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
75	第 4 章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(5) 医療・保健関係者	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・医療・福祉関係者の人権意識の高揚に向けた積極的な取組が行われるよう必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 4 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
76	第 4 章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(5) 医療・保健関係者	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・医療・福祉関係者の人権意識の高揚に向けた積極的な取組が行われるよう必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	59
77	第 4 章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(6) 福祉関係者	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に関する研修の実施や必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
78	第 4 章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(6) 福祉関係者	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に関する研修の実施や必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	子育て支援課	子ども・子育て支援総合対策事業 (保育所特別保育等研修事業)	66
79	第 4 章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(6) 福祉関係者	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に関する研修の実施や必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	男女共同参画室	配偶者からの暴力対策推進事業 困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	17 22
80	第 4 章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(6) 福祉関係者	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に関する研修の実施や必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	高齢者生き生き推進課	認知症介護実践者等養成研修事業	62
81	第 4 章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(6) 福祉関係者	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に関する研修の実施や必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	59
82	第 4 章	特定職業従事者に対する研修等の推進	(7) マスメディア関係者	—	—	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・要請に応じて、情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4

(別紙1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第6条) 「第4章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
83	第4章	4 人材育成	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の人権意識の醸成と人権問題の解決に向けた実践に取り組むために必要な研修等を実施するとともに、参考となる情報の提供を行います。 ・各分野の施策において実施される各研修等を通じて、職場の研修指導者等を育成します。 ・姿勢や行動に表れるような人権感覚を身につけることができる学習プログラムを実施するとともに、その普及を図ります。 ・育成された人材が人権教育・啓発の担い手として、地域や職場で学んだ情報を共有できるように支援します。 	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	男女共同参画社会促進事業 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	24 26
84	第4章	4 人材育成	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の人権意識の醸成と人権問題の解決に向けた実践に取り組むために必要な研修等を実施するとともに、参考となる情報の提供を行います。 ・各分野の施策において実施される各研修等を通じて、職場の研修指導者等を育成します。 ・姿勢や行動に表れるような人権感覚を身につけることができる学習プログラムを実施するとともに、その普及を図ります。 ・育成された人材が人権教育・啓発の担い手として、地域や職場で学んだ情報を共有できるように支援します。 	社会教育課	社会教育指導者養成事業 (成人教育関係研修、青少年教育関係研修) 地域で支える家庭教育推進事業 (推進体制の整備、家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成)	99 102
85	第4章	4 人材育成	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の人権意識の醸成と人権問題の解決に向けた実践に取り組むために必要な研修等を実施するとともに、参考となる情報の提供を行います。 ・各分野の施策において実施される各研修等を通じて、職場の研修指導者等を育成します。 ・姿勢や行動に表れるような人権感覚を身につけることができる学習プログラムを実施するとともに、その普及を図ります。 ・育成された人材が人権教育・啓発の担い手として、地域や職場で学んだ情報を共有できるように支援します。 	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実)	105
86	第4章	5 総合的・効果的な手法	(1) 人材教育の教材・プログラム・学習方法の開発・整備・充実	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の発達段階や知識習熟度に応じた効果的な学習教材やプログラム等の開発に取り組みます。 ・対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れ、県民にとって身近な問題として親和性が高い内容となるよう工夫します。 	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育啓発活動促進事業) 地域で支える家庭教育推進事業 (推進体制の整備、家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成)	100 102

(別紙1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第6条) 「第4章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
87	第4章	5 総合的・効果的な手法	(1) 人材教育の教材・プログラム・学習方法の開発・整備・充実	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の発達段階や知識習熟度に応じた効果的な学習教材やプログラム等の開発に取り組みます。 ・対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れ、県民にとって身近な問題として親和性が高い内容となるよう工夫します。 	人権同和教育課	人権教育研修事業 (教職員等研修会) 人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座) 人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会) 人権教育推進事業 (人権教育研究助成事業) 人権教育開発事業	104 106 108 109 110 111
88	第4章	5 総合的・効果的な手法	(2) 人権啓発の内容・方法・情報提供の充実	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発については、対象者が理解しやすく、また、興味や関心を持てるものとするとともに、人権問題を「我が事」として受けとめ、その解決に向けた行動に結びつくように効果的な内容や方法の充実を図ります。 ・広く県民が触れたり、アクセスできたりするように、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを積極的に活用します。 	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	59
89	第4章	5 総合的・効果的な手法	(2) 人権啓発の内容・方法・情報提供の充実	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発については、対象者が理解しやすく、また、興味や関心を持てるものとするとともに、人権問題を「我が事」として受けとめ、その解決に向けた行動に結びつくように効果的な内容や方法の充実を図ります。 ・広く県民が触れたり、アクセスできたりするように、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを積極的に活用します。 	総務福利課	広報活動事業	89
90	第4章	5 総合的・効果的な手法	(2) 人権啓発の内容・方法・情報提供の充実	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発については、対象者が理解しやすく、また、興味や関心を持てるものとするとともに、人権問題を「我が事」として受けとめ、その解決に向けた行動に結びつくように効果的な内容や方法の充実を図ります。 ・広く県民が触れたり、アクセスできたりするように、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを積極的に活用します。 	社会教育課	社会教育指導者養成事業 (成人教育関係研修、青少年教育関係研修) 人権教育啓発事業 (人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業) 地域で支える家庭教育推進事業 (推進体制の整備、家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成)	99 100 102
91	第4章	5 総合的・効果的な手法	(2) 人権啓発の内容・方法・情報提供の充実	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発については、対象者が理解しやすく、また、興味や関心を持てるものとするとともに、人権問題を「我が事」として受けとめ、その解決に向けた行動に結びつくように効果的な内容や方法の充実を図ります。 ・広く県民が触れたり、アクセスできたりするように、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを積極的に活用します。 	人権同和教育課	人権教育研修事業 (教職員等研修会) 人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座) 人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会) 人権教育推進事業 (人権教育研究助成事業) 人権教育開発事業	104 106 108 109 110 111

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
1	第 5 章	1 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	① 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた啓発を推進します。	男女共同参画室	地域におけるジェンダー平等推進事業 男女共同参画連絡調整事業	15 19
2	第 5 章	1 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	① 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた啓発を推進します。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業) 地域で支える家庭教育推進事業 (家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成)	100 102
3	第 5 章	1 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	① 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた啓発を推進します。	人身安全・少年課	女性被害者等保護総合対策事業	116
4	第 5 章	1 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	② 男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行の見直しを行います。	人事課	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	1
5	第 5 章	1 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	② 男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行の見直しを行います。	男女共同参画室	地域におけるジェンダー平等推進事業	15
6	第 6 章	1 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	① 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた啓発を推進します。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	男女共同参画情報提供事業	23
7	第 5 章	1 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	イ 男女平等教育、男女共同参画に関する学習の提供	子どもをはじめ誰もが、男女共同参画の学びを通して人権意識や男女平等意識を醸成し、自己形成の基盤である自己肯定感や自尊感情を育み、多様な生き方や働き方を選択する力を身につけるための教育を実践します。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	26

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
8	第 5 章	1 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	イ 男女平等教育, 男女共同参画に関する学習の提供	子どもをはじめ誰もが, 男女共同参画の学びを通して人権意識や男女平等意識を醸成し, 自己形成の基盤である自己肯定感や自尊感情を育み, 多様な生き方や働き方を選択する力を身につけるための教育を実践します。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育開発事業	106 111
9	第 5 章	1 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ウ 広報・出版物, メディアにおける男女共同参画の視点に立った取組	① 公的広報・出版物等においては, 女性の人権尊重を含む男女共同参画の視点に立った表現を行い, メディアに対しては, その視点への配慮を働きかけます。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	男女共同参画社会促進事業	24
10	第 5 章	1 女性	② 女性に対するあらゆる暴力の根絶	ア 暴力根絶のための教育・啓発	① 学校, 地域, 家庭, 職場において, 女性に対する暴力の背景にある固定的性別役割分担意識や男女格差, 女性性別の意識等の社会構造上の問題を理解し, 暴力を許さない意識の醸成を図る教育・啓発を行います。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課 男女共同参画室	配偶者等からの暴力対策推進事業 SNS 相談事業	17 18
11	第 5 章	1 女性	② 女性に対するあらゆる暴力の根絶	ア 暴力根絶のための教育・啓発	① 学校, 地域, 家庭, 職場において, 女性に対する暴力の背景にある固定的性別役割分担意識や男女格差, 女性性別の意識等の社会構造上の問題を理解し, 暴力を許さない意識の醸成を図る教育・啓発を行います。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育研修事業, 人権教育啓発活動促進事業) 地域で支える家庭教育推進事業 (家庭教育支援に関する人材の養成)	100 102
12	第 5 章	1 女性	② 女性に対するあらゆる暴力の根絶	ア 暴力根絶のための教育・啓発	② 特に若年層の理解が広まるよう, 学校において交際中の男女間の暴力 (デートDV) の防止等に向けた啓発を行います。	男女共同参画室 かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	配偶者等からの暴力対策推進事業 SNS 相談事業 男女共同参画社会促進事業	17 18 24

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
13	第 5 章	1 女性	② 女性に対するあらゆる暴力の根絶	イ 暴力の被害者を生まない取組	職場におけるセクハラやマタハラの防止対策や、地域におけるDV及び性犯罪の防止のための見守り活動と環境づくりを促進します。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	男女共同参画社会促進事業	24
14	第 5 章	1 女性	② 女性に対するあらゆる暴力の根絶	ウ 犯罪となる暴力の厳正な取締り	警察において、DVやストーカー行為、性犯罪、売春等の暴力について、厳正な取締りを行うとともに、被害者の相談対応や保護を行います。	人身安全・少年課	女性被害者等保護総合対策事業	116
15	第 5 章	1 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	男女共同参画室	職場におけるジェンダー平等推進事業	20
16	第 5 章	1 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	森林経営課	林業就業相談窓口の設置	39
17	第 5 章	1 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	雇用労政課	子育て応援企業登録事業	73

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
18	第 5 章	1 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	教職員課	人事管理事務事業	91
19	第 5 章	1 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課 男女共同参画室	女性のエンパワーメント事業	27
20	第 5 章	1 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	雇用労政課	雇用セーフティネット対策事業 (母子家庭の母等を対象とした職業訓練)	75
21	第 5 章	1 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	イ 地域における慣行等の見直しと女性参画の促進	固定的性別役割分担意識を助長したり、性別による機会の不平等をもたらしている地域における慣行等の点検・見直しを進めるとともに、地域づくりに男女共同参画の視点を立てて、女性の参画を進めるため、地域における男女共同参画に関する啓発を推進します。	男女共同参画室 かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	地域におけるジェンダー平等推進事業 男女共同参画社会促進事業 女性のエンパワーメント事業	15 24 27

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
22	第 5 章	1 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	水産振興課	漁業生産の担い手育成確保事業	80
23	第 5 章	1 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ウ 政策・方針決定過程への女性の参画促進	行政、教育機関、事業所、その他各種機関・団体等に対して、女性が政策・方針決定過程に参画するなど、あらゆる分野で能力を発揮することの必要性について認識を深める啓発を行います。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課 男女共同参画室	地域におけるジェンダー平等推進事業 男女共同参画連絡調整事業 職場におけるジェンダー平等推進事業 女性のエンパワーメント事業	15 19 20 27
24	第 5 章	1 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ウ 政策・方針決定過程への女性の参画促進	行政、教育機関、事業所、その他各種機関・団体等に対して、女性が政策・方針決定過程に参画するなど、あらゆる分野で能力を発揮することの必要性について認識を深める啓発を行います。	雇用労政課	労使関係近代化促進事業 (労働条件実態調査)	74
25	第 5 章	1 女性	④ 相談支援体制の充実		性別に起因する問題や悩みを抱える人の相談に、人権の視点で適切に対応し、一人ひとりの状況に応じた必要な支援を行うため、相談員の育成や関係機関・団体との連携強化等による相談支援体制の充実を図ります。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	男女共同参画相談事業	28
26	第 5 章	2 子ども	① 子どもが安全・安心に暮らせる地域社会づくり	ア 安全・安心なまちづくりの推進	① 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、施設等の環境整備を行うとともに、交通安全や防犯等の教・広報啓発の推進と地域ぐるみで子どもを見守る活動の促進を図ります。	青少年男女共同参画課	青少年団体連絡協議会補助事業	11
27	第 5 章	2 子ども	① 子どもが安全・安心に暮らせる地域社会づくり	イ 子どもを安心して産み育てられるための支援	① 子どもが家庭において安心・安全を確保されて、健やかに成長するため、子どもが育つ家庭見守り、必要な支援を行います。	子ども政策課	仕事と家庭両立支援事業 (ファミリーサポートセンターの設置促進)	65

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
28	第 5 章	2 子ども	① 子どもが安全・安心に暮らせる地域社会づくり	イ 子どもを安心して産み育てられるための支援	① 子どもが家庭において安心・安全を確保されて、健やかに成長するため、子どもが育つ家庭見守り、必要な支援を行います。	社会教育課	地域で支える家庭教育推進事業 (家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成)	102
29	第 5 章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進		① すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会や媒体を活用した啓発活動を推進します。	総務福利課	広報活動事業	89
30	第 5 章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進		① すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会や媒体を活用した啓発活動を推進します。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106
31	第 5 章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進		② 子ども自他の人権を尊重する態度や行動力を育成するため、教職員に人権教育の理念を浸透させる研修等の取組を行います。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	26
32	第 5 章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進		② 子ども自他の人権を尊重する態度や行動力を育成するため、教職員に人権教育の理念を浸透させる研修等の取組を行います。	子育て支援課	子ども・子育て支援総合対策事業 (保育所特別保育等研修)	66
33	第 5 章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進		② 子ども自他の人権を尊重する態度や行動力を育成するため、教職員に人権教育の理念を浸透させる研修等の取組を行います。	人権同和教育課	人権教育管理費 (人権教育対策) 人権教育研修事業 (教職員等研修会) 人権教育研修事業 (人権教育研修) 人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座) 人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会) 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
34	第 5 章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進		③ 子どもが虐待やいじめ、体罰等の暴力や性的被害を受けた時、又は受ける恐れがある時に、それらの責任は自分がないことを理解し、身近な人に相談するなどの自分の心と体を守るための行動を取ることができるよう、家庭や教育ゲバ等における幼少期からの発達段階に応じた教育を促進します。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育開発事業	106 111
35	第 5 章	2 子ども	③ 児童虐待防止対策の推進	ア 児童虐待の発生予防・早期発見	① 児童虐待の発生予防や早期発見のため、妊娠・出産、育児に不安や困難を抱える家族に対し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援する体制の強化を図ります。	子ども福祉課	児童虐待防止対策関連の事業	67
36	第 5 章	2 子ども	③ 児童虐待防止対策の推進	ア 児童虐待の発生予防・早期発見	② 児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)」の周知などの児童虐待に関する広報啓発活動を通じて、児童虐待防止への県民の関心を喚起し、地域全体で子どもを見守る気運を醸成します。	子ども福祉課	児童虐待防止対策関連の事業	67
37	第 5 章	2 子ども	③ 児童虐待防止対策の推進	イ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応	① 児童相談所の体制の更なる充実と、県民にとって身近な相談窓口である市町村をはじめ各関係機関との連携強化を図ります。	子ども福祉課	児童虐待防止対策関連の事業	67
38	第 5 章	2 子ども	③ 児童虐待防止対策の推進	イ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応	② 虐待を受けた子どもの一時保護を行う場合、適切な環境での保護を図ります。	子ども福祉課	児童虐待防止対策関連の事業	67
39	第 5 章	2 子ども	④ いじめ、暴力行為、体罰の根絶		① 子ども間はいじめや暴力行為については、「鹿児島県いじめ防止基本方針」等に基づき、未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96

(別紙1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第6条) 「第5章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
40	第5章	2 子ども	④ いじめ, 暴力行為, 体罰の根絶		② 専門的な知識や経験を有する臨床心理士や大学教授等の生徒指導アドバイザーを学校に派遣し, 教職員及びPTAの研修や生徒指導体制に関する助言等の支援を行います。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96
41	第5章	2 子ども	④ いじめ, 暴力行為, 体罰の根絶		③ 少年サポートセンターの「ヤングテレホン」や中央児童相談所の「子ども・家庭110番」, 県総合教育センターの「かごしま教育ホットライン24」などの電話相談やSNSを活用した相談など, 子どもが相談しやすい体制の充実を図ります。	義務教育課	かごしま教育ホットライン24 生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	95 96
42	第5章	2 子ども	④ いじめ, 暴力行為, 体罰の根絶		③ 少年サポートセンターの「ヤングテレホン」や中央児童相談所の「子ども・家庭110番」, 県総合教育センターの「かごしま教育ホットライン24」などの電話相談やSNSを活用した相談など, 子どもが相談しやすい体制の充実を図ります。	人身安全・少年課 (少年サポート係・企画係)	少年非行・犯罪被害防止対策事業	115
43	第5章	2 子ども	④ いじめ, 暴力行為, 体罰の根絶		④ インターネットへの不適切な書き込みや画像を監視する学校ネットパトロールを行います。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96
44	第5章	2 子ども	④ いじめ, 暴力行為, 体罰の根絶		⑤ 体罰の根絶に向けて, 教職員への指導の徹底と研修の充実を図ります。	教職員課	人事管理事務事業	91
45	第5章	2 子ども	⑤ 性的被害や有害情報から子どもを守る対策		① 県青少年保護育成条例に基づき, 児童ポルノ自撮り被害防止とインターネット利用の際のフィルタリングの利用促進を図ります。	青少年男女共同参画課	青少年環境づくり推進事業	9

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
46	第 5 章	2 子ども	⑥ 不登校の子どもへの支援	ア 相談体制の充実	不登校の子どもやその家族の不安や悩みに適切に対応できるように、学校にスクールカウンセラーを配置するなど教育相談機能を強化するとともに、総合教育センターにおける教育相談や、かごしま子ども・若者総合相談センターにおける相談の充実を図ります。	子ども福祉課	若者自立支援対策推進事業	69
47	第 5 章	2 子ども	⑥ 不登校の子どもへの支援	ア 相談体制の充実	不登校の子どもやその家族の不安や悩みに適切に対応できるように、学校にスクールカウンセラーを配置するなど教育相談機能を強化するとともに、総合教育センターにおける教育相談や、かごしま子ども・若者総合相談センターにおける相談の充実を図ります。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96
48	第 5 章	2 子ども	⑥ 不登校の子どもへの支援	イ 学習機会の確保	① 家庭や地域、教育支援センター（適応指導教室）等の関係団体と連携した各市町村教育委員会及び学校の取組を支援し、子どもの学ぶ環境の整備を図ります。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96
49	第 5 章	2 子ども	⑥ 不登校の子どもへの支援		② フリースクールなどを運営する NPO 等や地域の関係者、かごしま子ども・若者総合相談センター等の関係機関が連携し、不登校の子どもへの教育機会や居場所を確保するとともに、きめ細かな支援を行います。	子ども福祉課	若者自立支援対策推進事業	69
50	第 5 章	3 高齢者	① 高齢者を取り巻く環境整備	ア 包括的支援	② 認知症の人が尊厳を保ち穏やかな生活を送り、その家族も安心して生活することができるために、介護や医療、生活のサービス提供等の支援及び地域における見守り環境づくりを行います。	高齢者生き生き推進課	認知症理解普及促進事業 専門職認知症対応力向上研修	63 64
51	第 5 章	3 高齢者	① 高齢者を取り巻く環境整備	イ バリアフリーの推進	市町村と連携し、道路や公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、事業者等の理解と協力を得ながら、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港ターミナル等のバリアフリー化を促進します。	道路維持課	人にやさしい道づくり事業	83

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
52	第 5 章	3 高齢者	① 高齢者を取り巻く環境整備	ウ 消費生活の安定・向上	① 高齢者の安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村の消費生活センター等における相談体制の整備を図るとともに、消費生活に関する広報啓発を行います。	消費者行政推進室	消費者行政活性化事業 (マイライフかごしま) (県消費者安全確保地域協議会の取組) 消費生活センター管理事業 大島消費生活相談所管理事業	33 34 35 36
53	第 5 章	3 高齢者	① 高齢者を取り巻く環境整備	ウ 消費生活の安定・向上	② 高齢者の消費被害を未然に防止するため、地域における見守り体制の充実強化を図ります。	消費者行政推進室	消費者行政活性化事業 (マイライフかごしま) (県消費者安全確保地域協議会の取組) 消費生活センター管理事業 大島消費生活相談所管理事業	33 34 35 36
54	第 5 章	3 高齢者	② 高齢者の人権を尊重する教育・啓発活動の推進		① 高齢者の人権を尊重し、その人権を侵害する行為を防止するため、高齢者の人権について理解を深めるための啓発を行います。	高齢者生き生き推進課	老人の日記念事業	61
55	第 5 章	3 高齢者	② 高齢者の人権を尊重する教育・啓発活動の推進		① 高齢者の人権を尊重し、その人権を侵害する行為を防止するため、高齢者の人権について理解を深めるための啓発を行います。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業) 社会教育関係専門職員等研修事業 (公民館関係者研修)	100 101
56	第 5 章	3 高齢者	② 高齢者の人権を尊重する教育・啓発活動の推進		① 高齢者の人権を尊重し、その人権を侵害する行為を防止するため、高齢者の人権について理解を深めるための啓発を行います。	人権同和教育課	人権教育管理費 (人権教育対策) 人権教育研修事業 (教職員等研修会) 人権教育研修事業 (人権教育研修) 人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座) 人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会) 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111
57	第 5 章	3 高齢者	② 高齢者の人権を尊重する教育・啓発活動の推進		② 学校等や地域において、子どもが高齢者と交流し、高齢者の知識や経験から学ぶことを通じて、子どもの高齢者に対する敬意の念を育みます。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育開発事業	106 111

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
58	第 5 章	3 高齢者	③ 高齢者虐待防止体制の充実		① 虐待の相談、通報窓口の対応力の向上を図るために、市町村や地域包括支援センター等の職員を対象とした研修を実施します。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	59
59	第 5 章	3 高齢者	③ 高齢者虐待防止体制の充実		② 施設における高齢者虐待を防止するため、有料老人ホームや介護老人福祉施設等の要介護施設等において、権利擁護の取組を指導する立場の介護職員や看護職員を養成する研修組織体制の整備を促進します。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	59
60	第 5 章	3 高齢者	③ 高齢者虐待防止体制の充実		③ ホームページや広報誌、リーフレットなどを活用し、県民を対象とした高齢者虐待防止に関する普及啓発を図ります。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	59
61	第 5 章	3 高齢者	⑥ 高齢者の就労や社会参加の機会の確保		① 事業所における高齢者の雇用機会の拡大や市町村のシルバー人材センター等による就業機会の確保の促進を図ります。	雇用労政課	労使関係近代化促進事業 (労働条件実態調査) 高年齢者就業機会確保事業 (シルバー人材センター事業の発展・拡充及び高齢者の雇用促進対策)	74 76
62	第 5 章	3 高齢者	⑥ 高齢者の就労や社会参加の機会の確保		② ボランティア活動や地域づくり活動、子ども達との世代間交流、高齢者同士の交流を通じて、高齢者の出番と居場所の創出及び生きがいがづくりを促進します。	高齢者生き生き推進課	高齢者元気度アップ地域活性化事業	60
63	第 5 章	4 障害者	① 障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境整備		① 障害のある人が安心して暮らすことができ、生涯を通じ、かつライフステージに応じて、社会、経済、文化等のあらゆる分野に参加し、活動できるように施設のバリアフリー化や制度の整備、意識醸成などの社会環境づくりを進めます。	障害者支援室	福祉のまちづくり推進事業	58

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
64	第 5 章	4 障害者	② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進		① 障害及び障害のある人に対する正しい理解・知識の普及・啓発を推進します。	障害福祉課	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業 世界自閉症啓発デー事業	47 49
65	第 5 章	4 障害者	② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進		① 障害及び障害のある人に対する正しい理解・知識の普及・啓発を推進します。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育啓発活動促進事業) 社会教育関係専門職員等研修事業 (公民館関係者研修) 地域で支える家庭教育推進事業 (家庭教育に関する学習機会の充実, 家庭教育支援に関する人材の養成)	100 101 102
66	第 5 章	4 障害者	② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進		① 障害及び障害のある人に対する正しい理解・知識の普及・啓発を推進します。	人権同和教育課	人権教育管理費 (人権教育対策) 人権教育研修事業 (教職員等研修会) 人権教育研修事業 (人権教育研修) 人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座) 人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会) 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111
67	第 5 章	4 障害者	② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進		① 障害及び障害のある人に対する正しい理解・知識の普及・啓発を推進します。	障害者支援室	かごしま県民手話言語普及等推進事業 (手話講座等開催事業)	50
68	第 5 章	4 障害者	② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進		② 障害の有無に関わらず, 誰もが相互理解を深め, 思いやりの心を育むための文化・芸術やスポーツを通じた交流を推進します。	障害者支援室	社会参加促進事業 障害者芸術文化活動支援事業	53 55

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
69	第 5 章	4 障害者	③ 障害のある人への虐待防止と権利擁護		① 障害のある人への権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進等に取り組みます。	障害者支援室	市町村地域生活支援事業	52
70	第 5 章	4 障害者	③ 障害のある人への虐待防止と権利擁護		② 障害のある人への虐待を防止するための意識啓発を推進し、虐待の未然防止や早期発見に取り組みます。	障害福祉課	障害者虐待防止対策事業	48
71	第 5 章	4 障害者	③ 障害のある人への虐待防止と権利擁護		③ 障害者施設職員に対して、虐待防止と権利擁護のための研修を行います。	障害福祉課	障害者虐待防止対策事業	48
72	第 5 章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援		① 障害のある人が参加する多様な交流の機会や場を創出します。	障害者支援室	障害者保健福祉大会開催事業	56
73	第 5 章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援		② 障害者スポーツを普及・振興するとともに、障害のある人の文化芸術活動を推進します。	障害者支援室	障害者スポーツ振興事業 障害者芸術文化活動支援事業	54 55
74	第 5 章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援		③ 事業所における障害に応じた雇用機会の創出・拡大を促進するとともに、障害のある人の事業所とのマッチングや就労継続、就業能力の向上等の就業支援を行います。	雇用労政課	障害者職業能力開発校費 (訓練費)	77
75	第 5 章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援		③ 事業所における障害に応じた雇用機会の創出・拡大を促進するとともに、障害のある人の事業所とのマッチングや就労継続、就業能力の向上等の就業支援を行います。	雇用労政課	障害者雇用促進事業	78
76	第 5 章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援		③ 事業所における障害に応じた雇用機会の創出・拡大を促進するとともに、障害のある人の事業所とのマッチングや就労継続、就業能力の向上等の就業支援を行います。	監理課	一般競争入札 (総合評価落札方式) における障害者雇用の評価	82

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
77	第 5 章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援		⑤ 障害や疾病などがあるものの外見から援助等が必要なことが分からない人が配慮や支援を受けやすくなるよう「ヘルプカード」を配布します。	障害者支援室	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	51
78	第 5 章	5 同和問題	① 同和問題 (部落差別) についての正しい理解を促進する教育・啓発の推進	ア 学校における教育・啓発	児童生徒が同和問題 (部落差別) を正しく理解するため、すべての学校で教職員の理解促進と資質向上を図るとともに、教科書記述に基づいた教育内容の充実を図ります。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
79	第 5 章	5 同和問題	① 同和問題 (部落差別) についての正しい理解を促進する教育・啓発の推進	ア 学校における教育・啓発	児童生徒が同和問題 (部落差別) を正しく理解するため、すべての学校で教職員の理解促進と資質向上を図るとともに、教科書記述に基づいた教育内容の充実を図ります。	人権同和教育課	人権教育管理費 (人権教育対策) 人権教育研修事業 (教職員等研修会) 人権教育研修事業 (人権教育研修) 人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座) 人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会) 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111
80	第 5 章	5 同和問題	① 同和問題 (部落差別) についての正しい理解を促進する教育・啓発の推進	イ 県民一人ひとりに向けた取組	同和問題について、県民一人ひとりが正しい理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、地域や企業・職場等のあらゆる機会を通じて啓発活動に取り組みます。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
81	第 5 章	5 同和問題	① 同和問題 (部落差別) についての正しい理解を促進する教育・啓発の推進	イ 県民一人ひとりに向けた取組	同和問題について、県民一人ひとりが正しい理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、地域や企業・職場等のあらゆる機会を通じて啓発活動に取り組みます。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業) 社会教育関係専門職員等研修事業 (公民館関係者研修)	100 101

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
82	第 5 章	5 同和問題	② 隣保館の活用・活動の促進		設置主体である市町村と連携を図り、隣保館が福祉の向上や住民交流の拠点、相談対応等の機能を十分発揮し、幅広く活用され、積極的な人権教育・啓発活動が推進されるように支援します。	人権同和対策課	人権啓発交流等事業	5
83	第 5 章	5 同和問題	③ 企業における取組促進	ア 公正な採用選考・人事管理	差別や偏見のない人権に配慮した公正な社員の採用や選考、人事管理が行われるよう、県人権同和問題啓発推進協議会や商工会議所・商工会等の関係機関・団体との連携の下に、啓発活動を推進します。	人権同和対策課	(県人権同和問題啓発推進協議会)	6
84	第 5 章	5 同和問題	③ 企業における取組促進	ア 公正な採用選考・人事管理	差別や偏見のない人権に配慮した公正な社員の採用や選考、人事管理が行われるよう、県人権同和問題啓発推進協議会や商工会議所・商工会等の関係機関・団体との連携の下に、啓発活動を推進します。	雇用労政課	労使関係近代化促進事業 (労働条件実態調査)	74
85	第 5 章	5 同和問題	③ 企業における取組促進	イ 同和問題 (部落差別) に係る人権・個人情報に配慮した経済活動	企業の人事管理や経済活動が、同和問題 (部落差別) に係る誤った理解や情報等に基づき行われることがないように、企業の人事担当者をはじめ、広く社員・従業員等を対象とした研修の実施を促進し、講師の派遣等による支援を行います。	人権同和対策課	(県人権同和問題啓発推進協議会)	6
86	第 5 章	5 同和問題	⑤ インターネット上の差別事象への対応		① インターネットを利用した差別情報等の掲載、結婚や就職等における差別、差別的落書き等の差別事象については、鹿児島地方司法局や市町村等関係機関・団体と緊密に連携しながら、適切な解決を図ります。	人権同和対策課	(県市町村人権同和行政主管課長等会議) インターネットモニタリング実施事業	7 8

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
87	第 5 章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	ア 文化や習慣、価値観の多様性を尊重する教育・啓発の推進	① 学校教育において、外国語教育や総合的な学習の時間、道徳教育等の教育活動全体を通じて、様々な文化の持つ多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生等の考えを深める取組を進めます。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育開発事業	106 111
88	第 5 章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	ア 文化や習慣、価値観の多様性を尊重する教育・啓発の推進	② (公財) 鹿児島県国際交流協会をはじめ、県内国際交流団体と連携・協力して、言語や宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成するための取組を進めます。	くらし共生協働課 国際交流課	多文化共生推進事業 国際交流プラザ設置事業	31 37
89	第 5 章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	イ 相互理解のための異文化交流の推進	① 日本人と外国人がお互いの文化的差異を認め合いながら共生できるように、相互理解のための異文化交流を推進します。	くらし共生協働課 国際交流課	多文化共生推進事業 国際交流プラザ設置事業	31 37
90	第 5 章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	イ 相互理解のための異文化交流の推進	② 地域社会において、外国人住民の地域行事や防災訓練等への参加を通してお互いの理解を深め、外国人住民も地域の重要な担い手であるという意識を共有することを促進します。	くらし共生協働課 国際交流課	多文化共生推進事業 国際交流プラザ設置事業	31 37
91	第 5 章	6 外国人	② 外国人に対する生活・教育支援	イ 防災対策の強化	外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を平常時から行うとともに、避難所や土砂災害危険箇所等の表示板等の多言語化を促進します。	災害対策課 (国際交流課) (くらし共生協働課) (砂防課)	・ 県総合防災訓練 (外国人の避難所受け入れ)	85

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
92	第 5 章	6 外国人	② 外国人に対する生活・教育支援	エ 相談支援体制の充実	県が設置する外国人総合相談窓口で生活相談や情報提供を行うとともに、法務省が設置する外国人権相談ダイヤルの周知を図ります。	くらし共生協働課	外国人総合相談窓口運営事業 ※「法務省が設置する～」は他課事業	32
93	第 5 章	6 外国人	③ 雇用の場における外国人の人権擁護		労働局や出入国在留管理局等の関係機関と連携し、外国人を雇用する事業主に対して、外国人が適正に就労できるよう関係する法制度の周知を図ります。	雇用労政課	労使関係近代化促進事業 (労働条件実態調査)	74
94	第 5 章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	イ 相互理解のための異文化交流の推進	外国人材の安定的な受入れや定着に向け、職場の受入体制整備や地域交流等に取り組む県内の受入企業等を支援する。	外国人材政策推進課	外国人材が安心して働ける「かごしま企業」助成事業	71
95	第 5 章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	イ 相互理解のための異文化交流の推進	県内で活躍する技能実習生等に、テト (旧正月) を祝い、故郷を懐かしむための機会を提供するとともに、在住ベトナム人に対する県民の理解を促すため、テトフェスタを開催する。	外国人材政策推進課	ベトナム人材受入・交流促進事業 (ベトナム・テトフェスタの開催)	72
96	第 5 章	7 HIV感染者等	① HIV感染者等に対する差別解消のための啓発活動の推進	ア 正しい知識の啓発	エイズ患者やHIV感染者に対する差別の解消のため、広く県民を対象とした普及啓発を実施します。	感染症対策課	エイズ予防対策事業 (普及・啓発事業)	44
97	第 5 章	7 HIV感染者等	① HIV感染者等に対する差別解消のための啓発活動の推進	イ 世界エイズデーに合わせたキャンペーンの実施	HIV感染者等に対する偏見や差別を解消し、予防を徹底するために、「世界エイズデー」 (12月1日) に併せてキャンペーンを実施し、正しい知識の普及・啓発を推進します。	感染症対策課	エイズ予防対策事業 (普及・啓発事業)	44
98	第 5 章	7 HIV感染者等	① HIV感染者等に対する差別解消のための啓発活動の推進	ウ 保健・医療関係者を対象とした研修の実施	保健所や医療機関等において、人権の尊重及び個人情報保護を徹底するための研修を実施します。	感染症対策課	エイズ予防対策事業 (相談・指導者養成事業)	46

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
99	第 5 章	7 HIV感染者等	② エイズ教育の推進	ア 高校生を対象とした性教育の推進	主に高校生を対象として性に関する指導やエイズ教育に取り組みます。	感染症対策課	エイズ予防対策事業(普及・啓発事業)	44
100	第 5 章	7 HIV感染者等	② エイズ教育の推進	ア 高校生を対象とした性教育の推進	主に高校生を対象として性に関する指導やエイズ教育に取り組みます。	感染症対策課	エイズ予防対策事業(相談・指導者養成事業)	46
101	第 5 章	7 HIV感染者等	② エイズ教育の推進	イ 学校におけるエイズ教育に関する指導の推進	学校における教科や道徳、特別活動等を通して、児童生徒が、発達段階に応じてエイズやHIVについての正しい知識を身につけ、患者や感染者に対する差別や偏見をなくすための取組を充実します。	保健体育課	HIV感染者等に係る学校教育活動全体を通じた取組	97
102	第 5 章	7 HIV感染者等	③ 相談体制の充実	ア 保健所における相談対応	県民からのエイズに関する相談窓口を各保健所に設置し、感染に不安のある人やエイズ患者、HIV感染者のプライバシーに配慮した相談体制を充実します。	感染症対策課	エイズ予防対策事業(普及・啓発事業)	44
103	第 5 章	7 HIV感染者等	③ 相談体制の充実	イ 臨床心理士による心理的支援	臨床心理士であるエイズカウンセラーを派遣し、HIV感染者・エイズ患者及び家族等の心理的支援を行います。	感染症対策課	エイズ予防対策事業(相談・指導者養成事業)	46
104	第 5 章	7 ハンセン病元患者等	① ハンセン病問題の正しい理解を深めるための啓発活動の推進		① 地域住民を対象に、入所者等を講師とした啓発講演会を実施します。	健康増進課	ハンセン病対策事業	43
105	第 5 章	7 ハンセン病元患者等	① ハンセン病問題の正しい理解を深めるための啓発活動の推進		② ハンセン病問題に関心を持つ親子や教師等を対象に療養所訪問を実施し、ハンセン病療養所入所者との交流を通じたハンセン病に対する偏見・差別意識の解消を図ります。	健康増進課	ハンセン病対策事業	43

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
106	第 5 章	7 ハンセン病元患者等	① ハンセン病問題の正しい理解を深めるための啓発活動の推進		③ 「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を中心にした普及啓発を推進します。	健康増進課	ハンセン病対策事業	43
107	第 5 章	7 ハンセン病元患者等	① ハンセン病問題の正しい理解を深めるための啓発活動の推進		③ 「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を中心にした普及啓発を推進します。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育啓発活動促進事業)	100
108	第 5 章	7 ハンセン病元患者等	② 患者・元患者・家族への支援		② 退所後の在宅支援体制整備のための連絡調整や退所後の生活不安解消等の各種相談へ対応します。	健康増進課	ハンセン病対策事業	43
109	第 5 章	7 ハンセン病元患者等	② 患者・元患者・家族への支援		③ 患者・元患者・それらの家族等の相談窓口を設置し、必要に応じ関係機関と連携・協力して対応します。	健康増進課	ハンセン病対策事業	43
110	第 5 章	8 犯罪被害者等	① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進	ア 地域のサポートや職場における配慮	犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるため、地域のサポートや職場における配慮が促進されるような広報・啓発活動を推進します。	くらし共生協働課	くらし安全・安心まちづくり推進事業	30
111	第 5 章	8 犯罪被害者等	① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進	ア 地域のサポートや職場における配慮	犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるため、地域のサポートや職場における配慮が促進されるような広報・啓発活動を推進します。	警務部総務課	被害者支援等対策事業	118

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
112	第 5 章	8 犯罪被害者等	① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進	イ 犯罪被害者等の抱える問題への理解促進	犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害のみならず、二次的被害により苦しんでいることへの理解を促します。	くらし共生協働課	くらし安全・安心まちづくり推進事業	30
113	第 5 章	8 犯罪被害者等	① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進	イ 犯罪被害者等の抱える問題への理解促進	犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害のみならず、二次的被害により苦しんでいることへの理解を促します。	捜査第一課	女性被害者等保護総合対策事業	117
114	第 5 章	8 犯罪被害者等	① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進	イ 犯罪被害者等の抱える問題への理解促進	犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害のみならず、二次的被害により苦しんでいることへの理解を促します。	警務部総務課	被害者支援等対策事業	118
115	第 5 章	8 犯罪被害者等	② 犯罪被害者等の相談体制の整備	ア 犯罪被害者等支援総合窓口の活用	犯罪被害者が直面している問題について、個別相談窓口の案内及び犯罪被害者等施策に関する情報などの案内を行う「犯罪被害者等支援総合窓口」の活用促進を図ります。	くらし共生協働課	犯罪被害者等支援事業 くらし安全・安心まちづくり推進事業	29 30
116	第 5 章	8 犯罪被害者等	② 犯罪被害者等の相談体制の整備	ア 犯罪被害者等支援総合窓口の活用	犯罪被害者が直面している問題について、個別相談窓口の案内及び犯罪被害者等施策に関する情報などの案内を行う「犯罪被害者等支援総合窓口」の活用促進を図ります。	捜査第一課	女性被害者等保護総合対策事業	117
117	第 5 章	8 犯罪被害者等	② 犯罪被害者等の相談体制の整備	イ 性暴力被害者サポートネットワークかごしま (通称: FLOWER (フラワー)) における相談支援	「性暴力被害者サポートネットワークかごしま (通称: FLOWER (フラワー))」において、性暴力・性犯罪の被害者が安心して相談できる体制を整備し、医療面などのケアを含め、切れ目ない支援を行います。	くらし共生協働課	犯罪被害者等支援事業 くらし安全・安心まちづくり推進事業	29 30

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
118	第 5 章	8 犯罪被害者等	② 犯罪被害者等の相談体制の整備	イ 性暴力被害者サポートネットワークかごしまにおける相談支援	「性暴力被害者サポートネットワークかごしま (通称: FLOWER (フラワー))」において、性暴力・性犯罪の被害者が安心して相談できる体制を整備し、医療面などのケアを含め、切れ目ない支援を行います。	警務部総務課	被害者支援等対策事業	118
119	第 5 章	8 犯罪被害者等	② 犯罪被害者等の相談体制の整備	ウ 交通事故相談所における相談対応	不慮の交通事故に遭った方のために、交通事故相談所を設置し、専門の交通事故相談員による相談対応を行います。	くらし共生協働課	犯罪被害者等支援事業 くらし安全・安心まちづくり推進事業	29 30
120	第 5 章	8 犯罪被害者等	③ 犯罪被害者等の精神的・経済的支援の充実	ア 捜査過程等の負担軽減	犯罪被害者等への情報提供、相談、カウンセリングの実施、捜査過程における犯罪被害者等の負担軽減	捜査第一課	女性被害者等保護総合対策事業	117
121	第 5 章	8 犯罪被害者等	③ 犯罪被害者等の精神的・経済的支援の充実	ア 捜査過程等の負担軽減	犯罪被害者等への情報提供、相談、カウンセリングの実施、捜査過程における犯罪被害者等の負担軽減	警務部総務課	被害者支援等対策事業	118
122	第 5 章	9 北朝鮮当局による拉致問題等	① 拉致問題等についての啓発活動の推進		「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)を中心に、写真パネル展の開催や各種広報媒体を活用して、拉致問題の周知・啓発を行います。	社会福祉課	福祉企画事業	40
123	第 5 章	9 北朝鮮当局による拉致問題等	② 学校における拉致問題についての教育の充実		学校において、児童生徒の発達段階等に応じて、教材を効果的に活用し、拉致問題に対する理解が深まる取組を行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育開発事業	106 111
124	第 5 章	10 性的指向・性自認	① 多様な性を理解する教育や啓発活動の推進	ア 地域住民への啓発	地域住民への多様な性への理解を深めるため、当事者や民間団体等と連携して、講演会や研修会の開催、啓発資料の配付等を通じた啓発に取り組みます。	人権同和対策課	人権啓発推進事業 (人権啓発広報事業)	4

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
125	第 5 章	10 性的指向・性自認	①	ア 地域住民への啓発	地域住民への多様な性への理解を深めるため、当事者や民間団体等と連携して、講演会や研修会の開催、啓発資料の配付等を通じた啓発に取り組みます。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育啓発活動促進事業)	100
							社会教育関係専門職員等研修事業 (公民館関係者研修)	101
126	第 5 章	10 性的指向・性自認	①	イ 企業等への啓発	企業の採用や人事管理等において、性的指向や性自認を理由とする差別を排除し、公平な取扱いを行うため、関係法令等の周知に努めるとともに、人事担当者等社員を対象とした研修開催を支援します。	人権同和対策課	人権啓発推進事業 (人権啓発広報事業)	4
127	第 5 章	10 性的指向・性自認	②	ア 教職員の多様な性についての理解促進	学校において、管理職をはじめ、人権同和教育担当者、生徒指導担当者及び養護教諭等に対する研修機会を確保し、教職員自身の多様な性についての理解を深めます。	人権同和教育課	人権教育管理費 (人権教育対策)	103
							人権教育研修事業 (教職員等研修会)	104
							人権教育研修事業 (人権教育研修)	105
							人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106
							人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座)	108
人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会)	109							
人権教育開発事業	111							
128	第 5 章	10 性的指向・性自認	②	イ 学校における相談支援体制の整備	児童生徒が性的指向や性自認にかかわらず安心して学校生活を送るため、児童生徒の心情に十分配慮し、悩みや不安に寄り添う相談とその時々児童生徒の状況に応じた支援を行う体制を整備します。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106
129	第 5 章	10 性的指向・性自認	③		② 行政職員は、適切な配慮や対応を行うため、研修等を通じて理解と情報の共有を図ります。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業)	100
130	第 5 章	10 性的指向・性自認	③		② 行政職員は、適切な配慮や対応を行うため、研修等を通じて理解と情報の共有を図ります。	人権同和教育課	人権教育管理費 (人権教育対策)	103
							人権教育研修事業 (人権教育研修)	105
							人権教育推進事業 (人権教育の充実)	106

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
131	第 5 章	刑を終えて出所した人等	① 刑を終えて出所した人等の再犯防止の取組		① 刑を終えて出所した人が地域社会の一員として社会生活を営むことができるよう地域社会の理解と協力による支援を行います。	青少年男女共同参画課	再犯防止推進事業	10
132	第 5 章	刑を終えて出所した人等	① 刑を終えて出所した人等の再犯防止の取組		② 保護司会連合会, 更生保護女性連盟, 地域生活定着支援センターなどの連携した支援	青少年男女共同参画課	再犯防止推進事業	10
133	第 5 章	刑を終えて出所した人等	② 刑を終えて出所した人等の人権が尊重される人権教育・啓発		県民の再犯防止についての理解を深め, 刑を終えて出所した人等が社会復帰を果たすために, 地域や事業所等で人権意識の向上を図る教育・啓発に取り組みます。	青少年男女共同参画課	再犯防止推進事業	10
134	第 5 章	11 生活困窮者	① 生活困窮者の尊厳の保持		生活困窮者の自己肯定感・自尊感情の回復を支援します。	男女共同参画室	困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	22
135	第 5 章	11 生活困窮者	② 生活困窮者の状況に応じた包括的な支援の実施		① 福祉事務所や「くらし・しごとサポートセンター」におけるアウトリーチにより, 生活困窮者を早期発見し, 相談対応や自立支援を行います。	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業	42
136	第 5 章	11 生活困窮者	② 生活困窮者の状況に応じた包括的な支援の実施		② 必要に応じて生活保護制度を適用し, 教育, 就労, 医療, 住宅確保等の生活全般と自立の支援を行います。	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業	42
137	第 5 章	11 生活困窮者	④ 地域共生社会実現に向けた地域づくりの実践		生活困窮者のもつ多様で複合的な課題の解決に, 市町村や関係機関・団体, 地域住民をはじめ地域の様々な分野の社会資源と連携して取り組むことを通じて, 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの実践を促進します。	男女共同参画室	困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	22

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
138	第 5 章	11 アイヌ			アイヌの人々に対する理解と認識の促進	人権同和教育課	人権教育管理費 (人権教育対策) 人権教育研修事業 (教職員等研修会) 人権教育研修事業 (人権教育研修) 人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座) 人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会) 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111
139	第 5 章	12 インターネット社会における人権問題	① 人権意識をもったインターネット利用の啓発活動の推進		県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉などの人権に関する正しい理解と認識を深め、人権意識を持ってインターネットを利用することができるよう関係機関と連携し、啓発活動を積極的に推進します。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業) 社会教育関係専門職員等研修事業 (公民館関係者研修) 地域で支える家庭教育推進事業 (推進体制の整備)	100 101 102
140	第 5 章	12 インターネット社会における人権問題	② 情報モラルに関する教育の充実	イ 家庭内におけるインターネット利用のルールづくり等の促進	青少年の保護者に対して、その役割として、青少年をインターネット上の有害情報から守るために、フィルタリング利用の促進や家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行うことの重要性について啓発を行います。	青少年男女共同参画課	青少年環境づくり推進事業	9
141	第 5 章	12 インターネット社会における人権問題	② 情報モラルに関する教育の充実	イ 家庭内におけるインターネット利用のルールづくり等の促進	青少年の保護者に対して、その役割として、青少年をインターネット上の有害情報から守るために、フィルタリング利用の促進や家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行うことの重要性について啓発を行います。	社会教育課	地域で支える家庭教育推進事業 (推進体制の整備)	102
142	第 5 章	12 インターネット社会における人権問題	③ 安全・安心なインターネット利用の促進	ア 青少年を取り巻く有害環境の浄化	鹿児島県青少年保護育成条例に基づき、加害行為の抑制と自画撮り被害の未然防止に努めます。	青少年男女共同参画課	青少年環境づくり推進事業	9

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
143	第 5 章	12 インターネット社会における人権問題	④ インターネット上での人権侵害行為への対応		インターネット上での人権を侵害する書き込みや性的画像の掲出等については、関係機関と連携・協力し、削除要請等の対応を行います。	人権同和対策課	インターネットモニタリング実施事業	8
144	第 5 章	12 災害時の人権問題	① 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進	ア 災害に備える命や人権を大切にする教育・啓発の推進	災害時の切迫した状態で強い不安やストレスが重なることにより、人権に対する意識が薄らぎ、要配慮者に対する配慮が不足することがないように、災害時には一層、人権に配慮した行動をとることができるための教育・啓発を推進します。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業) 社会教育関係専門職員等研修事業 (公民館関係者研修)	100 101
145	第 5 章	12 災害時の人権問題	① 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進	ア 災害に備える命や人権を大切にする教育・啓発の推進	災害時の切迫した状態で強い不安やストレスが重なることにより、人権に対する意識が薄らぎ、要配慮者に対する配慮が不足することがないように、災害時には一層、人権に配慮した行動をとることができるための教育・啓発を推進します。	人権同和教育課	人権教育推進事業 (人権教育の充実) 人権教育開発事業	106 111
146	第 5 章	12 災害時の人権問題	① 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進	イ 風評等に基づく人権侵害事案の発生予防	② 被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深める啓発を行います。	社会教育課	人権教育啓発事業 (人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業) 社会教育関係専門職員等研修事業 (公民館関係者研修)	100 101
147	第 5 章	12 災害時の人権問題	② 人権に配慮した防災対策		① 地域コミュニティにおける要配慮者の避難経路や支援方法等を定めた防災マップ等を作成し、その情報の共有を図ることを促進します。	災害対策課	住民による避難力強化支援事業	86
148	第 5 章	12 災害時の人権問題	② 人権に配慮した防災対策		② 高齢者や障害者、乳幼児等の避難行動要支援者対策を推進します。	災害対策課	住民による避難力強化支援事業	86

(別紙 1) 基本計画 (県人権尊重の社会づくり条例第 6 条) 「第 5 章」の「施策の基本方向」等の担当課 (室) 一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
149	第 5 章	12 災害時の人権問題	② 人権に配慮した防災対策		④ 市町村における福祉避難所の指定と周知を促進します。	災害対策課	福祉避難所の指定について、市町村への周知	87
150	第 5 章	12 災害時の人権問題	② 人権に配慮した防災対策		⑤ 配慮者の視点を踏まえた防災訓練を実施します。	災害対策課	県総合防災訓練(要配慮者の訓練参加)	88
151	第 5 章	12 災害時の人権問題	③ 避難所における要配慮者への適切な対応	ア 多様な立場の人の参画による避難所運営	① 市町村の防災担当部局のみならず医療・保健・福祉部局や地域住民、ボランティア等が連携して、避難所を運営します。	危機管理課	・災害救助事務担当職員研修会	84
152	第 5 章	12 災害時の人権問題	③ 避難所における要配慮者への適切な対応	ア 多様な立場の人の参画による避難所運営	② 育児・介護・衛生・栄養その他避難者の多様なニーズを踏まえた避難所運営を行うた女性をはじめ多様な立場の人の避難所運営委員会への参画を推進します。	危機管理課	・災害救助事務担当職員研修会	84
153	第 5 章	12 災害時の人権問題	③ 避難所における要配慮者への適切な対応	イ 要配慮者への対応	① 高齢者、障害者、病気の人、女性、子ども、妊産婦、乳幼児、外国人、性的少数者等の要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、避難者同士で要配慮者を見守る体制づくりを行います。	危機管理課	・災害救助事務担当職員研修会	84
154	第 5 章	12 災害時の人権問題	③ 避難所における要配慮者への適切な対応	イ 要配慮者への対応	② 女性や子どものニーズを踏まえ、女性用トイレや更衣室、洗濯物干し場、授乳室を設置するとともに、部屋や場所割等について配慮します。	危機管理課	・災害救助事務担当職員研修会	84
155	第 5 章	12 災害時の人権問題	③ 避難所における要配慮者への適切な対応	ウ 避難所における防犯対策の実施	災害時の治安を維持するため、消防団や自警団尾当による地域の見守り体制を強化し、女性・子どもに対する性犯罪の防止等に取り組みます。	危機管理課	・災害救助事務担当職員研修会	84
156	第 5 章	12 災害時の人権問題	③ 避難所における要配慮者への適切な対応	エ 相談体制の整備	相談窓口を設置し、避難者の悩みの解消や不安の軽減を支援するとともに、避難者のニーズ等を把握し、避難所の改善を図ります。	危機管理課	・災害救助事務担当職員研修会	84

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	総務部人事課
事業名 (取組名)	政策・方針決定課程への女性の参画の推進
令和6年度 取組実績	<p>1 R7.4.1 付異動における管理的地位に占める女性職員の割合(知事部局) 15.3%(過去最高)※ ※ 課長級以上の女性職員数 69 ÷ 課長級以上の職員総数 451</p> <p>2 R7.4.1 付異動における格付別の女性登用の状況(知事部局)</p> <p>(1) 部長級 5名(過去最高) (2) 次長級 7名 (3) 課長級 57名</p>
事業の成果 (定量的評価)	女性職員の登用については、積極的な管理職登用を行っているところであり、令和7年4月1日付けの人事異動に伴い、女性職員の課長級以上の職員数、課長級以上の職に占める割合はいずれも過去最高となった。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	総務部 人事課 行政経営推進室 人材育成班
事業名 (取組名)	職員研修事業
令和6年度 取組実績	○ 新規採用職員研修(前期) 1 科目名 「人権啓発」 2 実施日 4月10日, 17日, 5月15日, 22日, 6月 5日, 12日, 19日, 26日 3 受講者数 260人
事業の成果 (定量的評価)	新規採用職員を対象として, 研修を実施し, 受講者に対してあらゆる人権問題に関する理解と認識を深めることができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	総務部学事法制課私立学校係
事業名 (取組名)	私立小・中・高等学校に対する人権教育・啓発の取組
令和6年度 取組実績	各私立小・中・高等学校に対し、人権教育及び人権啓発に関する国や県の通知文等を送付し、児童生徒の発達段階に応じた人権教育や教職員の人権啓発研修会への参加等を要請した。
事業の成果 (定量的評価)	各私立学校の状況に合わせて、児童生徒の発達段階に応じた人権教育や管理職も含めた教職員が人権教育研修会へ参加等したことにより、人権教育の一層の充実が図られた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 人権同和対策課 啓発係
事業名 (取組名)	人権啓発推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 人権啓発広報事業</p> <p>(1) 資料作成</p> <p>① 人権啓発パンフレット 1,800部作製</p> <p>② 人権啓発ポスター 2,900枚</p> <p>③ ポスターコンクール入賞作品ポスター 2,900枚</p> <p>(2) 放送広告</p> <p>① テレビ・ラジオ及びインターネット広告 (8月1日～8月31日,12月4日～12月10日)</p> <p>② 交通広告(鹿児島市へ再委託)</p> <p>(3) 研修会</p> <p>① 人権啓発指導者等研修会(9月2日, 200人, Web開催)</p> <p>② 人権啓発管理者研修会 (1月30日, 216人, Web開催)</p> <p>③ 性の多様性研修会 (2月28日, 207人, Web開催)</p> <p>(4) 地域人権啓発活動活性化事業</p> <p>① スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動 鹿児島ユナイテッドFC, 鹿児島レブナイズとの連携</p> <p>ア 人権啓発DAY 2回 (9月7日, 11月24日) ・ハーフタイムでの人権啓発PR,人権啓発ブースの設置, 人権啓発グッズの配布</p> <p>イ 人権スポーツ教室の開催 2回 (12月12日 43人, 11月9日 24人)</p> <p>② 人権ユニバーサル事業</p> <p>ア 障害者スポーツを通してのふれあい体験 (9月25日 136人)</p> <p>イ 講演及びワークショップ (11月16日 42人)</p> <p>③ 人権の花運動</p> <p>ア 17市町26校(市町村へ再委託)</p> <p>イ 県立指宿特別支援学校 ・人権の花(ひまわり)を栽培する中で人権に対する関心, 理解を深める。</p> <p>④ ミニフェスティバル</p> <p>ア 地域人権フェスティバル(霧島市, 長島町, 大崎町, 喜界町へ再委託)</p> <p>イ 人権同和問題県民のつどい (11月4日 600人) ～Respect OTHERSフェスタ～すべての個性にリスペクトを～ 【場所】 鹿児島中央駅前アミュ広場 ・ポスターコンクール入賞作品展示 ・人権啓発パネル展示 ・トークショー (シンガーソングライター(LGBT当事者), 県人権擁護委員連合会会長など)</p> <p>⑤ その他活性化事業 人権ポスターコンクールの実施</p> <p>(5) その他</p> <p>① DVD購入</p> <p>② 街頭啓発(鹿児島市へ再委託)</p> <p>③ 人権同和問題啓発強調月間及び人権週間における懸垂幕の掲示 (各地域振興局・支庁)</p> <p>④ 県ホームページ・SNSによる啓発</p> <p>⑤ 県広報媒体(テレビ・ラジオ・新聞)による啓発</p> <p>2 行政職員研修・講師派遣</p> <p>(1) 行政職員研修</p> <p>(2) 各種機関・団体等主催研修会への講師派遣</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>・施策の基本方向に貢献する取組が概ね実施できた。</p> <p>・人権啓発パンフレット, ポスター, テレビ・ラジオ及びインターネットなど様々な媒体を活用した啓発広報や研修, スポーツ組織と連携した人権啓発活動など, 多くの県民に対し, 人権に対する認識を高めてもらうための啓発を行うことができた。</p> <p>・「人権同和問題県民のつどい」を今年度も引き続き屋外の同じ会場で開催し, 前年を大幅に上回る来場者数となり広く県民に啓発を行うことができた。 (来場者数 R3 465人 R4 168人 R5 367人 R6 600人)</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 人権同和対策課
事業名 (取組名)	人権啓発交流等事業
令和6年度 取組実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 隣保館活動等推進事業 市町村が実施する隣保館活動等の促進を図るとともに、隣保館運営費の適切な執行が図られるよう指導助言を行った。 2 隣保館運営費補助事業 市町村が設置する隣保館の円滑な活動・促進等に資するために運営費の補助を行った。(補助対象市町:4市町5館) 3 隣保館連絡協議会負担金等 全国隣保館連絡協議会が行う研修会の実施に係る経費を負担するとともに、隣保館活動の振興及び隣保館相互の連絡調整を図るため、県隣保館連絡協議会への補助を行った。 4 全国人権同和行政促進協議会 人権同和問題の早期解決のため、全国人権同和行政促進協議会の会員として、政府等への要請活動や情報交換等を行った。 5 人権啓発活動促進事業 同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた啓発活動等推進している運動団体に対し、啓発活動費の補助を行った。
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国人権同和行政促進協議会においては、「同和問題啓発強調月間」における啓発取組状況などについて、会員県相互に情報共有を図ることができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 人権同和対策課
事業名 (取組名)	(県人権同和问题啓発推進協議会)
令和6年度 取組実績	<p>県人権同和问题啓発推進協議会の開催</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催日時:令和6年8月21日(月) 2 出席者:県, 鹿児島労働局, 鹿児島地方法務局, 各種経済団体, 運動団体 等 3 内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 令和5年度活動実績及び令和6年度活動計画等について (2) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 令和5年度「人権についての県民意識調査」結果の概要について イ 人権侵犯事件の状況等(鹿児島地方法務局説明) ウ 基本計画(条例第6条)に基づく実施状況 エ 県人権教育・啓発基本計画の改定について (3) その他 <ol style="list-style-type: none"> 意見交換
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国, 県, 各種団体等の関係機関がそれぞれの活動実績や活動計画を共有し, 今後も, 関係機関が連携協力しながら, 人権同和問題の解消に向けて取り組むことを確認することができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 人権同和対策課
事業名 (取組名)	(県市町村人権同和行政主管課長等会議)
令和6年度 取組実績	<p>鹿児島県市町村人権同和行政主管課長等会議の開催</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催日時:令和7年2月21日(金) 2 参加者:県内市町村の人権同和行政を所管する課長等 3 内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県からの説明 <ol style="list-style-type: none"> ア 人権に関する条例の制定について イ 県人権教育・啓発基本計画(3次改定)について ウ パートナーシップ制度について エ インターネットモニタリングについて (2) 意見交換 <ol style="list-style-type: none"> ア インターネットモニタリングについて イ 人権条例について ウ パートナーシップ制度について
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び各市町村の担当課長等がインターネットモニタリングの実施状況や本県内のパートナーシップ制度の導入状況について理解を深めることができた。 ・ 県の人権施策に関する現状や考えを市町村に周知するとともに、各市町村の人権施策の状況等について共有することができた。また、今後も、県と市町村が連携協力しながら、差別の解消に向けて取り組むことを確認することができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 人権同和対策課
事業名 (取組名)	インターネットモニタリング実施事業
令和6年度 取組実績	令和6年度から専任の職員(会計年度任用職員)を配置し、人権侵害の防止を図るため、人権侵害の助長・誘発につながるインターネット上の悪質な書き込み等のモニタリングを実施した。 1 実施主体: 県 2 内容: 週24時間程度のモニタリングによる差別的書き込みの抽出及び記録
事業の成果 (定量的評価)	・ 専任の職員を配置してモニタリングを実施することにより、年間を通して、悪質な書き込み等をより早期に発見し、対応することが可能な体制を確立することができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 青少年男女共同参画課 青少年育成係
事業名 (取組名)	青少年環境づくり推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 青少年保護育成審議会 (1) 審議会委員：委員14人 (2) 会議の開催：2回（令和6年7月12日，令和7年1月17日） (3) 有害図書等の指定：22冊</p> <p>2 青少年環境づくり会議 (1) 青少年環境づくり懇談会 各地域振興局・支庁単位で青少年環境づくり懇談会を開催し，関係業界代表者等による青少年問題及び有害環境等についての情報交換を実施 開催回数：7回（各1回×7箇所） (2) 青少年環境情報紙「ヘルシーユースかごしま」の発行 内容：青少年をSNS等利用や薬物乱用の危険から守るために 発行数：10,000部 (3) 県少年補導センター連絡協議会 県内17市が加盟する県少年補導センター連絡協議会に業務委託し，少年補導委員等研修会の開催及び非行防止啓発資料「心豊かな青少年へ」を発行 発行数：64,400枚</p> <p>3 立入調査指導 青少年保護育成条例に基づき，図書等取扱店や携帯ショップ等への立入調査を実施 調査店舗数：827店舗</p> <p>4 図書等自販機設置届出事務処理交付金 県青少年保護育成条例で規定する図書等自動販売機等の設置の届出等に関する事務処理を移譲する14市町村へ交付金を交付</p>
事業の成果 (定量的評価)	各地域振興局・支庁単位で開催した青少年環境づくり懇談会での関係者による情報交換や，県青少年保護育成条例に基づく立入調査の実施等，青少年を取り巻く有害環境の浄化に向けた取組を実施した。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 青少年男女共同参画課青少年育成係
事業名 (取組名)	再犯防止推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 鹿児島県再犯防止推進会議</p> <p>(1) 鹿児島県再犯防止推進会議:委員 21 人</p> <p>(2) 会議の開催:令和6年 11 月19日</p> <p>(3) 開催内容:再犯防止に関する県の取り組みや課題を踏まえた今後の取り組みについて</p> <p>2 再犯防止活動推進事業</p> <p>(1) 鹿児島県再犯防止推進シンポジウムの開催</p> <p>ア 開催場所:国分ハウジングシビックホール(多目的ホール)</p> <p>イ 開催日:令和6年 11 月1日(金)</p> <p>ウ 開催内容:基調講演 (鹿児島県保護観察所統括保護観察官 小澤 直幸氏) パネルディスカッション等</p> <p>(2) 刑期を終了した者等が心安らぐ居場所づくり</p> <p>ア 開催場所:かごしま国際交流センター・鴨池福祉館等</p> <p>イ 開催回数:13 回</p> <p>ウ 開催内容:刑期を終了した者等を対象にした交流会(料理教室等)の実施</p>
事業の成果	鹿児島県再犯防止推進会議において、再犯防止に関する県の取組や課題を踏まえた今後の取組について協議を行うとともに、再犯防止活動推進事業では、再犯防止等に関する県民への意識啓発のためのシンポジウムの開催や刑期を終了した者等が心安らぐ居場所づくりを行った。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 青少年男女共同参画課青少年育成係
事業名 (取組名)	青少年団体連絡協議会補助事業
令和6年度 取組実績	<p>1 子どもふれあい事業 各団体の企画運営力を高めるための事業</p> <p>(1) 開催日 令和7年3月9日</p> <p>(2) 開催場所 桜島ビジターセンターなど</p> <p>(3) 事業内容 青少年団体連絡協議会の主催による桜島火山体感バスツアー(桜島ビジターセンター, 桜島溶岩なぎさ遊歩道, 湯之平展望所), 火山灰アート体験(桜島焼)</p>
事業の成果	青年を中心とした青少年団体連絡協議会加盟団体の企画により, 事業に参加した青少年に対して, 桜島を舞台に「学ぼう! ふれよう! 味わおう! 灰とマグマの地桜島体験ツアー」を実施した。参加した青少年が体験的に学べる取組を実施した。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	青少年男女共同参画課
事業名 (取組名)	青少年育成指導事業
令和6年度 取組実績	<p>1 青少年育成指導員の配置</p> <p>(1) 設置箇所 各地域振興局・支庁(7人)</p> <p>(2) 内容 青少年育成県民運動の普及・啓発を図るため、家庭や地域等が主体的に青少年を育てる気風を盛り上げ、これらの取組に対して側面からの支援を行う。</p> <p>ア 「郷土(ふるさと)に学び・育む市少年運動」の普及・啓発</p> <p>(ア) 夏の「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」(令和6年7月1日～8月31日)</p> <p>(イ) 「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」強調月間(令和6年11月1日～11月30日)</p> <p>(ウ) 春の「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」(令和7年3月11日～4月10日)</p> <p>イ 社会環境浄化対策の推進</p> <p>(ア) 青少年保護育成条例に基づく県内立ち入り調査の実施 調査店舗数 827 店舗</p> <p>(イ) 青少年環境づくり懇談会の実施などによる関係業者、機関・団体等との意見交換・連携強化</p> <p>ウ 関係機関・団体等との情報交換・連携調整 学校等の関係機関への訪問件数(延べ数)3,679 件(令和7年2月末時点)</p> <p>エ 青少年育成指導員の資質向上 青少年育成指導員等研修会の開催 日時: 令和6年6月18日 開催方法: オンライン</p>
事業の成果 (定量的評価)	青少年育成県民運動の普及・啓発を図るため、関係機関への訪問、研修会、広報活動等、関係機関と連携した取組を進めることができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	青少年男女共同参画課
事業名 (取組名)	企画調整事業(連絡調整事業・青少年育成県民運動検討事業)
令和6年度 取組実績	<p>1 県青少年対策本部会議 青少年対策を総合的に推進するため、県青少年対策本部会議を開催した。</p> <p>(1) 第1回 ① 開催日 令和6年7月31日 ② 議事 ・「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」について (令和5年度の実績及び令和6年度の展開) ・青少年の現状について ・青少年県民運動の見直しについて</p> <p>(2) 第2回 ① 開催日 令和6年10月21日～28日(書面開催) ② 議事 ・青少年県民運動の見直しに係る素案(仮)に対する意見について</p> <p>(3) 第3回 ① 開催日 令和7年1月29日～2月4日(書面開催) ② 議事 ・青少年県民運動の見直しに係る最終案に対する意見について</p> <p>2 県青少年問題協議会 青少年の育成に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項を調査審議するため、県青少年問題協議会を開催した。</p> <p>(1) 第1回 ① 開催日 令和6年8月8日 ② 議事 ○ 報告事項 ・「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」について (令和5年度の実績及び令和6年度の展開) ・青少年の現状について ○ 協議事項 ・青少年育成県民運動の見直しについて</p> <p>(2) 第2回 ① 開催日 令和6年11月8日 ② 議事 ○ 協議事項 ・青少年育成県民運動の見直しに係る素案について</p> <p>(3) 第3回 ① 開催日 令和7年2月13日 ② 議事 ○ 協議事項 ・青少年育成県民運動の見直しに係る最終案について</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>青少年の指導、育成及び保護に関する総合的な施策の展開方策等について、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえた協議を行うことができた。</p> <p>また、平成18年の運動制定時から、青少年を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、青少年育成県民運動の指針となる「鹿児島県青少年育成県民運動推進基本方針」及び「『郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動』推進要綱」の内容の見直しを行った。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	青少年男女共同参画課
事業名 (取組名)	「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 青少年運動推進事業</p> <p>(1) 青少年育成指導員等研修会の開催(オンライン)</p> <p>(2) 青少年育成指導員による管内の市町村, 学校, 関係機関・団体, 青少年育成コーディネーター等への指導助言, 情報の提供</p> <p>(3) 鹿児島県青少年育成指導者研修会(県内2箇所)</p> <p>(4) 広報誌「せつとべ」の発行(2,500部×2回)</p> <p>(5) 「家庭の日」作品募集等</p> <p>(応募作品数)</p> <p>絵画・ポスター: 2,354点(379校)</p> <p>標語: 18,500点(255校)</p> <p>2 県民会議運営事業</p> <p>(1) 総会(6/6)・常任委員会(5/22)の開催</p> <p>(2) 地域青少年育成推進協議会の開催(県内7カ所)</p> <p>(3) 青少年県民育成会議表彰(2団体及び6個人)</p>
事業の成果 (定量的評価)	青少年育成関係者の研修の開催や広報誌の発行, 青少年育成団体の表彰などの取組により, 県内各地における地域ぐるみの青少年育成運動を展開することができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	青少年男女共同参画課 男女共同参画室																														
事業名 (取組名)	地域におけるジェンダー平等推進事業																														
令和6年度 取組実績	<p>1 「“わたし”から“地域”からはじまる 男女共同参画・ジェンダー平等～地域MINNA会議」の開催</p> <table border="1"> <tr> <td>開催市町</td> <td>出水市</td> <td>天城町</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>11月24日(日)</td> <td>12月1日(日)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>146人</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>出水市中央公民館</td> <td>天城町防災センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内容</td> <td>(1) 講演 講師:清田隆之氏 (文筆業・「桃山商事」代表)</td> <td>(1) オリジナル落語 演者:きのうゆうじ氏 (奄美市在住アマチュア落語愛好家)</td> </tr> <tr> <td>(2) 事例発表</td> <td>(2) パネルトーク</td> </tr> <tr> <td>(3) 対話ワークショップ</td> <td>(3) 対話ワークショップ</td> </tr> </table> <p>2 「地域から始めるジェンダー平等トップセミナー」の開催</p> <table border="1"> <tr> <td>開催日</td> <td>令和7年1月15日(水)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>117人(会場64人, オンライン53人)</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>ホテルウェルビューかごしま(オンライン配信あり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内容</td> <td>(1) 基調講演 講師:田瀬和夫氏 (SDGパートナーズ有限会社代表取締役 CEO)</td> </tr> <tr> <td>(2) 事例発表 発表者:原田紀代美氏 (兵庫県豊岡市くらし創造部多様性推進・ジェンダーギャップ対策課 課長補佐)</td> </tr> <tr> <td>(3) 啓発イベント開催市町によるクロストーク 登壇者:出水市長, 天城町長, 県男女共同参画局長 ファシリテーター:たもつゆかり氏</td> </tr> </table> <p>3 効果的な普及啓発の実施 国際女性デーにあわせてアミュビジョンで動画放映を行った。 (放映期間:令和7年3月3日～3月9日)</p> <p>4 かごしまジェンダー平等推進ポータルサイトの運営 男女共同参画・ジェンダー平等についての情報を掲載するポータルサイトを運営し, 県民に広く情報発信を行った。</p>		開催市町	出水市	天城町	開催日	11月24日(日)	12月1日(日)	参加人数	146人	90人	会場	出水市中央公民館	天城町防災センター	内容	(1) 講演 講師:清田隆之氏 (文筆業・「桃山商事」代表)	(1) オリジナル落語 演者:きのうゆうじ氏 (奄美市在住アマチュア落語愛好家)	(2) 事例発表	(2) パネルトーク	(3) 対話ワークショップ	(3) 対話ワークショップ	開催日	令和7年1月15日(水)	参加人数	117人(会場64人, オンライン53人)	会場	ホテルウェルビューかごしま(オンライン配信あり)	内容	(1) 基調講演 講師:田瀬和夫氏 (SDGパートナーズ有限会社代表取締役 CEO)	(2) 事例発表 発表者:原田紀代美氏 (兵庫県豊岡市くらし創造部多様性推進・ジェンダーギャップ対策課 課長補佐)	(3) 啓発イベント開催市町によるクロストーク 登壇者:出水市長, 天城町長, 県男女共同参画局長 ファシリテーター:たもつゆかり氏
開催市町	出水市	天城町																													
開催日	11月24日(日)	12月1日(日)																													
参加人数	146人	90人																													
会場	出水市中央公民館	天城町防災センター																													
内容	(1) 講演 講師:清田隆之氏 (文筆業・「桃山商事」代表)	(1) オリジナル落語 演者:きのうゆうじ氏 (奄美市在住アマチュア落語愛好家)																													
	(2) 事例発表	(2) パネルトーク																													
	(3) 対話ワークショップ	(3) 対話ワークショップ																													
開催日	令和7年1月15日(水)																														
参加人数	117人(会場64人, オンライン53人)																														
会場	ホテルウェルビューかごしま(オンライン配信あり)																														
内容	(1) 基調講演 講師:田瀬和夫氏 (SDGパートナーズ有限会社代表取締役 CEO)																														
	(2) 事例発表 発表者:原田紀代美氏 (兵庫県豊岡市くらし創造部多様性推進・ジェンダーギャップ対策課 課長補佐)																														
	(3) 啓発イベント開催市町によるクロストーク 登壇者:出水市長, 天城町長, 県男女共同参画局長 ファシリテーター:たもつゆかり氏																														

<p>事業の成果 (定量的評価)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の方々を対象に、日常の身近な話題からジェンダーギャップへの気づきと行動変容を促すことができた。また、市町村及び県男女共同参画地域推進員の継続した取組のきっかけづくりに資することができた。 ○「参加前に比べて、男女共同参画・ジェンダー平等に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合:95.5%(出水市), 89.1%(天城町) ・市町村長等を対象にセミナーを開催することで、男女共同参画・ジェンダー平等への理解を深め、市町村における一層の取組推進に向けた気運醸成を図ることができた。 ○「参加前に比べて、男女共同参画・ジェンダー平等に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合:97%
--------------------------	--



【地域 MINNA 会議】



【トップセミナー】

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 男女共同参画室 相談支援係 かごしま県民交流センター男女共同参画推進課
事業名 (取組名)	配偶者等からの暴力対策推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 県民等に対する広報・啓発</p> <p>(1) 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)街頭キャンペーン, 展示</p> <p>(2) 法律相談「女性のための法律110番」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日 11月19日 13人 <p>(3) 女性に対する暴力をなくすセミナーの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日 11月21日 53人 <p>(4) DV防止及び被害者支援のためのアドバイザーの派遣 全3回</p> <p>2 相談員等人材の育成, 相談体制の充実</p> <p>(1) 相談業務研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日 6月7日 107人 <p>(2) DV相談員専門講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日 1月30日 59人 <p>(3) DV被害者支援コーディネーターの派遣 全9回</p> <p>3 支援関係機関の連携強化, 市町村への支援</p> <p>(1) 県・市町村配偶者暴力相談支援センター・DV担当課長等研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日 4月25日 85人 <p>4 若年層への意識啓発</p> <p>(1) 学校への男女共同参画お届けセミナー(デート防止等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施校 19校 ・ 参加者 4,156人 <p>(2) 啓発資料の作成・配布(高校, 高専, 短大, 大学等に配布)</p>
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政担当者や相談員等を対象とした研修会の開催により, 相談員等の資質向上が図られた。 ・ 街頭キャンペーンや若年層へのセミナーの開催により, DVの防止や相談窓口について広く県民に啓発を行うことができた。



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 男女共同参画室 相談支援係
事業名 (取組名)	SNS 相談事業
令和6年度 取組実績	<p>1 SNS による相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の名称:鹿児島県 DV 相談窓口「With You」 ・開設日・開設時間:月曜日 正午～午後5時 土・日曜日 午後5時～午後10時 ※ 年末年始(12月29日～1月3日)を除く ※ 祝日と重なった場合でも, 上記時間において相談対応する。 <p>2 SNS 相談窓口の周知</p> <p>相談窓口カードやチラシの設置等による相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口カード及びチラシの作成・配布 ・地域の情報紙への掲載 ・ホームページや SNS を通じた広報
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県DV相談窓口「With You」を開設した。(R6.11.30) ・街頭キャンペーンや若年層へのセミナーの開催により, DV の防止や相談窓口について広く県民に啓発を行うことができた。



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	青少年男女共同参画課 男女共同参画室
事業名 (取組名)	男女共同参画連絡調整事業
令和6年度 取組実績	<p>1 男女共同参画行政担当者等研修会の開催</p> <p>(1) 開催日:4月26日</p> <p>(2) 対象:県,市町村の職員 77人</p> <p>(3) 内容:県の事業概要説明,講話等</p> <p>2 各種広報媒体を活用した啓発活動</p> <p>(1) 県政広報媒体を活用した広報啓発</p> <p>(2) 啓発用リーフレットの活用</p> <p>(3) 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の活用</p>
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政担当者等研修会を開催することにより,県・市町村の担当者への男女共同参画の理解促進が図られた。 ・ 県政広報媒体による広報や,様々な機会において男女共同参画に関する各種リーフレット等を活用した周知啓発を行うことにより,県民や事業者等における男女共同参画の理解促進が図られた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	青少年男女共同参画課 男女共同参画室
事業名 (取組名)	職場におけるジェンダー平等推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 鹿児島県女性活躍推進会議 女性の活躍推進に向けた取組を加速するため、経済団体や行政等の多様な主体で構成する県女性活躍推進会議を開催した。</p> <p>(1) 開催回数 2回(R6.6.27, R6.10.23)</p> <p>(2) 内 容 ・ 鹿児島県の女性活躍推進に向けた取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進優良企業知事表彰選考基準の改定案について ・ 令和6年度女性活躍推進優良企業知事表彰の選考について 等 <p>2 鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰 女性活躍推進に積極的に取り組む企業を表彰し、その事例を「優良企業取組事例集 ONE STEP」に掲載し、情報発信する。</p> <p>(1) R6年度表彰企業</p> <p>101人以上の部:医療法人あさひ会, 社会福祉法人敬天会</p> <p>100人以下の部:(株)東条設計, リコーITソリューションズ(株)鹿児島事業所</p> <p>(2) 事例集発行部:3,000部</p> <p>3 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 女性が働きやすい環境づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などに積極的に取り組む企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年2月末時点 256社(R6.4~R7.1末 60社) <p>4 職場におけるジェンダー平等推進フォーラム 職場におけるジェンダー平等、働き方改革を進めるため、企業経営者等を対象にフォーラムを開催した。</p> <p>(1) 開催時期 令和6年11月14日(木) 13:30~16:30</p> <p>(2) 場 所 城山ホテル鹿児島(オンライン併用)</p> <p>(3) 対 象 者 県内企業の経営者・管理職 等</p> <p>(4) 内 容 優良企業知事表彰式, 取組発表, 基調講演 等</p> <p>(5) 講 師 浜田 敬子 氏(ジャーナリスト)</p> <p style="padding-left: 40px;">「男性中心企業の終焉~なぜ組織にダイバーシティが必要なのか~」</p> <p>(6) 参 加 者 118名(うちオンライン51名)</p> <p>5 男性の育児・介護休業取得促進セミナー 男性の育児・介護参加を含め、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現することができる職場づくりを促進するため、管理職等を対象に研修を開催する。</p> <p>(2回連続講座:理論編, 実践編)</p> <p>(1) 開催時期:令和7年1月22日(水), 2月5日(水)</p>

	<p>(2) 対象者: 県内企業の管理職, 人事労務担当者等</p> <p>(3) 内容: 講義, 事例発表, 育児・介護休業を取得した男性の体験談の発表, 業務改善ワークショップ 等</p> <p>(4) 講師: 渥美 由喜 氏 (ダイバーシティ&WLB コンサルタント)</p> <p>(5) 発表者: ① 育児休業を取得した男性の体験談 医療法人クオラ 亀崎 翔太 氏 ② 先進事例の発表 株式会社サカタ製作所 代表取締役社長 坂田 匠 氏</p> <p>(6) 参加者: 延べ 77 名 (うちオンライン 57 名 ※2回目は全面オンライン)</p> <p>6 アドバイザー派遣</p> <p>職場におけるジェンダー平等の理解と取組の促進を図るため, 事業所等に社会保険労務士, 経営コンサルタント等のアドバイザーを派遣し, 意識改革に向けた研修や事業主行動計画策定の支援等を行った。</p> <p>(1) 対象者 事業所, 経済団体等 延べ 22 団体</p> <p>(2) 内容 意識改革研修, 一般事業主行動計画策定支援 等</p> <p>(3) 派遣期間 7月～3月</p>
<p>事業の成果 (定量的評価)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラムの開催やアドバイザーの派遣等により, 企業経営者等のジェンダー平等に対する理解促進が図られた。 ・ 職場におけるジェンダー平等推進フォーラム 満足, やや満足と回答した割合 99% ・ 男性の育児・介護休業取得促進セミナー 満足, やや満足と回答した割合 1回目:100% 2回目:100% ・ 県女性活躍推進宣言企業登録数 256 社 (R7.3 月末) 前年度比+60 社



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 男女共同参画室 相談支援係
事業名 (取組名)	困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業
令和6年度 取組実績	<p>1 市町村や団体等が実施する研修への講師派遣（4回）</p> <p>(1) 始良・伊佐地区民生委員・児童委員現任研修会(11月5日)</p> <p>(2) 徳之島地区民生委員・児童委員現任研修会(12月24日)</p> <p>(3) 生きづらさに寄り添う支援者のための研修会(1月22日)</p> <p>(4) 自主研修「女性のくらし支援について」(3月12日)</p> <p>2 就労等に関する専門相談の実施</p> <p>(1) 就労支援相談 23件</p> <p>(2) 社会参加支援相談 21件</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>就労支援等専門相談では、キャリアコンサルタントによる必要なスキルを見極めてひとりひとりに合った働き方を見つけるサポートや、精神保健福祉士による働くことに不安を抱える方の社会参加に向けたサポートを行うことで、様々な困難を抱える女性の就労支援等について専門的に対応することができた。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課
事業名 (取組名)	男女共同参画情報提供事業
令和6年度 取組実績	<p>1 情報紙「鹿児島県男女共同参画センターだより」の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成部数 9,000部/回(年2回) ・ 配布先 国・県・市町村, 学校, 金融機関, 活動団体等 <p>2 ホームページ・フェイスブックによる情報提供</p>
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターだよりの配布により, 男女共同参画センターの活動を周知するとともに男女共同参画・ジェンダー平等への理解の促進が図られた。 ・ ホームページやフェイスブックを活用した情報提供を行うことで, 適時により広く情報を発信することができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課
事業名 (取組名)	男女共同参画社会促進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 県民に対する意識啓発</p> <p>(1) 男女共同参画週間事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期 間 7月25日～31日 ・場 所 かがしま県民交流センターほか ・テーマ 「New Movement！ 意識をカタチに, 思いを行動に！」 <p>① 展示「数字よ, 語れ！ かがしま×ジェンダー平等」</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月25日～7月31日 かがしま県民交流センター1階レクチャースペース 7月25日～8月30日 県庁1階ロビー 7月25日～7月31日 マルヤガーデンズ5階無印良品“OpenMUJI” <p>② 中高生対象ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日 7月27日 場 所 かがしま県民交流センター 参加者 10人 <p>③ かがしまの男女共同参画・ジェンダー平等をみんなで考える日 (ジェンダー落語, トーク・ライブ, 対話ワークショップ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日 7月28日 場 所 かがしま県民交流センター 参加者 98人 <p>(2) 男女共同参画基礎講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 6月1日, 15日, 22日, 7月6日 ・場 所 かがしま県民交流センター ・参加者 延べ 357人 <p>(3) 図書等の収集・貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備図書 46冊 ・貸 出 137冊 <p>2 男女共同参画地域推進員の活動支援</p> <p>(1) 男女共同参画基礎講座地域版の実施</p> <p>① 南薩地区(南さつま市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 9月7日, 14日 ・場 所 南さつま市民会館 ・参加者 延べ 60人 <p>② 大島地区(奄美市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 10月26日, 27日 ・場 所 奄美市役所 ・参加者 延べ 29人 <p>3 若年層のための意識啓発</p> <p>(1) 学校への男女共同参画お届けセミナーの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施校 5校 ・参加者 276人 <p>(2) デートDV防止セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 1月26日

	<ul style="list-style-type: none"> ・場 所 SSプラザせんだい ・参加者 15人 <p>(3) 高校生のためのピアサポーター養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 12月21日 ・場 所 かがしま県民交流センター ・参加者 18人
事業の成果 (定量的評価)	<p>県内の様々な地域において、また、あらゆる年齢層を対象に、男女共同参画社会の形成を促進するための、講座やセミナー、広報活動を行うことができた。そのことにより、県民の意識啓発や人材育成、地域推進員の活動支援を行うことができた。</p>



男女共同参画基礎講座



男女共同参画週間事業 中学生対象ワークショップ

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課
事業名 (取組名)	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 学校におけるワークショップ等の開催</p> <p>(1) 実施校 小学校 11 校, 義務教育学校2校</p> <p>(2) 参加者 児童・生徒を対象としたワークショップ 1,168 人 教職員を対象としたセミナー 215 人 保護者・地域住民を対象としたワークショップ 195 人 事業参観者 45 人</p> <p>2 教職員向けの男女共同参画研修・ワークショップの開催</p> <p>(1) 対 象 県内公立・市立の小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 特別支援学校の教職員</p> <p>(2) 場 所 かがしま県民交流センター</p> <p>(3) 参加者 37 人</p> <p>3 報告書の作成・配布</p> <p>(1) 作成部数 800 部</p> <p>(2) 配 布 先 国・県・市町村関係各所, 教育庁及び市町村教育委員会, 県内小・中学校等</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>県教育委員会, 市町村教育委員会, 地域振興局, 市町村男女共同参画担当課, 県男女共同参画地域推進員と連携を取り, 7地区 13 の小学校・義務教育学校において実施することができた。延べ 1,623 人に参加していただき, 本事業を通して地域全体で人権意識を高め, 男女共同参画社会の形成促進を図ることができた。</p>



生徒を対象としたワークショップ



教職員向けの男女共同参画研修・ワークショップ

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画室 かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課
事業名 (取組名)	女性のエンパワーメント事業
令和6年度 取組実績	<p>1 女性のキャリアデザインセミナー (1) 開催時期 10月～2月 (2) 開催場所 かごしま県民交流センター等 (3) 対 象 就業している, 又は就業しようとする女性 延べ78人(うちweb10人)</p> <p>2 働く女性・地方自治を担う女性のエンパワーメントセミナー (1) 開催時期 11月～2月 (2) 開催場所 かごしま県民交流センター等 (3) 対 象 ・ 管理職や管理職候補の女性, 管理職を目指す女性 ・ 地域自治組織やNPOの活動実践者, 地方自治体職員, 政治参画を目指す女性等 延べ146人(うちweb38人)</p> <p>3 女性のデジタル入門セミナー (1) 開催時期 10月～2月 (2) 開催場所 かごしま県民交流センター等 (3) 対 象 ・ デジタル分野のキャリアに興味がある若年女性 ・ デジタルスキルの習得により, キャリア継続や再就職を希望する, または興味がある女性 延べ60人(うちweb18人)</p> <p>4 県女性活躍推進会議女性ワーキンググループによる協議 (1) 開催日 9月3日, 2月4日 (2) 内 容 令和6年度県の女性活躍推進に向けた取組について 働く女性特有の健康課題について 等</p>
事業の成果 (定量的評価)	女性を対象とした各種セミナーを開催することにより, 様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに女性のスキル向上の機会を提供することができた。



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課
事業名 (取組名)	男女共同参画相談事業
令和6年度 取組実績	<p>1 一般相談の実施 1,670 件</p> <p> うち暴力行為等関係 793 件</p> <p> うち就労関係 92 件</p> <p>2 専門相談の実施 60 件</p> <p> (1) 法律相談 45 件</p> <p> (2) メンタルヘルス相談 7 件</p> <p> (3) 男性相談 8 件</p> <p>3 若者を対象とした相談窓口の開設</p> <p> 鹿児島大学医学部保健学科ボランティアサークルと共催で実施</p>
事業の成果 (定量的評価)	性別に起因する夫婦・家庭・子育て・就業等の悩みを抱える方の相談に応じ、助言や専門機関の紹介等を行うことにより、相談者による自己解決に寄与した。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	くらし共生協働課
事業名 (取組名)	犯罪被害者等支援事業
令和6年度 取組実績	<p>1 性犯罪被害者等支援事業</p> <p>(1) 被害者相談支援運営及び機能強化の取組 国が進めるワンストップ支援センター事業が令和4年度から365日24時間体制になったことに伴い、同年度から女性相談員を1名増員し、令和6年度も同様の体制を保持した。</p> <p>(2) 医療費等(公費負担)の支援 性暴力被害者に対する病院等への付添支援やカウンセリング等の医療費及び弁護士相談費用の公費負担を行った。</p> <p>(2) 広報啓発等の実施 ポスター、ポケットティッシュ等を作成し、キャンペーン等を通じて配布するなど啓発活動に努めた。</p> <p>2 交通事故被害者等支援事業</p> <p>(1) 交通事故相談所に交通事故相談員2名を配置し、交通事故被災者等への相談対応を実施した。</p> <p>(2) 出張相談を実施した。 (大隅地域振興局, 大島支庁)</p> <p>(3) 無料弁護士相談を実施した。</p> <p>(4) 交通事故相談員の研修を実施した。</p> <p>(5) リーフレットを作成・配布, ホームページでの掲載等で広報啓発活動を実施した。</p>
事業の成果 (定量的評価)	県が主催する鹿児島県くらし安全・安心県民大会や、犯罪被害者週間におけるキャンペーン等において積極的に人権についての啓発活動を推進し、支援の充実に努めた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	くらし共生協働課
事業名 (取組名)	くらし安全安心まちづくり推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 犯罪被害者等支援総合窓口での相談受理業務</p> <p>課内に「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置し、県の施策や個別相談窓口を案内した。</p> <p>2 市町村犯罪被害者等施策主管課担当者会議の開催</p> <p>7月10日、各市町村と犯罪被害者支援に対する共通認識を図るため、鹿児島県警察、各市町村犯罪被害者等支援等施策担当者等とオンラインによる担当者会議を開催した。</p> <p>3 「犯罪被害者支援の日」における取組</p> <p>10月3日、鹿児島中央駅前広場で行われた(公社)かごしま犯罪被害者支援センター主催の「犯罪被害者支援の日街頭キャンペーン」に参加し、犯罪被害者への理解を求める広報啓発を実施した。</p> <p>4 犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)における取組</p> <p>(公社)かごしま犯罪被害者支援センター主催の「犯罪被害者週間オープニングキャンペーン」、「犯罪被害者支援フォーラム 2024INかごしま」を共催した。</p> <p>5 広報啓発</p> <p>県ホームページによる周知のほか、警察庁が発行する「犯罪被害者等施策メールマガジン」を各市町村等へ情報提供した。</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>「犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間」、「年末年始の地域安全運動」において、県内各地におけるキャンペーン等の実施や、各種会議、くらし安全・安心県民大会を通じて人権について啓発活動の推進や支援の充実に努めた。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 暮らし共生協働課
事業名 (取組名)	多文化共生推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 在留外国人と県民との交流促進事業 自治会等が実施する、在留外国人が住みやすく、また、在留外国人と地域住民との交流を促進する取組等を支援した。(18件)</p> <p>2 日本語・日本文化等理解講座 地理的な特性により、交通の事情で講座に通えない在留外国人もいることから、オンラインによる講座を実施した。(全5回)</p> <p>3 日本語教育人材養成事業 在留外国人が生活に必要な日本語能力を身に付けることを支援する人材を養成し、日本語教師や日本語ボランティア等を確保するため、対象者別の講座をオンラインで開催するとともに、受講者の情報をリスト化して育成の状況を把握し活用を図った。(①日本語ボランティア入門講座(全3回)、②日本語ボランティアスキルアップ講座(全6回)、③日本語教師スキルアップ講座(全2回))</p> <p>4 災害時外国人支援ボランティア養成事業 災害時の外国人支援として、災害時や避難時等に必要な基礎知識の習得や通訳・翻訳に関するスキルを学ぶ講座を開催して災害時に外国人を支援するボランティアを育成した。(7/7[対面], 7/20[オンライン])</p> <p>5 関係機関との連絡調整 日本語教室のネットワーク化及び情報共有や意見交換等を行う地域日本語教育ネットワーク会議(10/10)や、市町村等を対象として情報共有や意見交換等を行う多文化共生社会推進会議(10/29, 11/15, 1/21)等を開催した。</p>
事業の成果 (定量的評価)	日本語サポーター養成講座、災害時外国人支援ボランティア養成講座等を開催し在留外国人を支援する人材を養成することにより、外国人がくらしやすい地域づくりが進められている。



災害時外国人ボランティア養成講座



地域日本語教育ネットワーク会議

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

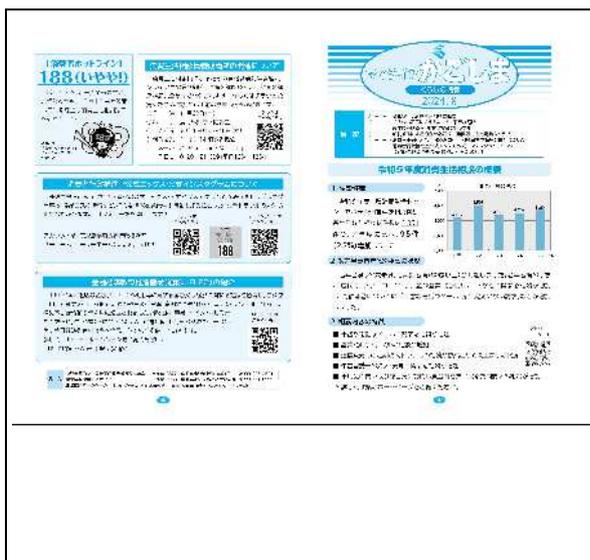
所属名	男女共同参画局くらし共生協働課																																								
事業名 (取組名)	外国人総合相談窓口運営事業																																								
令和6年度 取組実績	<p>1 外国人総合相談窓口の運営 在留外国人に対して多言語での情報提供や相談を行う「外国人総合相談窓口」を運営</p> <p>(1) 設置場所 かごしま県民交流センター1階 国際交流プラザ内</p> <p>(2) 開所日時 原則火曜日～日曜日, 午前9時～午後5時</p> <p>(3) 相談体制 相談員2人(ベトナム人1人, 日本人1人)</p> <p>(4) 主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格や雇用, 医療・福祉等の生活に係る相談対応(多言語コールセンターやテレビ電話通訳等も活用) ・ 出張相談 など <p>(5) 令和6年度相談件数 371 件(令和7年3月末時点)</p> <p>【相談件数別】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入管手続</th> <th>雇用・労働</th> <th>社会保険・年金</th> <th>税金</th> <th>医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>105</td> <td>30</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>13</td> </tr> <tr> <th>出産・子育て</th> <th>教育</th> <th>日本語学習</th> <th>防災・災害</th> <th>住宅</th> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>35</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <th>身分関係</th> <th>交通・運転免許</th> <th>通訳・翻訳</th> <th>福祉</th> <th>マイナンバー</th> </tr> <tr> <td>9</td> <td>13</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>ウクライナ関係</th> <th>コロナウイルス関係</th> <th>手続一般</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>15</td> <td>108</td> <td>371</td> </tr> </tbody> </table>	入管手続	雇用・労働	社会保険・年金	税金	医療	105	30	1	3	13	出産・子育て	教育	日本語学習	防災・災害	住宅	3	1	35	3	10	身分関係	交通・運転免許	通訳・翻訳	福祉	マイナンバー	9	13	21			ウクライナ関係	コロナウイルス関係	手続一般	その他	合計		1	15	108	371
入管手続	雇用・労働	社会保険・年金	税金	医療																																					
105	30	1	3	13																																					
出産・子育て	教育	日本語学習	防災・災害	住宅																																					
3	1	35	3	10																																					
身分関係	交通・運転免許	通訳・翻訳	福祉	マイナンバー																																					
9	13	21																																							
ウクライナ関係	コロナウイルス関係	手続一般	その他	合計																																					
	1	15	108	371																																					
事業の成果 (定量的評価)	在留外国人に対する多言語での情報提供や相談を行う相談窓口の運営により, 本県に居住する外国人が地域社会で活躍できる環境整備を図ることができた。																																								



外国人総合相談窓口

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 消費者行政推進室
事業名 (取組名)	消費者行政活性化事業(マイライフかごしま)
令和6年度 取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイライフかごしまの作成・配布 消費生活等暮らしに関する情報を提供し、消費者トラブルの未然防止等につなげる。 ・ 年2回(8月, 1月の発行) ・ 各回(4ページ) 5,000部 ・ 送付先:市町村, 消費生活協同組合, 県政モニター, 社会福祉協議会, 老人クラブ連合会, 地域女性団体連絡協議会 等
事業の成果 (定量的評価)	県に寄せられた相談事例や「消費者ホットライン188(いやや)」を周知する記事を作成し、県内市町村をはじめ社会福祉協議会や老人クラブ連合会等に配布した。



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 消費者行政推進室
事業名 (取組名)	— (鹿児島県消費者安全確保地域協議会における取組)
令和6年度 取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度鹿児島県消費者安全確保地域協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日時: 令和6年8月29日(木) ・ 開催場所: 書面開催 ・ 出席者: 消費者行政推進室, 県消費生活センター 社会福祉課, 高齢者生き生き推進課, 社会教育課 生活安全企画課, 生活環境課 ※2課ともに県警 県社会福祉協議会 県老人クラブ連合会 県地域女性団体連絡協議会 ・ 協議内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者等の最近の消費者トラブルについて ② 高齢者の消費者トラブル防止等に係る各機関の取組状況について
事業の成果 (定量的評価)	令和5年度に県に寄せられた高齢者等の消費生活相談件数・内容等や構成員が実施している取組を構成員間で共有することにより, 高齢者等への見守りの必要性を再認識できた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	鹿児島県消費生活センター
事業名 (取組名)	消費生活センター管理事業
令和6年度 取組実績	<p>1 県民への消費生活に関する相談への助言, 情報提供, あっせん</p> <p>(1) 消費生活相談業務</p> <p>ア 相談件数(R7.3月末時点[暫定値]) 4,375 件(大島消費生活相談所における受付件数を含む) うち 60 歳以上の高齢者からの相談 1,967 件, 構成比 45.0%</p> <p>(2) 消費者啓発</p> <p>ア 高齢者対象消費生活講座 3 回開催(65 人)</p> <p>イ その他の啓発</p> <p>新聞・広報誌・テレビやラジオの広報媒体による啓発 18 回 ホームページ・X(旧ツイッター)・LINEによる啓発 19 回</p>
事業の成果 (定量的評価)	消費生活相談及び消費生活講座の実施や, 新聞等などの広報媒体を活用した啓発を通じて, 消費生活に関する情報の提供や相談窓口の周知・案内を行い, 消費者トラブルを防止するための意識の向上を図った。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	大島消費生活相談所
事業名 (取組名)	大島消費生活相談所管理事業
令和6年度 取組実績	<p>1 県民への消費生活に関する相談への助言, 情報提供, あっせん</p> <p>(1) 消費生活相談業務</p> <p>ア 相談件数(R7.3月末時点[暫定値]) 4,375 件(消費生活相談センターにおける受付件数を含む) うち 60 歳以上の高齢者からの相談 1,967 件, 構成比 45.0%</p> <p>(2) 消費者啓発</p> <p>ア 消費生活講座の実施 24 回(1,260 人)</p> <p>イ その他の啓発 新聞 4回</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>県民からの相談に対し, 助言やあっせんを行った。また, 消費生活講座の実施や新聞等での啓発を通じ, 消費生活に関する情報の提供や相談窓口の周知・案内を行った。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	観光・文化スポーツ部 国際交流課
事業名 (取組名)	国際交流プラザ設置事業
令和6年度 取組実績	<p>1 情報収集提供機能の拡充</p> <p>(1) ホームページ(日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語)の各種情報の随時更新</p> <p>(2) Facebook を活用した情報提供</p> <p>(3) 図書等の充実・提供</p> <p>2 広報出版活動の充実</p> <p>(1) 日本語情報誌「暖流(DANRYU)」 ・発行回数 年1回</p> <p>(2) 英文情報誌(「South Wing」)の発行 ・発行回数 年1回</p> <p>(3) 「国際交流ひろば」の発行 ・発行回数 年4回</p> <p>3 国際理解の推進</p> <p>(1) 外国語・文化講座等の開催</p> <p>(2) 国際理解プログラム事業の実施</p> <p>(3) 国際理解教材の整備・貸出し</p> <p>4 在住外国人との交流促進及び支援</p> <p>(1) 国際交流活動の促進</p> <p>(2) 在住外国人の支援</p> <p>(3) 外国人による日本語スピーチコンテスト</p> <p>(4) 県民の海外との交流に関する相談, 留学等の相談対応</p> <p>(5) 留学生への支援(留学生支援資金貸付制度の運営)</p> <p>(6) 多文化共生地域づくり事業</p> <p>5 国際交流組織の連携・支援の強化</p> <p>(1) 国際交流・協力活動への助成</p> <p>(2) 市町国際交流協会及び国際交流団体とのネットワークの推進</p>
事業の成果 (定量的評価)	県民向けの各種情報の提供・発信や相談受付のほか, 外国語講座や文化講座等の実施を通じて, 県民の国際理解が深まった。



日本語・日本理解講座



日本語サロンおしゃべりひろば(ウォーキングサッカー)

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	環境林務部森林経営課担い手育成係
事業名 (取組名)	林業就業相談窓口の設置
令和6年度 取組実績	<p>【概要】</p> <p>林業就業相談窓口を設置し、就業相談を通じて女性林業者等の新規参入を図る。</p> <p>1 林業就業相談窓口の設置箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県機関 9箇所 ・ 関係団体 1箇所 <p>2 就業相談者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業のための各種研修の案内 ・ 女性林業者の新規参入等に向けたパンフレットの配布 ・ 関係団体と連携した女性林業者の就労促進及び就労環境改善の取組の紹介 <p>3 就業相談件数 182件</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>林業就業相談を通じて、就業のための各種研修の案内などを行うことで、新規就業希望者等を対象とした「鹿児島きこり塾」の令和6年度受講者26名のうち、女性5名の受講につながり、女性林業者の新規参入が図られた。</p>



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部社会福祉課
事業名 (取組名)	福祉企画事業
令和6年度 取組実績	<p>1 広報・啓発活動</p> <p>北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)を中心に実施</p> <p>(1) 写真パネル展の実施</p> <p>ア 各支庁・地域振興局</p> <p>イ 県庁2階県民ホール</p> <p>ウ 商業施設(イオンモール鹿児島)</p> <p>エ 市町村へのパネル貸出(8市町)</p> <p>オ 人権同和対策課への貸出(人権同和県民のつどい)</p> <p>(2) 北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の放映</p> <p>期間:12月11日, 16日(12時～13時のみ)</p> <p>場所:県庁2階県民ホール</p> <p>(3) 各種広報媒体を活用した啓発</p> <p>① ポスター・チラシの配付</p> <p>県出先機関等, 市町村(チラシのみ), 県内大学・短大・高校・特別支援学校</p> <p>② 包括協定に基づくポスター送付</p> <p>県内イオン1店舗, マックスバリュ2店舗</p> <p>③ 県広報誌「県政かわら版」12月号</p> <p>④ 市町村広報誌用メール(10月, 11月分)</p> <p>⑤ 庁内放送(12月10日)</p> <p>⑥ 県ホームページによる広報</p> <p>⑦ 職員コミュニケーションシステム「インフォメーション」掲載(全職員向け)</p> <p>⑧ ラジオスポット(12月5日, 9日, 10日)</p> <p>⑨ 県政広報テレビ番組「#かごしま」(11月24日)</p> <p>⑩ 南日本新聞「みなみのカレンダー」掲載(12月4日)</p> <p>⑪ フリーペーパー(リビングかごしま)への掲載(12月7日号)</p> <p>⑫ SNS掲載(県公式X:12月6日, 県公式LINE:12月9日)</p> <p>⑬ デジタルサイネージ「わが街NAVI」(12月10日～16日)</p> <p>(4) 県職員(本庁)へのブルーリボン着用依頼</p> <p>配付枚数:301枚</p> <p>(5) 県職員(本庁,各支庁・地域振興局)への署名協力依頼</p> <p>署名筆数:2,482筆</p> <p>(6) 啓発資料の作成</p> <p>既存資料の増刷(800部)</p> <p>(7) 県警の啓発活動への協力</p> <p>実施日:8月9日, 12月11日</p> <p>(8) 県有施設等のライトアップ(青色)</p> <p>アミュラン, 鹿児島城跡(御楼門, 石垣), センテラス天文館, ソラリア西鉄ホテル鹿児島, 高見橋, 西田橋, 出水市ツル博物館クレインパークいずみ, 東光山公園(出水市), 始良市南宮島公園内九電鉄塔, 伊仙町役場(庁舎前)</p> <p>2 拉致被害者支援</p> <p>拉致問題庁内連絡会議(令和2年度～新型コロナウイルスの影響により書面開催)</p>
事業の成果 (定量的評価)	例年の啓発等に加え, 県内の高校・大学等へのチラシ配付やSNSへの掲載など, 若年層への広報・啓発を重点的に行うことができた。



(イオンモール鹿児島でのパネル展の様子)



(御楼門のライトアップの様子)

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部 社会福祉課
事業名 (取組名)	生活困窮者自立支援事業
令和6年度 取組実績	<p>1 自立相談支援機関による相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態に合った自立支援計画を作成し、必要なサービスの提供に繋げる ・ 関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行う ・ 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組む等 <p>2 研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者研修 1回, 人材養成研修 1回 ・ ONLINE お悩み相談会の開催 12回 ・ 関係機関・団体等の連携会議 書面開催
事業の成果 (定量的評価)	自立相談支援機関による相談支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図った。 また、研修等の開催により、実施体制の強化を図った。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部健康増進課
事業名 (取組名)	ハンセン病対策事業
令和6年度 取組実績	<p>1 普及啓発</p> <p>(1) ハンセン病問題啓発講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所が入所者等を講師に迎え、地域住民等に対して啓発講演会等を実施 <p>開催回数 11回(7保健所, 健康増進課)</p> <p>参加者数 1,551人</p> <p>(2) 親子療養所訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ハンセン病問題に関心を持つ親子や教師等に、療養所訪問による入所者との交流の場を提供 <p>星塚敬愛園 38人(13組)</p> <p>奄美和光園 4人(1組)</p> <p>(3) 広報等による普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> パネル展示 <p>6月「ハンセン病を正しく理解する週間」・・・4会場(3市1町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ, 市町村広報誌等へ掲載依頼 書籍, DVD貸出 リーフレットの配布 <p>2 各種相談</p> <p>元患者・家族等からの相談等への支援</p>
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症予防のため縮小・中止していた事業を、令和4年度からオンライン開催など工夫して実施。 <p>令和6年度の親子療養所交流会は、療養所を訪問するため、感染予防の観点から療養所との調整で定員を設定したが、定員以上の申込みがあった。星塚敬愛園38人、奄美和光園4人の参加となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発の講演会等は前年度より増加し7保健所で実施でき、また、健康増進課でも講演依頼を受け、ハンセン病問題の正しい知識の普及啓発に努めることが出来た。



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部感染症対策課
事業名 (取組名)	エイズ予防対策事業 (普及・啓発事業)
令和6年度 取組実績	<p>1 普及・啓発事業</p> <p>(1) 正しい知識の普及啓発</p> <p>① 鹿児島レッドリボン月間の推進(令和6年 11 月 16 日～12 月 15 日)</p> <p>ア ポスター, パンフレットの配布 普及啓発用ポスター及びパンフレットを作成し, 関係機関へ配布 ・ポスター:1,200 部 ・パンフレット:8,500 部 ・ポケットティッシュ:8,500 個</p> <p>イ レッドリボンツリー等の展示 ・行政庁舎にポスター, パンフレット及びレッドリボンツリーを展示 展示期間:令和6年 11 月 16 日(木)～12 月 15 日(金) ・アミュプラザ鹿児島にポスター, パンフレット及びレッドリボンツリーを展示 展示期間:令和6年 12 月 2 日(月)～12 月 16 日(月)</p> <p>ウ 行政庁舎1階ロビーのクリスマスツリーにレッドリボンを装飾 展示期間:令和6年 11 月 28 日(火)～12 月 25 日(月)</p> <p>(2) エイズ予防普及啓発講演会,エイズ予防推進街頭キャンペーン</p> <p>① エイズ予防普及啓発講演会 ・高校生等に対して川薩保健所, 鹿屋保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所主体でエイズ予防普及啓発講演会の実施</p> <p>② エイズ予防推進街頭キャンペーン ・鹿児島市保健所, 鹿児島県臨床検査技師会と共催でレッドリボン月間中の休日・平日夜間検査の実施について広報するため, 令和6年 11 月 26 日に鹿児島中央駅(東口駅前広場にて実施)</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>エイズ患者や HIV 感染者に対する差別の解消のため, 鹿児島レッドリボン月間等を通じて, エイズに対する正しい知識の普及啓発を図ることができた。</p> <p>エイズ予防普及啓発講演会を4箇所の保健所主体で高校生等を対象に講演会を実施することができ普及啓発活動を行うことができた。また, 11月にはエイズ予防推進街頭キャンペーンとして鹿児島中央駅の駅前広場にて広報活動を行い, 県民に対して啓発を図ることができた。</p>



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部感染症対策課	担当者	内村	内線	2726
事業名 (取組名)	エイズ予防対策事業 (相談・指導者養成事業)	予算額	341 千円		
令和6年度 取組実績	<p>1 相談・指導者養成事業</p> <p>(1) HIV 研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 : 令和6年 12 月 20 日(金) ・内容 : HIV 感染症の現状と基礎知識, HIV 感染症の薬物治療とその特徴及び当事者の立場等の講義やグループワークの実施 ・参加者: 保健所職員等 42 名 <p>(2) エイズカウンセラーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6回 				
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ エイズ対策に従事する保健所, 医療機関, 市町村の職員, 教員に対し, HIV 感染症の現状と基礎知識, HIV 感染症の薬物治療とその特徴及び当事者の立場等の講義やグループワークを通じて, 相談対応・支援の充実を図ることができた。 ・ 保健所における相談対応やエイズカウンセラーを派遣することにより, HIV 感染者/エイズ患者の不安解消や心理的支援を行うことができた。 				



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部障害福祉課
事業名 (取組名)	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業
令和6年度 取組実績	<p>1 条例の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) リーフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布数：7,559部 (2) 広報誌、ホームページ等の活用 (3) 各種研修会等での説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回数：12回 (4) 事業所等への個別訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回数：369回 <p>2 相談員による相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談員数：3名 (2) 配置場所：県内3か所 (3) 新規相談件数：166件 (4) 相談対応件数：568件 <p>3 障害者差別解消支援協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日時：令和6年11月8日 10:00~11:30 ・ 会場：鹿児島県庁行政庁舎6階大会議室 ・ 参加者：県、鹿児島労働局、障害者団体、各種事業者、学識経験者等 ・ 内容：①障害者差別に関する普及啓発・相談内容について ②普及啓発に係る各団体の取組状況等について
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内3か所に配置された相談員により、事業者等への訪問や各種研修会等の場で障害者差別に関する周知・啓発を行った。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部 障害福祉課
事業名 (取組名)	障害者虐待防止対策事業
令和6年度 取組実績	<p>○障害者虐待防止権利擁護の推進・啓発</p> <p>1 障害者虐待防止・権利擁護研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催方法 : 対面研修, オンライン研修 ・実施日 <ul style="list-style-type: none"> 対面 : 2月10日, 26日, 3月3日, 11日 オンライン : 2月20日 ・対象者 : 事業所従業員, 管理者等 <p>2 障害者虐待防止制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット 2,606部 <p>3 県障害者権利擁護センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置月日 平成24年10月1日 ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> 障害者虐待に関する通報, 届出の受理, 障害者虐待の防止及び障害者支援に関する情報の提供等
事業の成果 (定量的評価)	<p>障害者虐待防止・権利擁護研修会について, オンラインでも実施したため, 時間や受講者数に縛られずに受講可能な環境づくりを整えることができた。また, 民間施設や公共施設等にパンフレットを配布し, 普及啓発を行った。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部 障害福祉課
事業名 (取組名)	世界自閉症啓発デー事業
令和6年度 取組実績	<p>○ 国際連合が定めた「世界自閉症啓発デー」(4月2日)を、社会全体で自閉症等の発達障害の啓発に取り組む機会と捉え、県内の施設やNPO法人自閉症協会の協力を得ながら、各種啓発活動を行い、発達障害に関する理解を深める。</p> <p>1 ブルーライトアップの場所・期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アミュプラザ観覧車「アミュラン」 4月2日(火) 18:20～23:00 ・ 甲突川の橋梁(西田橋) 4月2日(火) 日 没～22:00 ・ ソラリア西鉄ホテル鹿児島 4月2日(火)～4月8日(月) 日 没～24:00 ・ 鹿児島城御楼門 4月2日(火)～4月8日(月) 20:10～21:00 ・ センテラス天文館 4月2日(火)～4月8日(月) 日 没～23:00 <p>2 パネル展示 日時 4月2日(火)～4月8日(月) 場所 県庁舎1階</p> <p>3 DVD放映 (個性なの? 障害なの? ～早く知っておきたい発達障害～) 日時 4月2日(火)～4月8日(月) 場所 県庁舎2階県民ホール</p>
事業の成果 (定量的評価)	各種啓発活動を行い、発達障害に関する県民の理解を深める一助となった。



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部 障害者支援室
事業名 (取組名)	かごしま県民手話言語普及等推進事業 (手話講座等開催事業)
令和6年度 取組実績	<p>かごしま県民手話言語条例の普及啓発や聴覚障害者への理解促進を図るとともに、同条例第9条に基づき、県民が手話を学ぶ機会を確保するため、県民向け手話講座を県内各地で開催するほか、県内の事業者や団体等に対して、出前手話講座の講師派遣等を行う。</p> <p>1 手話講座 開催場所：県内全域 開催回数：7回（本土5回，離島2回） 参加者数：157名 対象者：一般県民等 講師：ろう者，手話通訳者 内 容 (1) かごしま県民手話言語条例について (2) 聴覚障害に対する理解を深めよう (3) 聞こえない，聞こえにくい人とのコミュニケーションの取り方 (4) 手話の練習（あいさつ，自己紹介，数字など） など</p> <p>2 出前手話講座 開催場所：病院，学校，社会福祉協議会，図書館 等 開催回数：8回（本土8回，離島0回） 参加者数：121名 対象者：一般県民（学校，病院等）等 講師：ろう者，手話通訳者 内 容 (1) かごしま県民手話言語条例について (2) 聴覚障害に対する理解を深めよう (3) 聞こえない，聞こえにくい人とのコミュニケーションの取り方 (4) 手話の練習（あいさつ，自己紹介，数字など） など</p>
事業の成果 (定量的評価)	かごしま県民手話言語条例の普及や聴覚障害者への理解促進が図られた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部 障害者支援室
事業名 (取組名)	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業
令和6年度 取組実績	<p>1 事業の目的 外見から配慮や援助が必要なことが分かりにくい人が、日常生活や災害時に必要な支援を受けやすくなるようヘルプマーク・ヘルプカードを配布するとともに、県民への普及啓発を行う。</p> <p>2 事業主体 県</p> <p>3 負担割合 県1/2, 国1/2(地域生活支援事業費等補助金)</p> <p>4 事業内容 ヘルプマーク・ヘルプカードに関するチラシ・ポスター等を作成し、市町村等に配布することにより、啓発活動を行う。</p> <p>5 事業実績等 (令和6年4月~12月) ストラップ型ヘルプマーク配布個数 2,137 個 ヘルプカード配布個数 1,898 枚</p>
事業の成果 (定量的評価)	市町村と連携し、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布及びチラシ・ポスターや県広報媒体等の活用により県民や事業者への普及啓発に努めた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	障害者支援室
事業名 (取組名)	市町村地域生活支援事業
令和6年度 取組実績	<p>1 事業の目的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、市町村が行う事業に要する費用の一部を助成する。</p> <p>2 事業主体 市町村</p> <p>3 負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町村 1/4</p> <p>4 事業内容 障害者総合支援法に基づき、市町村が実施主体となり以下の事業を実施するが、事業費については、国が 1/2, 県が 1/4 を支弁することとなっている。</p> <p>(1) 必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 <p>(2) 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業 ・社会福祉法人、公益法人、特定非営利法人等の団体が行う上記事業に対し補助する事業
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、市町村が行う事業に要する費用の一部を助成した。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

<p>所属名</p>	<p>保健福祉部 障害者支援室</p>
<p>事業名 (取組名)</p>	<p>社会参加促進事業</p>
<p>令和6年度 取組実績</p>	<p>事業内容</p> <p>①障害者110番設置事業 (社福)鹿児島県身体障害者福祉協会に常設の相談窓口を設置し、障害者等からの相談に対応するための人員として、福祉相談員(1名)を配置した。 相談件数:283件(令和7年1月末現在)</p> <p>②県障害者スポーツ大会事業 第17回鹿児島県障害者スポーツ大会を開催した。(令和6年5月19・26日)</p> <p>③精神障害者・創作活動振興事業 友愛フェスティバルを実施した。(令和6年9月)</p> <p>④障害者保健福祉大会開催事業 障害者保健福祉大会を開催した。(令和6年11月14日)</p> <p>⑤その他社会参加促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者社会参加促進センター事業の実施 ・身体障害者スポーツ振興・強化学業の実施 ・障害者スポーツ指導員養成事業の実施 ・奉仕員養成研修事業の実施 ・障害者自立交流促進事業の実施 ・身体障害者補助犬給付事業 ・精神障害者家族相互支援推進事業の実施 ・知的障害者社会活動総合推進事業の実施 ・知的障害者スポーツ振興事業の実施 ・精神障害者スポーツ振興事業の実施
<p>事業の成果 (定量的評価)</p>	<p>各種事業を通じて、障害者の社会参加の促進が図られた。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

<p>所属名</p>	<p>保健福祉部 障害者支援室</p>
<p>事業名 (取組名)</p>	<p>障害者スポーツ振興事業</p>
<p>令和6年度 取組実績</p>	<p>1 目的 全国障害者スポーツ大会開催の成果と開催後の課題等を踏まえ、引き続き、障害者スポーツに親しむ環境づくりを進めるため、普及啓発や競技人口の拡大、競技レベルの向上など、障害者スポーツの振興を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施競技普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者スポーツ体験教室の開催 ・ 競技用具の整備・貸出 ② 選手育成・競技力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体競技チーム活動費助成 ③ 障害者スポーツ活動の環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における障害者スポーツ導入研修会・障害者スポーツ教室の開催 ④ 支援体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技審判員養成講習会参加補助 ⑤ 障害者スポーツ普及委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同委員会の開催
<p>事業の成果 (定量的評価)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 実施競技普及 障害者スポーツ体験教室を県内各地で6競技開催し、126名が参加したことで、障害者スポーツの競技人口の拡大につながった。 ② 選手育成・競技力向上 団体競技チーム活動費の助成を行った結果、全国大会で3チームがメダルを獲得し、競技レベルの向上につながった。 ③ 障害者スポーツ活動の環境づくり 伊仙町で開催した障害者スポーツ導入研修会・障害者スポーツ教室に34名が参加し、障害者スポーツの競技人口の拡大につながった。 ④ 支援体制整備 鹿児島市で開催した競技審判員養成講習会に23名が参加し、競技レベルの向上につながった。 ⑤ 県障害者スポーツ普及委員会 障害者スポーツ普及拡大の取組や大会参加選手の確保・育成方策の検討等を行った。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部 障害者支援室
事業名 (取組名)	障害者芸術文化活動支援事業
令和6年度 取組実績	<p>1 目的 芸術文化活動を行う障害者やその家族、福祉施設、支援団体等を支援する拠点として、鹿児島県障害者芸術文化活動支援センターを設置し、芸術文化の享受、多様な活動の展開など、障害者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>2 事業主体 県(運営団体:特定非営利活動法人Lanka)</p> <p>3 設置場所 鹿屋市北田町11132-1</p> <p>4 開設 令和4年7月(令和6年4月より現委託先となる)</p> <p>5 事業内容・実績</p> <p>(1) 障害者や事業所等に対する相談支援 障害者からの各種相談や、事業所等からの支援方法、権利の保護、作品の販売等に関する相談に対応 ・相談件数…473件(令和6年4月から令和7年3月末まで)</p> <p>(2) 芸術文化活動を支援する人材の育成等 (a) 障害者の芸術活動の支援の充実を図るためのアンケートを実施。 (b) 障害者の芸術活動に関心のある方々を対象とし、講座を開催。 第1回「継続的なアート活動や支援について学べる場」 第2回「アート活動の先にある障害のある方の未来とは?」 (c) 公募による絵画を展示 ●あったか交流フェスタ 2024(11月30日～12月1日@ ハートピアかごしま) ●障害者の芸術文化作品展 in 県庁(3月3日～3月28日@県庁18階かごゆいテラス)</p> <p>(3) 関係者のネットワークづくり オンラインによるネットワーク会議(アドバイザー4名、センター職員4名、県下8ブロックごとのエリア会員9名、県保健福祉部障害福祉課地域生活支援係2名)を開催。 ●1回目 令和6年6月27日(火) 9:45-12:45 ●2回目 令和7年3月11日(火) 15:00-17:00</p> <p>(4) 発表等の機会の創出 公募による絵画を展示 ●あったか交流フェスタ 2024(11月30日～12月1日@ ハートピアかごしま) ●障害者の芸術文化作品展 in 県庁(3月3日～3月28日@県庁18階かごゆいテラス)</p> <p>(5) その他 展示会や公演などのイベント情報などの情報収集に努めるとともにホームページや県政広報番組等にてセンターの活動内容を発信した。</p>
事業の成果	<p>(1) アンケート(5(2)(a))により、指導者の確保や発表の場の整備などの課題、ニーズを把握できた。</p> <p>(2) 芸術文化活動を県下全域に展開する体制を構築できた。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部 障害者支援室
事業名 (取組名)	障害者保健福祉大会開催事業
令和6年度 取組実績	<p>1 目的 県内の身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等及びそれらの家族並びに行政・教育機関及び障害者団体などの関係者のほか、県民の参加の下、障害者の社会参加への意欲を喚起するとともに、「障害者一人ひとり的人格と個性が尊重される社会づくり」を目指し、障害や障害者に対する県民の理解と認識をより一層深めることを目的とする。</p> <p>2 期 日 令和6年11月14日(木) 午後1時から午後3時30分まで</p> <p>3 場 所 カクイックス交流センター 県民ホール</p> <p>4 会次第</p> <p>(1) 主催者あいさつ 鹿児島県知事 (2) 知事表彰 障害者の更生援護功労者表彰 「心の輪を広げる体験作文」入賞者表彰 「障害者週間のポスター」入賞者表彰</p> <p>(3) 団体会長表彰 障害者の自立更生・援護功労者等表彰 (4) 来賓祝辞 鹿児島県議会議長 (5) 体験発表 鹿児島県手をつなぐ育成会理事長推薦 川路 攝子さん「子育ては親育ち」 心の輪を広げる体験作文入賞者 ・小学生部門 鹿児島市立吉野東小学校 石原 希理さん「みんな同じだよ」 ・中学生部門 志学館中等部 細山田 優花さん「障害があっても共に歩める社会を」 ・高校生部門 鹿児島県立薩摩中央高等学校 慶田 優菜さん「こちらこそ」</p> <p>(6) 講演 講師:上園 真吾 氏 演題:ブラインドランナーとの競技について</p> <p>(7) 大会宣言 鹿児島県身体障害者福祉協会会長 (8) 閉会のあいさつ 鹿児島県精神保健福祉会連合会理事長</p> <p>5 主 催 鹿児島県 鹿児島県身体障害者福祉協会 鹿児島県手をつなぐ育成会 鹿児島県精神保健福祉会連合会</p> <p>6 参加者 障害者及びその家族、障害者団体、行政・教育機関等の関係者 (約374名)</p>
事業の成果 (定量的評価)	本大会を通じ、障害者の社会参加への意欲を喚起するとともに、障害や障害者に対する県民の理解と認識をより一層深めることができた。



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部 障害者支援室
事業名 (取組名)	福祉のまちづくり推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 目的 「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化に係る条例事務を行うとともに、事業者、県民等への広報啓発等を実施することにより、福祉のまちづくりを推進する。</p> <p>2 根拠法令 県福祉のまちづくり条例 県市町村権限移譲交付金等交付要綱</p> <p>3 事業主体 県</p> <p>4 事業の負担割合 バリアフリー研修会 県 10/10 福祉のまちづくり広報誌 国1/2 県1/2</p> <p>5 事業内容 ○事項名：福祉のまちづくり推進事業</p> <p>(1) 広報啓発</p> <p>① 福祉のまちづくり広報誌「ありば」(48号, 49号)の作成</p> <p>ア 内容 思いやりの心をはぐくむ心のバリアフリー化や、高齢者、障害者等が安全、快適に公共的施設を利用できるようにするためのハード面のバリアフリー化に関する様々な民間の取り組みや関連する人、イベントの紹介、県の取り組みなどを紹介した広報誌を作成し、事業者、県民等に配布することにより、福祉のまちづくりの普及啓発を図る。</p> <p>イ ページ、発行部数等 A4版, 8ページ, 5,000部/回×2回/年=10,000部</p> <p>ウ 配布先 事業者、福祉関係団体、国・県・市町村及びその窓口業務を行う部署・銀行、公共交通機関の施設、病院 等</p> <p>エ 点字版及び録音版 視覚に障害を持つ方のために、点字版及び録音図書を備えておく必要があるため、点字版及び録音版を作成する。 ・点字版(4部×年2回) ・録音版(6本×年2回)</p> <p>② バリアフリー研修会の開催 民間における公共的施設の整備促進を図るため、建築士及び建設業関係者等を対象に、整備基準に基づいて公共的施設のバリアフリー化を進める具体的手法等について研修会を実施した。</p> <p>(2) 条例事務の指導等 新築等の届出書の審査、指導及び助言等の条例事務の円滑な執行を図るため、県地域振興局建設部に助言するとともに、権限移譲先市町村に対し条例事務の具体的な指導等を行った。</p>
事業の成果 (定量的評価)	広報誌の配布や研修会の開催等により、バリアフリーに関する県民、事業者の理解促進が図られた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	介護保険室 保険者指導係
事業名 (取組名)	高齢者虐待防止推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 推進体制の整備 高齢者虐待防止推進会議の設置・開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待の防止について、関係機関相互の密接な連携を確保し、その総合的かつ効果的な推進を図るため会議を設置・開催し連携強化を図る ・開催日 令和6年11月19日 <p>2 高齢者虐待対応実務者会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者で構成される会議を設置・開催し、県と市町村の連携強化を図る ・開催日 令和7年1月31日 <p>3 各種研修会の開催</p> <p>(1) 施設職員向け研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 権利擁護推進員養成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修期間:令和6年9月25日～12月6日 イ 講師養成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修期間:令和6年8月1日～8月2日 ウ 看護職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護実務者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修期間:令和6年7月4日～5日 ○ 看護指導者養成研修(外部研修派遣) <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修期間:令和6年8月～10月 <p>(2) 市町村等職員向け研修 高齢者虐待防止研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修期間:令和6年10月16日～17日 <p>4 普及啓発等</p> <p>(1) 県ホームページへの掲載</p> <p>(2) 県広報媒体による広報</p> <p>(3) リーフレットの作成</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>高齢者虐待防止推進会議や各種研修会の開催等により、高齢者の権利擁護や虐待の未然防止について関係機関との連携強化を図るとともに、事業者や養護者をはじめ県民への普及啓発に取り組んだ。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係
事業名 (取組名)	高齢者元気度アップ地域活性化事業
令和6年度 取組実績	<p>1 高齢者元気度アップ地域活性化事業 以下の事業を実施する市町村に対して補助金等を交付</p> <p>(1) 介護人材確保ポイント事業 ① 事業内容 幅広い年齢層の方が、介護分野の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対してポイントを付与し、地域商品券等へ交換する。 ② 実施市町村 31 市町村</p> <p>(2) 高齢者地域支え合いグループポイント事業 ① 事業内容 高齢者を含むグループが主体的に行う互助活動及び新規設立グループや新たな高齢者が参加したグループに対しポイントを付与し、地域商品券等へ交換する。 また、互助活動のうち、子育て支援活動にポイントを加算するほか、子育て支援活動のうち、子ども食堂への支援活動等にはさらにポイントを加算し、高齢者による子ども食堂への支援活動等を促進する。 ② 実施市町村 41 市町村</p> <p>2 周知・広報 本事業のチラシを作成・配布</p> <p>(1) 作成枚数 16,500 枚(2種類)</p> <p>(2) 配布先 保健所, 市町村, 市町村社会福祉協議会, イオン, マックスバリュ等</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>本事業が、高齢者の介護予防や社会参加のきっかけとなっている。</p> <p>～ポイント交換人数・グループ数～ (1)介護人材確保ポイント事業:R4 1,062 人, R5 1,280 人, R6 集計中 (2)高齢者地域支え合いグループポイント事業:R4 2,368 グループ, R5 2,530 グループ, R6 集計中</p>



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部 高齢者生き生き推進課 認知症・生活支援係
事業名 (取組名)	認知症介護実践者等養成研修事業
令和6年度 取組実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症介護基礎研修 ・eラーニングにより実施 2 認知症介護実践者研修 ・実施回数 3回(R6:210名) 3 認知症介護実践リーダー研修 ・実施回数 1回(R6:61名) 4 認知症対応型サービス事業管理者研修 ・実施回数 2回(R6:75名) 5 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ・実施回数 1回(R6:22名) 6 認知症対応型サービス事業開設者研修 ・実施回数 1回(R6:20名)
事業の成果 (定量的評価)	<p>認知症介護に関する実践的な研修を実施した。 今後とも、介護施設職員等における高齢者の人権意識の向上を図るため、引き続き研修を行っていく必要がある。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部 高齢者生き生き推進課 認知症・生活支援係
事業名 (取組名)	認知症理解普及促進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 認知症に関する電話相談 ・月～金(祝日・年末年を除く) 10時～16時 ・相談件数→集計中</p> <p>2 認知症サポーター養成講座 ・開催回数→3回 ・サポーター養成数→132人</p> <p>3「認知症月間」及び「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」期間を中心とした各種取組 (1)ランドマークのライトアップ ・県内6箇所で実施 (2)書店・図書館における特設コーナーの設置 (3)認知症に関するパネル展示 ・県庁舎, 県立図書館, 鹿児島市立天文館図書館, イオンモール鹿児島において実施 (4)のぼり旗・懸垂幕の掲示 ・県庁, 各地域振興局・支庁, 保健所, 市町村, 認知症疾患医療センターにて掲示 (5)講演会 ・「認知症の日」講演会 & シンポジウムを実施</p> <p>4 認知症の人にやさしい鹿児島学びあいプラットフォームの整備 認知症の理解普及のための動画を県ホームページ及び県公式YouTubeチャンネルで公開。</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>電話相談や認知症サポーター養成講座を通して, 認知症の方本人や家族への支援, 地域住民等への普及啓発活動を実施することができた。 今後も継続して普及啓発に取り組み, 認知症の人にやさしい地域づくりを推進していく。</p>



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	保健福祉部 高齢者生き生き推進課 認知症・生活支援係
事業名 (取組名)	専門職認知症対応力向上研修
令和6年度 取組実績	<p>1 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 ・開催回数 3回 ・修了者数 74人</p> <p>2 病院勤務以外の医療従事者向け認知症対応力向上研修 ・開催回数 1回 ・修了者数 22人</p> <p>3 看護職員認知症対応力向上研修 ・開催回数 3回 ・修了者数 316人</p> <p>4 歯科医師認知症対応力向上研修 ・開催回数 1回 ・修了者数 76人</p> <p>5 薬剤師認知症対応力向上研修 ・開催回数 1回 ・修了者数 296人</p>
事業の成果 (定量的評価)	日頃高齢者と接する機会の多い医師や看護師等の専門職が認知症の人や家族を支えるために必要な基礎知識や認知症ケアの原則等の知識について習得する研修を実施した。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	子ども政策局 子ども政策課
事業名 (取組名)	仕事と家庭両立支援事業(ファミリー・サポート・センターの設置促進)
令和6年度 取組実績	1 県ホームページによる普及啓発 2 普及用リーフレットの作成・配布 ・ 作成部数 2,025部 ・ 配布先 市町村 3 未設置市町村への助言・情報提供
事業の成果 (定量的評価)	既存の施設では応じきれない変動的・変則的な育児需要へ対応するなど、労働者が育児と仕事を両立して安心して働くことができる環境を整備することができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	子ども政策局 子育て支援課
事業名 (取組名)	子ども・子育て支援総合対策事業 (保育所特別保育等研修)
令和6年度 取組実績	保育所特別保育等研修(オンライン研修) 1 開催日(参加申込人数) 2月20日(173人) 2月25日(171人) 2 参加者 保育士, 保育教諭, 看護師等 3 研修内容 ・障がい児保育 ・乳児保育 ・事故防止 ・人権教育 ・保護者への対応
事業の成果 (定量的評価)	具体的な事例や, グループワークを取り入れた実践的な研修を実施することにより, 保育者の幅広い知識の習得や資質向上を図ることができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	子ども政策局 子ども福祉課
事業名 (取組名)	児童虐待防止対策関連の事業
令和6年度 取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども虐待防止ネットワーク会議の開催 開催状況：令和6年5月30日 ○ 子ども SOS 地域連絡会議の開催 県内6地区8回開催 ○ 市町村児童福祉担当者・母子保健担当者合同研修 県内6地区8回開催 ○ オレンジ・リボンキャンペーン <ul style="list-style-type: none"> 1 期間：令和6年11月1日～30日 2 主な取組内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) オレンジリボンツリーの設置 イオンモール鹿児島，県民交流センター，県庁（1階ロビー），各地域振興局・支庁 (2) 広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ① リーフレット配布 ② 鶴丸城（御楼門，石垣）のライトアップ ③ 県広報媒体の活用（県ホームページ） ④ イオンモール鹿児島等におけるポスター掲示 (3) 街頭キャンペーン（11月4日実施） 鹿児島市天文館及びセンテラス天文館周辺 ○ 子どもの権利擁護体制の構築 意見表明等支援員4名の養成，中央児童相談所の一時保護所における意見表明等支援の実施
事業の成果 (定量的評価)	<p>「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催などにより児童虐待防止に向けた関係機関の連携強化が図られた。</p> <p>児童虐待の発生予防及び早期発見を促進するために，県全域において，各種の広報啓発活動を行い，児童虐待防止への県民の関心を喚起し，地域全体で見守る気運を醸成することができた。</p> <p>また，本県における子どもの権利擁護体制の構築を図ることができた。</p>



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	子ども政策局 子ども福祉課																				
事業名 (取組名)	若者自立支援対策推進事業																				
令和6年度 取組実績	<p>1 「かごしま子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)」の運営 (1) 相談件数(令和6年4月～令和7年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>不登校</th> <th>ひきこもり</th> <th>ニート</th> <th>フリーター</th> <th>ヤング ケアラー</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>515</td> <td>688</td> <td>139</td> <td>69</td> <td>37</td> <td>667</td> <td>2,115</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 巡回相談会の実施(8回実施) 場所:徳之島町, 曾於市, 霧島市, 日置市, 奄美市, 薩摩川内市, 南九州市, 西之表市</p> <p>2 「かごしま子ども・若者支援地域協議会」の運営 (1) 代表者会議(1回開催) ① 開催日:令和7年3月7日 ② 協議事項 実績報告・協議等 (2) 実務者連絡会議(2回開催) ① 開催日:令和7年2月7日, 令和7年3月(紙面会議) ② 協議事項 2月7日…団体活動紹介, 意見交換(あらゆる相談支援機関や支援者へのサポートを求め続ける方とのかかわりについて) 3月…「子どもたちの声」「居場所運営団体の声」アンケート実施</p> <p>3 自立支援の展開 (1) 支援関係者向けの研修会の開催 ① 不登校支援関係者のための研修会 ・ 開催日:令和7年8月23日 ・ 場所:県青少年会館 ・ 開催内容:講演 ((一社)彩の国 子ども・若者支援ネットワーク 代表理事 土屋匠宇三 氏) グループワーク 質疑・応答 ・ 参加者:173名 ② ひきこもり支援関係者のための研修会 ・ 開催日:10月24日 ・ 場所:県青少年会館 ・ 内容:講演 (NPO 法人ワーカーズコープ北上笑いのたね事業所 所長 後藤誠子 氏) ・ 参加者:会場 40名, オンライン 63名 (2) 子ども・若者の自立を支援する関係者向け講演会 ① 5月21日 志布志市(47名参加) ② 7月30日 阿久根市(43名参加) ③ 8月17日 日置市(45名参加) ④ 9月27日 指宿市(88名参加) ⑤ 11月21日 中種子町(52名参加) ⑥ 12月5日 徳之島町(40名参加) (3) 子ども・若者自立支援活動促進事業 訪問支援, 居場所づくり, 体験活動などの事業をNPO等に委託</p>							不登校	ひきこもり	ニート	フリーター	ヤング ケアラー	その他	合計	515	688	139	69	37	667	2,115
不登校	ひきこもり	ニート	フリーター	ヤング ケアラー	その他	合計															
515	688	139	69	37	667	2,115															

	<p>① 団体数:10 団体</p> <p>② 委託料:4,500 千円</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>・研修会の実施・周知方法の工夫により、不登校支援関係者のための研修会については参加者 173 名と昨年度 75 名に対して倍増した。その他研修会や講演会についても、1回あたりの平均参加者数は昨年度より増加している。</p> <p>・かごしま子ども・若者支援地域協議会の実施により、構成団体や、NPO等の関係団体との情報共有・連携を図ることができた。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部 外国人材政策推進課
事業名 (取組名)	外国人材が安心して働ける「かごしま企業」助成事業
令和6年度 取組実績	<p>外国人材が安心して働き、暮らすことができるよう、日本語学習や地域との交流など、受入企業等が行う外国人材の定着に向けた取組に対して、経費の一部を補助した。</p> <p>1 募集期間 令和6年5月22日～9月30日</p> <p>2 補助件数 14件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助額 1団体当たり上限 160千円(外国人材の参加人数が5人未満の場合は80千円) ・ 補助金総額 1,636千円 <p>3 受入企業等への補助内容(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人材の歴史・自然・文化体験, 交流 ・ 日本語学習
事業の成果 (定量的評価)	補助金を交付した受入企業等(14団体)において、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組促進が図られた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部 外国人材政策推進課
事業名 (取組名)	ベトナム人材受入・交流促進事業 (ベトナム・テトフェスタの開催)
令和6年度 取組実績	<p>「ベトナム・テト(旧正月)フェスタ 2025in 鹿児島」の開催</p> <p>1 日時 令和7年1月26日(日) 11:00~15:00</p> <p>2 場所 アミュプラザ鹿児島(AMU広場)</p> <p>3 主催 鹿児島県, (一社)鹿児島県日越友好協会, 駐日ベトナム社会主義共和国大使館</p> <p>4 協賛 鹿児島空港国際化促進協議会</p> <p>5 内容</p> <p>(1) オープニングセレモニー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者挨拶(鹿児島県 商工労働水産部 次長) ・ 駐日ベトナム大使によるビデオメッセージ <p>(2) ステージイベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム伝統舞踊披露 ・ ビツマツダップネウ(新年運試し) ・ ニヤイサップ(竹ダンス) ・ 抽選会 <p>(3) ブース出展・展示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム料理や特産品の販売 ・ ベトナム文化体験コーナー(ノンラー絵付け, ドンホー版画) ・ 鹿児島ーハノイ間チャーター便PR ・ 在留外国人相談コーナー
事業の成果 (定量的評価)	県内に在住するベトナム人技能実習生をはじめとする外国人材等の相互交流や, 県民との交流促進を目的とした「テト(旧正月)フェスタを開催したところ, ベトナム人および日本人を含め, 約1500人の来場者があり, 相互交流を楽しんだ。



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部 雇用労政課労働福祉係
事業名 (取組名)	子育て応援企業登録事業
令和6年度 取組実績	<p>1 「かごしま子育て応援企業」の登録 登録数 832 社(R7.3.31 現在)</p> <p>2 「かごしま子育て応援企業」の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ ・県広報媒体等 <p>3 制度の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集チラシの作成・配布 ・県広報媒体等 ・未登録企業への登録依頼文書の発送(134 社)
事業の成果 (定量的評価)	<p>従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、広く県民に紹介することで社会的に評価される仕組みをすることで、労働者が仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりが推進された。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部 雇用労政課 労政係
事業名 (取組名)	労使関係近代化促進事業(労働条件実態調査)
令和6年度 取組実績	<p>令和6年度労働条件実態調査</p> <p>【調査の概要】</p> <p>1 調査対象事業所 常用労働者5人以上の県内民営事業所から、規模別・産業別に無作為抽出した1000事業所</p> <p>2 調査時点 令和6年9月30日</p> <p>3 調査項目 (1)～(7)は毎年調査を行う「基本調査」、(8)～(9)は3年毎に行う「付帯調査」、(10)は今年度のみ行う「特別調査」である。</p> <p>【基本調査項目】</p> <p>(1) 外国人労働者 (2) 労働時間, 週休, 休日制度 (3) 年次有給休暇制度 (4) 育児休業制度 (5) 介護休業制度 (6) ワーク・ライフ・バランス (7) 副業・兼業</p> <p>【付帯調査項目】</p> <p>(8) 心の健康対策(メンタルヘルス)の取組状況 (9) 特別休暇制度</p> <p>【特別調査項目】</p> <p>(10) 障害者雇用</p> <p>4 調査結果の公開 令和7年3月, 県ホームページに掲載</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>有効回答数</p> <p>548事業所</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部 雇用労政課公共訓練係
事業名 (取組名)	雇用セーフティネット対策事業 (母子家庭の母等を対象とした職業訓練)
令和6年度 取組実績	<p>・事業内容 就労経験がない又は就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父並びに福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者について職業訓練を行う。 民間の教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、訓練受講及び就職への意識啓発を目的とした準備講習を実施した後に職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図る。</p> <p>・訓練科名 ビジネス実務科(1コース) ・訓練期間 準備講習(5日)+職業訓練(3か月) ・定員 10人(託児人数10人)</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>・実績 入校者数:0人</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部 雇用労政課
事業名 (取組名)	高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業の発展・拡充及び高齢者の雇用促進対策)
令和6年度 取組実績	<p>1 シルバー人材センター事業の発展・拡充</p> <p>(1) 鹿児島県シルバー人材センター連合会に対する運営費の補助金の交付 県内のシルバー人材センターを会員とする鹿児島県シルバー人材センター連合会に運営費の補助を行うことにより、シルバー人材センター事業の発展・拡充を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金 8,900 千円 ・ シルバー人材センター事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 安全・適正就業推進事業 ② 普及啓発事業 ③ 就業開拓提供事業 ④ 交流研修事業 ⑤ 調査研究事業 <p>(2) シルバー人材センターの指導検査 鹿児島県シルバー人材センター連合会及び各市町村シルバー人材センターへの指導検査を行うことにより、シルバー人材センターの適正な運営の確保及び育成指導を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のシルバー人材センター設置状況 37 団体(19 市 18 町) ・ シルバー人材センター立入検査 11 法人 <p>2 高齢者の雇用促進対策(九州・山口生涯現役社会推進協議会における活動) 生涯現役社会の実現に向け、九州・山口各県や経済団体、労働者団体で構成する「九州・山口生涯現役社会推進協議会」を設置し、生涯現役社会づくりに向けた機運醸成のため、「生涯現役社会推進大会」を毎年各県持ち回りで開催するなど共同事業を連携、協力して実施(令和6年度の推進大会は鹿児島県で開催)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰 推進大会において、高齢者の雇用促進に先進的かつ積極的に取り組んでいる企業に対して表彰を行い、県ホームページで取組事例を紹介した。 (R6年度表彰企業) 株式会社 下野建設
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー人材センターの育成指導を通じて、高齢者の就労機会の確保が図られた。 シルバー人材センター会員数 13,133 人(3月末時点)



働きやすい環境で世代をつなぎ未来を守る

株式会社 下野建設

■ 高齢者雇用の背景

建設業界においては最近ようやく週休2日制に取り組み企業も増えてきましたが、所謂3K(きつい・汚い・危険)職種だとされ、中々働き手の集まらない時期もありました。しかし弊社は、早くからワークライフバランスの実現に向け、週休2日制を導入し、家庭と仕事の両立が魅力的な職場づくりに取り組んできました。こうした取り組みの結果、ベテラン社員も現役で長く活躍できる環境となっております。

会社外観

現場ではベテラン社員も活躍しています！

■ 高齢者雇用に係る取組

平成31年4月に定年年齢を60歳から65歳へ、また再雇用の上限を65歳から75歳に引き上げ、健康診断も年1回必ず受診し、長く活躍できる環境を整備しました。また、各現場においては各年齢層を万全なく配置するよう努め、豊富な経験や資格を有するベテラン社員が若手社員のサポートを担うことで、技能・経験の継承や社員同士のコミュニケーションの活性化が図られ、ベテラン社員の働きがいの維持にも繋がっています。

企業の受賞コメント

九州・山口生涯現役社会推進大会で表彰を受けることになり、大変光栄に感じています。弊社におきましては社員が長く勤められる環境整備に努めてまいりました。これからの超高齢化社会においては、事業を継続していく上で高齢者も貴重な労働力ですので体の許す限りお願ひしたいと思っております。

従業員の声

働きがいがいい、働けることが私の生きがいとなっております。また、土曜日、日曜日が休みであることで、農作業も十分にできています。リフレッシュできることで、また1週間がんばろうというやる気も湧いてきます。家族からは健康などの心配があるようですが、それなりに十分注意して、会社から必要とされる限りは頑張りたいと思います。

現場(完成後から仕事開始)の様子

- 所在地 / 鹿児島県日置市東市街1827番地2
- 事業内容 / 総合建設業・通信土木事業
- 従業員数 / 56人(うち70歳以上2人)
- 設立 / 1971年12月
- 高齢者雇用制度 / 定年後の継続雇用(75歳まで)

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部 雇用労政課公共訓練係
事業名 (取組名)	障害者職業能力開発校費(訓練費)
令和6年度 取組実績	<p>1 事業内容 職業能力開発促進法に基づき、国から委託を受けて、障害者に対して必要な技能を修得させるための職業訓練を実施し、自立更生及び生活の安定を図るとともに、社会経済の安定に資する。</p> <p>2 訓練科名</p> <p>(1) 施設内訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報電子科 ・ グラフィックデザイン科 ・ OA事務科 ・ 介護福祉サービス科 ・ アパレル科 ・ ワークトレーニング科 <p>(2) 障害者委託訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン事務科 ・ 介護福祉科 ・ 就業実務科 <p>3 定員</p> <p>(1) 施設内訓練 100人</p> <p>(2) 障害者委託訓練 74人</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>【実績】</p> <p>1 施設内訓練</p> <p>入校者数:51人</p> <p>修了者数:45人</p> <p>就職者数:31人(R7. 3月末現在)</p> <p>2 障害者委託訓練</p> <p>入校者数:47人</p> <p>修了者数:37人(R7. 3月末現在)</p> <p>就職者数: 9人(R7. 3月末現在)</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部 雇用労政課
事業名 (取組名)	障害者雇用促進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 障害者就業開拓推進員による求人開拓 かごしま, おおすみ及びあまみ障害者就業・生活支援センターに配置した障害者就業開拓推進員による, 障害者の求職ニーズに応じた求人開拓の実施。</p> <p>2 企業による障害者雇用体験事業の実施 障害者の雇用経験のない事業所において, 事業主の不安を払拭し, 雇用の場の拡大を図るための最長 14 日間の雇用体験の実施。</p> <p>3 障害者雇用支援月間における各種取組 毎年9月を障害者雇用支援月間と定め, 障害者雇用促進の啓発や障害者雇用支援にかかる大会の実施など, 各種取組の実施。</p> <p>(1) 障害者雇用支援・激励大会</p> <p>① 開催日 9月3日(火)</p> <p>② 会場 鹿児島市民文化ホール</p> <p>③ 内容 障害者雇用優良事業所, 優秀勤労障害者等の表彰, 講演等</p> <p>④ 実績 知事表彰 事業所 1社, 個人 4名</p> <p>主催: 県, (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部</p> <p>(2) 障害者就職面接会</p> <p>① 鹿児島会場</p> <p>ア 開催日 9月25日(水)</p> <p>イ 会場 鹿児島サンロイヤルホテル</p> <p>② 鹿屋・大隅会場</p> <p>ア 開催日 9月18日(水)</p> <p>イ 会場 ホテルさつき苑</p> <p>主催: 県, 各管轄ハローワーク</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>・ 障害者雇用に係る求人開拓, 周知啓発や就職面接会等の実施により, 障害者の就労支援が図られた。</p> <p>障害者就業開拓推進員による求人開拓件数 46 件(3月末時点)</p> <p>障害者雇用体験事業延べ実施件数 100 件, 雇用移行件数 67 件(3月末時点)</p> <p>就職面接会 参加事業所 60 社, 参加障害者 172 人, 採用内定 36 人</p>



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	水産振興課
事業名 (取組名)	漁業生産の担い手育成確保事業
令和6年度 取組実績	<p>「第71回鹿児島県青年・女性漁業者活動実績発表大会」の開催</p> <p>開催日 令和7年1月10日(金)</p> <p>内容 活動実績の発表</p> <p>発表者 男性1人, 女性1人</p> <p>発表者2人は, 県代表として, 令和7年3月4日(火)に開催された「第30回全国青年・女性漁業者交流大会」で活動実績を発表</p>
事業の成果 (定量的評価)	意欲や能力のある中核的な漁業者の育成等が図られた。



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	農政部 経営技術課普及企画係																				
事業名 (取組名)	担い手農家育成研修事業																				
令和6年度 取組実績	<p>1 体制の整備 人権問題啓発担当者会(7月23日) 農林漁業5団体職員(県農協中央会, 県漁連, 県土改連, 県農業共済, 県森連)を対象に実施</p> <p>2 啓発資料の配付 「人権ア・ラ・カルト 2024年版」 職場の人権基本の「き」 ・配付部数 212部 ・配付先 県農協中央会, 県漁連, 県土改連, 県農業共済, 県森連</p> <p>3 各団体の研修会開催 農林漁業団体において研修会を開催</p> <table border="1" data-bbox="331 974 1385 1366"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>開催日</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島県農業協同組合中央会</td> <td>令和7年2月5日</td> <td>183名</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県漁業協同組合連合会</td> <td>令和6年8月26日</td> <td>24名</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県土地改良事業団体連合会</td> <td>令和6年4月4日 令和6年9月2日</td> <td>4名 105名(うち41名web参加)</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県農業共済組合</td> <td>令和6年12月3日</td> <td>34名</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県森林組合連合会</td> <td>令和6年5月22日</td> <td>25名</td> </tr> </tbody> </table>			団体名	開催日	参加人数	鹿児島県農業協同組合中央会	令和7年2月5日	183名	鹿児島県漁業協同組合連合会	令和6年8月26日	24名	鹿児島県土地改良事業団体連合会	令和6年4月4日 令和6年9月2日	4名 105名(うち41名web参加)	鹿児島県農業共済組合	令和6年12月3日	34名	鹿児島県森林組合連合会	令和6年5月22日	25名
団体名	開催日	参加人数																			
鹿児島県農業協同組合中央会	令和7年2月5日	183名																			
鹿児島県漁業協同組合連合会	令和6年8月26日	24名																			
鹿児島県土地改良事業団体連合会	令和6年4月4日 令和6年9月2日	4名 105名(うち41名web参加)																			
鹿児島県農業共済組合	令和6年12月3日	34名																			
鹿児島県森林組合連合会	令和6年5月22日	25名																			
事業の成果 (定量的評価)	各団体に対し人権問題に関する研修会を開催し, 延べ375名が参加。 人権に対する認識を高める機会になった。																				

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	土木部 監理課
事業名 (取組名)	一般競争入札(総合評価落札方式)における障害者雇用の評価
令和6年度 取組実績	<p>一般競争入札(総合評価落札方式)における障害者雇用の評価</p> <p>【内容】 建設産業における障害者雇用の機会確保や促進を図ることを目的に、一般競争入札(総合評価落札方式)の1億3千万円以上WTO未満の土木一式工事及び3億円以上WTO未満の海上工事並びに5千万円以上WTO未満の建築一式工事に「前年度までの障害者雇用の実績」を評価項目を設定している。</p> <p>【実績】 当該評価項目を設定した工事契約件数……………39件 (内訳) 1億3千万円以上WTO未満の土木一式工事(11件) 3億円以上WTO未満の海上工事(11件) 5千万円以上WTO未満の建築一式工事(17件)</p> <p style="text-align: right;">(令和7年3月31日現在)</p>
事業の成果 (定量的評価)	障害者雇用の実績を評価することで、建設産業における障害者雇用の機会確保や促進が図られた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	土木部 道路維持課 改良施設係
事業名 (取組名)	人にやさしい道づくり事業
令和6年度 取組実績	人にやさしい道づくり事業 ○歩道段差解消計画箇所数 9,640 箇所 ・令和6年度整備実績 169 箇所
事業の成果 (定量的評価)	歩道等の部分の縁端と車道等の部分との間の段差解消によるバリアフリー化を進めている。



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	危機管理防災局危機管理課 危機管理係
事業名 (取組名)	災害救助事務担当職員研修会
令和6年度 取組実績	市町村の避難所運営をサポートするため、災害救助制度と併せて、令和5年3月に改定した避難所管理運営マニュアルモデル等について説明。
事業の成果 (定量的評価)	<p>(1) 日時:令和6年6月13日(木)13時30分～16時30分</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る住家の被害認定及び罹災証明書の交付について(災害対策課) ・クラウド型被災者支援システムについて(災害対策課) ・被災者支援について(社会福祉課) <ul style="list-style-type: none"> →災害救助(法外援護)について →被災者生活支援について →鹿児島県災害派遣福祉チーム(DCAT)について ・災害救助法に関する事務について(危機管理課) ・避難所運営について(危機管理課) <ul style="list-style-type: none"> →福祉避難所確保・運営マニュアルモデルについて →避難所管理運営マニュアルモデルについて →その他(備蓄物資について 他) <p>(3) 参加者数:地域振興局等職員及び市町村職員 約100人</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	危機管理防災局 災害対策課
事業名 (取組名)	県総合防災訓練(外国人の避難所受け入れ)
令和6年度 取組実績	○令和6年度県総合防災訓練 関係機関と連携し、避難所運営訓練において、外国人の受入訓練を実施。
事業の成果 (定量的評価)	情報伝達、避難支援等について実際に機能するか確認することができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

<p>所属名</p>	<p>危機管理防災局 災害対策課</p>
<p>事業名 (取組名)</p>	<p>住民による避難力強化支援事業</p>
<p>令和6年度 取組実績</p>	<p>個別避難計画の作成にあたり、毎年度、県内2地区を選定し、専門知識を有するNPO 法人に委託して、個別避難計画の作成にも資する地区ごとの防災計画の作成を支援。</p> <p>○対象地区(2地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阿久根市牛之浜地区 ・ 宇検村湯湾地区 <p>※個別避難計画 高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方(避難行動要支援者)について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したもの</p>
<p>事業の成果 (定量的評価)</p>	<p>地区の防災マップや個別避難計画等を作成</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	危機管理防災局 災害対策課
事業名 (取組名)	福祉避難所の指定について, 市町村への周知
令和6年度 取組実績	国からの通知「指定避難所等の指定状況等の調査」の結果と今後の対応について」を受け, 県から, 福祉避難所の指定等の手続きを適切に実施するよう通知。
事業の成果 (定量的評価)	

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

<p>所属名</p>	<p>危機管理防災局 災害対策課</p>
<p>事業名 (取組名)</p>	<p>県総合防災訓練(要配慮者の訓練参加)</p>
<p>令和6年度 取組実績</p>	<p>○令和6年度県総合防災訓練 関係機関と連携し、住民避難訓練において、避難行動要支援者の訓練を実施。</p>
<p>事業の成果 (定量的評価)</p>	<p>避難行動要支援者と避難支援者等関係者の両者が訓練に参加し、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか確認することができた。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 総務福利課
事業名 (取組名)	広報活動事業
令和6年度 取組実績	<p>1 保護者向け広報紙「かごしまの教育」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発行回数及び発行部数 年間1回, 約 136,000 部 ○ 主な配布先 県内公立学校保護者, 教育関係機関, 各種団体等 ○ 掲載内容 子どもをまるごと認め, 励ます～非認知能力を育む～ <p>2 教職員向け広報誌「教育情報かごしま」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発行回数及び閲覧方法 年間6回, 県ホームページに掲載 ○ 閲覧対象 県内の公立学校全教職員, 教育関係者 ○ 掲載内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「かごしま教育 NOW」 年1回 <ul style="list-style-type: none"> 7月号「人権教育をもっと身近に！」 ・ 「人権同和教育情報」 年5回 <ul style="list-style-type: none"> 7月号「読んで納得！使って実感！～人権教育研修資料～」 9月号「子ども一人一人の自己実現のために～進路保障の取組～」 11月号「地域とつながる人権教育が目指すもの」 1月号「使ってみよう様々な場面で活用できる『e-コンテンツ』」 3月号「学校から, 人権の風を吹かせよう」 ・ 「すぐに使える学校情報」 年2回 <ul style="list-style-type: none"> 7月号「生徒指導提要进行を踏まえた『魅力ある学校づくり』の推進について」 1月号「鹿児島県公立学校における令和5年度児童生徒のいじめ・不登校の状況」
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙「かごしまの教育」では, 子どもの「非認知能力」(意欲や粘り強さや忍耐力, 人と協力する力など)を育むために, 「子どもをまるごと認める」ことの重要性について掲載し, 保護者等に対し人権意識の啓発に努めることができた。 ○ 広報誌「教育情報かごしま」では, 人権尊重の視点に立った学校・学級づくりの取組の推進のために, デジタル研修教材「e-コンテンツ」等の資料の紹介, 進路保障の取組, 人権教育指定校の取組などを掲載し, 学校現場に役立つ情報を継続的に

提供することができた。

上野原鶴文の森展示館リニューアル

「上野原鶴文の森展示館リニューアル」は、上野原鶴文の森展示館のリニューアルを記念して、デジタルコンテンツを活用して、展示館の魅力を伝えるための取り組みです。

主なリニューアル内容

- ① 鶴文の場文化「コーナー」
- ② 「らよちんくんと記号専科」コーナー

子どもを育てるごときは、保護者が育てるべきこと

子どもを育てるごときは、保護者が育てるべきこと。子どもを育てるごときは、保護者が育てるべきこと。子どもを育てるごときは、保護者

子どもの必要知識を教える「あ」

あまび	あんしん	あとおし
あまびは、あまのこを育てる。あまのこは、あまのこを育てる。あまのこは、あまのこを育てる。あまのこは、あまのこを育てる。	あんしんは、あんしんを育てる。あんしんは、あんしんを育てる。あんしんは、あんしんを育てる。あんしんは、あんしんを育てる。	あとおしは、あとおしを育てる。あとおしは、あとおしを育てる。あとおしは、あとおしを育てる。あとおしは、あとおしを育てる。

【保護者向け広報紙「かごしまの教育」】

大瀬原教育情報

使ってみよう様々な編面で活用できる「e-コンテンツ」

デジタル研修教材（e-コンテンツ）ラインナップ（一部）

デジタル研修教材（e-コンテンツ）とは、デジタルコンテンツを活用して、研修教材の魅力を伝えるための取り組みです。

デジタル研修教材（e-コンテンツ）の活用

デジタル研修教材（e-コンテンツ）の活用は、デジタルコンテンツを活用して、研修教材の魅力を伝えるための取り組みです。

デジタル研修教材（e-コンテンツ）の活用事例

デジタル研修教材（e-コンテンツ）の活用事例は、デジタルコンテンツを活用して、研修教材の魅力を伝えるための取り組みです。

【教職員向け広報紙「教育情報かごしま」】

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 教職員課																																																																				
事業名 (取組名)	人事管理事務事業																																																																				
令和6年度 取組実績	<p>1 人事管理事務事業</p> <p>(1) 施策・方針決定過程への女性参画の拡大 女性教員等に対する管理職任用標準試験の積極的な受験の促進や女性教職員の人材育成及び積極的な登用を進めている。</p> <p>女性管理職の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>146人</td> <td>155人</td> <td>163人</td> <td>188人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>32人</td> <td>30人</td> <td>32人</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>義務教育学校</td> <td>4人</td> <td>2人</td> <td>1人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>27人</td> <td>27人</td> <td>37人</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>16人</td> <td>16人</td> <td>17人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>225人</td> <td>230人</td> <td>250人</td> <td>284人</td> </tr> <tr> <td>女性管理職の割合</td> <td>13.8%</td> <td>14.2%</td> <td>15.4%</td> <td>17.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) あらゆる分野における男女平等意識の啓発 公立の小中学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長・教頭・事務長の管理職としての資質向上を図るための研修会を実施した。</p> <p>参加数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>138人</td> <td>158人</td> <td>151人</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>263人</td> <td>257人</td> <td>256人</td> <td>251人</td> </tr> <tr> <td>事務長</td> <td>20人</td> <td>77人</td> <td>79人</td> <td>77人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>421人</td> <td>492人</td> <td>486人</td> <td>448人</td> </tr> </tbody> </table>				校種	R3	R4	R5	R6	小学校	146人	155人	163人	188人	中学校	32人	30人	32人	32人	義務教育学校	4人	2人	1人	3人	高等学校	27人	27人	37人	46人	特別支援学校	16人	16人	17人	15人	計	225人	230人	250人	284人	女性管理職の割合	13.8%	14.2%	15.4%	17.7%	職名	R3	R4	R5	R6	校長	138人	158人	151人	120人	教頭	263人	257人	256人	251人	事務長	20人	77人	79人	77人	計	421人	492人	486人	448人
校種	R3	R4	R5	R6																																																																	
小学校	146人	155人	163人	188人																																																																	
中学校	32人	30人	32人	32人																																																																	
義務教育学校	4人	2人	1人	3人																																																																	
高等学校	27人	27人	37人	46人																																																																	
特別支援学校	16人	16人	17人	15人																																																																	
計	225人	230人	250人	284人																																																																	
女性管理職の割合	13.8%	14.2%	15.4%	17.7%																																																																	
職名	R3	R4	R5	R6																																																																	
校長	138人	158人	151人	120人																																																																	
教頭	263人	257人	256人	251人																																																																	
事務長	20人	77人	79人	77人																																																																	
計	421人	492人	486人	448人																																																																	
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンデマンド研修を取り入れたことで、その分、演習や協議等を中心とした研修を設定でき、テーマについてじっくり語ったり、他の先生方と交流したりする機会となったという意見が多かった。(新任校長研修会) ・ 新任・経験者教頭同士で情報交換ができたことで、意識の啓発を図ったり、自身の資質向上に努めたりする契機となった。(新任・経験者教頭研修会) 																																																																				

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 義務教育課																		
事業名 (取組名)	幼稚園新規採用教員研修事業																		
令和6年度 取組実績	<p>(1) 運営協議会 10月31日(木) 12人</p> <p>(2) 新規採用教員研修の実施 対象者数 公立幼稚園： 5人 私立幼稚園： 212人</p> <p>ア 園外研修(研修日数6日間)</p> <table border="0"> <tr> <td>4月16日</td> <td>県総合教育センター</td> <td>62人</td> </tr> <tr> <td>5月31日</td> <td>鹿児島大学教育学部附属幼稚園 鹿児島大学教育学部附属小学校</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td>7月3日</td> <td>県総合教育センター</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>4日</td> <td>県総合教育センター</td> <td>65人</td> </tr> <tr> <td>11月21日</td> <td>私立幼稚園</td> <td>52人</td> </tr> <tr> <td>11月22日</td> <td>県立青少年研修センター</td> <td>45人</td> </tr> </table> <p>イ 園内研修(研修日数11日間) 各園において、研修指導員による指導及び助言を実施。</p> <p>(3) 「研修の手引」の作成、HPアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園新規採用教員のための研修の手引 ・ 研修指導員のための手引 	4月16日	県総合教育センター	62人	5月31日	鹿児島大学教育学部附属幼稚園 鹿児島大学教育学部附属小学校	44人	7月3日	県総合教育センター	68人	4日	県総合教育センター	65人	11月21日	私立幼稚園	52人	11月22日	県立青少年研修センター	45人
4月16日	県総合教育センター	62人																	
5月31日	鹿児島大学教育学部附属幼稚園 鹿児島大学教育学部附属小学校	44人																	
7月3日	県総合教育センター	68人																	
4日	県総合教育センター	65人																	
11月21日	私立幼稚園	52人																	
11月22日	県立青少年研修センター	45人																	
事業の成果 (定量的評価)	<p>新任教員に対して、学級経営、教育課程、指導計画の作成及び指導方法について、人権教育を含めた研修を実施することができた。今後も、本県の幼児教育の質の向上を図るために、新規採用教員を対象とした研修を推進する必要がある。</p>																		

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 義務教育課
事業名 (取組名)	初任者研修事業
令和6年度 取組実績	<p>採用1年目の教員を対象に、資質向上や職責感及び人権意識の高揚を図るための研修会を実施する。</p> <p>1 基礎研修</p> <p>(1) 開催日 4月1日</p> <p>(2) 参加者数等 417人 総合体育センターで実施 小学校 : 217人 中学校 : 109人 高等学校 : 39人 特別支援学校 : 52人</p> <p>2 教育センターにおける研修</p> <p>(1) 開催日 5月21日～5月23日 6月25日～6月27日</p> <p>(2) 参加者数等 367人 教育センターで実施 小学校 : 189人 中学校 : 98人 高等学校 : 35人 特別支援学校 : 45人</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>研修を通して、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う」という「人権尊重の理念」について理解を深めることができた。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 義務教育課																											
事業名 (取組名)	現職教員等研修事業																											
令和6年度 取組実績	<p>教員を対象に、資質向上や職責感及び人権意識の高揚を図るための研修会を実施する。</p> <p>1 ステップアップ研修</p> <p>(1) 実施日</p> <p>鹿 児 島：9月10日(火) 南 薩：9月19日(木) 北 薩：7月9日(火) 始良・伊佐：11月15日(金) 大 隅：8月7日(水) 熊 毛：6月12日(水) 大 島：6月7日(金)</p> <p>(2) 場 所 県下7ブロックの会場</p> <p>(3) 参加者数</p> <p>小学校 : 125人 中学校 : 42人 義務教育学校 : 6人(前3, 後3) 高等学校 : 42人 特別支援学校 : 23人</p> <p>2 中堅教諭等資質向上研修</p> <p>(1) 実施日</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校, 特別支援学校の教諭, 全校種の養護教諭, 栄養教諭 7月22日(月)~26日(金) 中学校, 高等学校の教諭 7月29日(月)~8月2日(金) <p>(2) 参加者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>共通研修</th> <th>講座選択研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>66</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>義務教育学校前期課程</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>35</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>栄養教諭</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>37</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>義務教育学校後期課程</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>44</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>		共通研修	講座選択研修	小学校	66	86	義務教育学校前期課程	2	2	特別支援学校	35	37	養護教諭	13	13	栄養教諭	1	1	中学校	37	44	義務教育学校後期課程	2	2	高等学校	44	42
	共通研修	講座選択研修																										
小学校	66	86																										
義務教育学校前期課程	2	2																										
特別支援学校	35	37																										
養護教諭	13	13																										
栄養教諭	1	1																										
中学校	37	44																										
義務教育学校後期課程	2	2																										
高等学校	44	42																										
事業の成果 (定量的評価)	研修会を通じて、資質向上や職責感及び人権意識の高揚を図ることができた。																											

別紙2「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 義務教育課			
事業名 (取組名)	かごしま教育ホットライン 24			
令和6年度 取組実績	1 かごしま教育ホットライン 24 (1) 相談件数 :2,546 件			
	内容	相談件数 (夜間件数)		割合 (%)
	不登校	218	(70)	8.6 (5.3)
	いじめ	129	(71)	5.1 (5.3)
	友人関係	125	(71)	4.9 (5.3)
	家庭環境	418	(293)	16.4 (22.1)
	教職員関係	267	(53)	10.5 (4.0)
	学業・進路	210	(95)	8.2 (7.2)
	その他	1,179	(675)	46.3 (50.8)
	合計	2,546	(1328)	100.0%
	相談者	相談件数 (夜間件数)		割合 (%)
	小学生	29	12	1.1 (0.9)
	中学生	87	55	3.4 (4.1)
	高校生	317	252	12.5 (19.0)
	保護者	1,547	635	60.8 (47.8)
	その他(教職員・一般)	566	374	22.2 (28.2)
	合計	2,546	(1328)	100.0%
	(2) 相談員研修会 :年2回			
	構成員・人数	開催年月	内容	開催場所
	電話相談員 21 人 講師等1人 事務局3人	令和6年7月	電話相談員の実務について、子供たちの抱える現状を踏まえた関わり方等について	県赤十字会館
	電話相談員 27 人 講師等2人 事務局3人	令和7年3月	電話相談員の実務について、子供たちの抱える現状を踏まえた関わり方等について	県赤十字会館
	(3) 周知事業			
	<ul style="list-style-type: none"> 各学校等にデータの活用例を提示し、各学校等を通じて児童生徒及び保護者、教職員等に周知 データの主な活用例として、ポスター及びカードの印刷・配布及び掲示、学校便りや学校のホームページなどのへの掲載、児童生徒の1人1台端末への配信など 			
事業の成果	24 時間体制で児童生徒及びその保護者、教職員等の相談に応じ、適切な助言等を行った。			

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 高校教育課
事業名 (取組名)	生徒指導対策総合推進事業
令和6年度 取組実績	<p>1 生徒指導対策総合推進事業</p> <p>(1) 子どもの心のケア等の推進</p> <p>① スクールカウンセラー配置事業 (98人配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全小学校 : 6回, 全中学校 : 12回 (実態に応じて) ・ 特別支援学校 : 全16校, 年3回 ・ 緊急派遣 : 70回可 ・ 連絡協議会 ・ 研修会 : 年各1回 <p>② 臨床心理士派遣事業 (30人配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全県立高校 : 20回 ・ 連絡協議会 ・ 研修会 : 年各1回 <p>③ スクールソーシャルワーカー活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県広域SSW : 3人配置, 単独実施41市町村 ・ 連絡協議会 ・ 研修会 : 年各1回 <p>④ 生徒指導アドバイザー派遣事業 : 42校 (小21, 中14, 義1, 特支6)</p> <p>⑤ 子どものこころのSOS相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校への臨床心理士派遣 : 61校 ・ SNS相談・通報事業 : 221件 ・ ネットパトロール 検出 : 1,158件 ・ SOSの出し方に関する教育 : 8校 ・ 自殺予防教育の推進 ・ 教育相談担当者等研修会 : 県内9会場で実施 (悉皆) <p>(2) いじめ防止対策の推進</p> <p>① いじめ問題対策連絡協議会 : 年2回</p> <p>② いじめ防止等対策委員会 : 年11回</p> <p>③ いじめ対策必携配布</p> <p>④ いじめ対策リーフレット 県教委ホームページに掲載</p> <p>⑤ いじめ問題子どもサミット 参加者 : 512人</p> <p>⑥ 「いじめ問題を考える週間」の取組</p> <p>(3) 不登校児童生徒等の支援</p> <p>① 教育機会確保意見交換会 : 年1回</p> <p>② 教育支援センター指導力向上研修会 : 年1回</p> <p>③ 教育支援センター機能向上研修会 : 年1回</p> <p>③ 不登校児童生徒対象の体験活動支援 : 年5回</p> <p>④ 魅力ある学校づくり (不登校対策) プロジェクト : 国研 (1校区), 県指定 (2校)</p>
事業の成果	<p>スクールカウンセラー及び臨床心理士の派遣回数を拡充し、学校の教育相談体制の更なる充実を図った。また、教職員の研修では、いじめや不登校など生徒指導の喫緊の課題に対応した研修を実施し、SNSを通じた相談体制の構築、いじめの早期発見・対応のための「学校生活アンケート」等の活用などの取組について推進を図ることができた。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 保健体育課
事業名 (取組名)	HIV 感染者等に係る学校教育活動全体を通じた取組
令和6年度 取組実績	<p>公立小・中・義務教育学校, 高等学校, 特別支援学校では, 教科, 特別活動等において, 年間指導計画に基づき, 発達の段階に応じて児童生徒等が正しい知識を身に付け, 患者や感染者に対する差別や偏見をなくすための取組を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV 感染者党に関する啓発推進活動 ・ エイズの教育の推進 ・ 相談体制の充実 ・ 人権侵害への対応
事業の成果 (定量的評価)	<p>HIV 感染者やエイズについて, 正しい知識を身に付け, 患者や感染者に対する差別や偏見をなくすために, 教育活動全体を通して, 年間指導計画に基づき指導を行うことができた。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 保健体育課
事業名 (取組名)	県スポーツ推進委員協議会事業
令和6年度 取組実績	<p>(1) 令和6年度スポーツ推進委員及び生涯スポーツ担当者等研修会</p> <p>① 開催日 5月13日(月)</p> <p>② 場 所 県総合体育センター体育館</p> <p>③ 内 容 フライングディスク, スカットボール, ラダーゲッター マスゲーム「東京ブギウギ」</p> <p>④ 参加者 144人</p> <p>(2) 令和6年度鹿児島県スポーツ推進委員協議会女性部会研修会</p> <p>① 開催日 7月12日(金)</p> <p>② 場 所 県総合体育センター武道館剣道場</p> <p>③ 内 容 実技「ストレッチ, 健康体操, リズム体操, マスゲーム」 協議「スポーツ推進委員女性部会について」</p> <p>④ 参加者 11人</p> <p>課題</p> <p>本協議会は、県民の体力向上と健全な体育・スポーツの振興に寄与することを目的とする中で、女性スポーツ推進委員の活動の活性化を図るため「女性スポーツ推進委員部会」を置くこととなっている。女性のスポーツ実施率の向上や、スポーツ団体での女性の役割(役員費の割合)の比率を上げるためにもこれまでの登用状況を伝えながら、引き続き女性スポーツ推進委員の登用促進を市町村担当者に呼びかけていく。</p>
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進委員及び生涯スポーツ担当者等研修会では、鹿児島県障害者フライングディスク協会の方を講師として招聘し、楽しみながらパラスポーツに親しむことで、パラスポーツに対する理解を深めることができた。 ・ スポーツ推進委員女性部会では、ストレッチやレクダンス、マスゲームの実技をとって効果的な体操の仕方について学び、その後の協議では、スポーツ推進委員の在り方について協議し、資質向上を図ることができた。



担当者等研修会の様子



女性部会研修会の様子

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 社会教育課
事業名 (取組名)	社会教育指導者養成事業（成人教育関係研修，青少年教育関係研修）
令和6年度 取組実績	<p>社会教育指導者養成事業 社会教育関係団体等の更なる充実と活性化のため，組織運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら，自ら主体的に取り組む社会教育関係団体の指導者やジュニア・リーダーを養成する。</p> <p>1 成人教育関係研修 (1) 社会教育関係団体指導者等研修会 ＜鹿児島会場＞ 第2回 1月26日 カクイックス交流センター 61人 ＜大島会場＞ ※実施遂行人数に達しなかったため実施せず</p> <p>2 青少年教育関係研修 (1) 社会教育関係団体指導者等研修会 ＜鹿児島会場＞ 第2回 1月26日 カクイックス交流センター 61人 ＜大島会場＞ ※実施遂行人数に達しなかったため実施せず (2) ジュニア・リーダー研修会 ＜鹿児島会場＞ 第2回 1月26日 カクイックス交流センター 19人 ＜大島会場＞ 7月20・21日 奄美少年自然の家 10人</p>
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> 参加型学習によって，活発に意見交換ができ，価値観や考え方の違い等に気付くことができた。PTA等各団体において，自主的に実施してみたいという感想が多くあった。 固定概念や慣習など，現在の自分自身を振り返り，今後の考え方や行動について考える時間をもつことができた。様々な人権問題を自分ごととして捉えることの大切さを学ぶことができた。



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 社会教育課
事業名 (取組名)	人権教育啓発事業(人権教育研修事業, 人権教育啓発活動促進事業)
令和6年度 取組実績	<p>人権教育啓発事業</p> <p>1 人権教育研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育行政関係者の人権に対する正しい理解と認識を深め, 人権教育を充実・推進するため, 各種研修会等へ派遣する。 <p><令和6年度派遣先></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿児島県人権同和教育基礎講座(鹿児島市) ○ 部落解放・人権西日本夏期講座(大分県別府市) ○ 人権社会確立全九州研究集会(佐賀県) ○ 部落解放研究全国集会(兵庫県神戸市) ○ 全国人権・同和教育研究大会(鹿児島市) <li style="padding-left: 20px;">※九州地区人権・同和教育夏期講座, 鹿児島県人権・同和教育研究大会と兼ねる。 ○ 部落解放鹿児島県研究集会(鹿児島市) <p>2 人権教育啓発活動促進事業</p> <p>(1) 人権教育指導者研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日 7月10日(対面38人 オンライン64人) (カクイックス交流センターで実施) ・ 市町村教育委員会の生涯学習・社会教育担当者や各教育機関の社会教育担当者等を対象に行う。 ・ 講演・講義, 演習, 事例発表等により, 社会教育における人権教育上の課題について研修を行った。 <p>(2) 人権教育ブロック別指導者研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施時期 6月～10月(全地区703人) ・ 各教育事務所ごとに, 社会教育関係団体のリーダー及び役員等を対象に行う。 ・ 同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための人権に関する講演や研修を行った。 <p>(3) 人権教育調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町村を3分割し, 3年間で全市町村に対して実施する。 <令和6年度は6地区14市町村> 鹿児島市, 枕崎市, 南九州市, 出水市, 霧島市, 湧水町, 大崎町, 南大隅町, 垂水市, 奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町 ・ 市町村の社会教育における人権教育推進に関する事業の実施状況を把握し, 各市町村の実状に配慮した助言を行った。
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初に各種研修会への派遣を社会教育課職員全員に割り振り, 計画的に実施することができた。 ・ 各教育事務所で行う人権教育ブロック別指導者研修会では, 各地域のリーダーたちが人権教育上の課題について理解と認識を深めることができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 社会教育課
事業名 (取組名)	社会教育関係専門職員等研修事業 (公民館関係者研修)
令和6年度 取組実績	<p>社会教育関係専門職員等研修事業</p> <p>○ 公民館関係者研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日 令和6年 10月 18日(金) 10:10~15:15 ・ 内容 公民館関係者を対象に、講話や事例発表等を行った。 <p style="text-align: center;">多様性を持ちながら調和のある社会を目指すために、世代や属性の違いを超えて住民同士が交流できる場や居場所の整備や、身近な圏域を中心として、人と人、人と場所をつなぐことの重要性について研修を行い、今後の公民館の運営や活動の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演 演題: 公民館の学びと可能性 <p style="text-align: center;">講師: 熊本大学大学院教育学研究科 教授 山城 千秋 氏</p> ・ 事例発表・協議 <p style="text-align: center;">テーマ : 県内公民館の現状とこれからの公民館</p>
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 132人の公民館関係者の方々が参加した。 ・ 講演では「防災」「多文化共生」について具体的な事例紹介があった。人権に配慮した公民館活動を推進する重要性について理解を深めることができた。 ・ 障害者の生涯学習の推進について説明を行い、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、再確認をすることができた。



【公民館関係者研修会】

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 社会教育課
事業名 (取組名)	地域で支える家庭教育推進事業（推進体制の整備， 家庭教育に関する学習機会の充実，家庭教育支援に関する人材の養成）
令和6年度 取組実績	<p>地域で支える家庭教育推進事業</p> <p>1 推進体制の整備</p> <p>(1) 家庭教育支援施策関係課連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年2回(5月17日 25人, 2月19日 23人 6部局15課3室) ・ 各施策や所管する会議・組織についての意見交換, 情報共有等 <p>(2) 県家庭教育推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年2回(7月3日 14人, 12月26日 11人) ・ 地域における効果的な家庭教育支援の在り方についての意見交換等 <p>2 家庭教育に関する学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育学級長等研修会 <ul style="list-style-type: none"> ○ 年2回(6月19日 大隅会場 115人, 6月5日 大島会場 74人) ・ 事例発表及び企画・運営面に関するグループ協議, 人権教育や学習プログラム演習の紹介 <p>3 家庭教育支援に関する人材の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育支援員研修会 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大島会場, 鹿児島会場で, 基礎講座とスキルアップ講座を実施 (10月2・3日 大島会場 基礎5人, スキルアップ3人) (10月16・17日 鹿児島会場 基礎30人, スキルアップ14人) ○ 家庭教育に関する活動を整備・調整・推進する人材の養成
事業の成果 (定量的評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課連絡会では, 各関係課で行われる施策の取りまとめ及び県のホームページへの掲載内容の検討を通して, 人権尊重に係る事業についてもまとめることができました。 ・ 研修会等では, 講義やグループ協議を通して「コミュニケーション」や「向き合い, 寄り添うこと」の大切さについて学ぶことができました。



【家庭教育学級長等研修会】



【家庭教育支援員研修会】

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 人権同和教育課
事業名 (取組名)	人権教育管理費 (人権教育対策)
令和6度 取組実績	<p>【人権教育対策】 各種研修会へ参加し、同和問題をはじめとする人権問題の解決を図る諸施策の充実を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 九州地区人権・同和教育主管課長会議 5月14日(火)～15日(水), 佐賀県佐賀市 2 第64回全日本同和会全国大会 5月23日(木), 東京都中央区 3 人権教育指導者養成研修(つくば研修) 5月29日(水)～31日(金), オンライン研修 4 部落解放・人権社会確立第43回全九州研究集会 5月29日(水)～30日(木), 佐賀県佐賀市 5 第49回部落解放・人権西日本夏期講座 6月13日(木)～14日(金), 大分県別府市 6 全日本同和会青年部研修会 7月18日(木), 大阪府大阪市 7 第50回九州地区人権・同和教育夏期講座 ※ 第75回全国人権・同和教育研究大会と兼ねる 8 第46回全日本同和会九州連合会研修大会 9月3日(火), 福岡県宗像市 9 第17回地域人権問題全国研究集会 10月10日(木)～11日(金), 三重県津市 10 全日本同和会女性部研修会 10月17日(木), 京都府京都市 11 人権教育担当指導主事連絡協議会 10月29日(火), 東京都, オンライン開催 12 部落解放研究第57回全国集会 11月19日(火)～20日(水), 兵庫県神戸市 13 第75回全国人権・同和教育研究大会 11月30日(土)～12月1日(日), 熊本県, 福岡県, 鹿児島市 14 部落解放同盟九州地方協議会との状況説明会, 九州各県人権同和教育担当課会議 12月23日(月), 佐賀県佐賀市 15 第39回人権啓発研究集会 2月4日(火)～5日(水), 奈良県橿原市 16 部落解放第33回鹿児島県研究集会 2月13日(木), 鹿児島市
事業の成果	参加者は部落問題をはじめとする様々な人権問題に対する認識を深め、人権意識を高めることができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 人権同和教育課
事業名 (取組名)	人権教育研修事業 (教職員等研修会)
令和6年度 取組実績	<p>【人権教育教職員等研修会】 新採2年目の全ての教職員等を対象として、学校における人権教育の進め方について研修し、様々な人権課題について正しく認識し、理解を深めるとともに、資質の向上を図る。</p> <p>1 期日及び参加者 (1) 8月20日(火), 22日(木) (2) 教育センター・各所属 参加者602人</p> <p>2 開催形式 (1) 総合教育センター(鹿児島, 南薩, 北薩) (2) オンラインと参集(始良・伊佐, 大隅, 熊毛, 大島, 鹿児島市)</p>
事業の成果	参加者は、講義や講演から人権教育についての基本的知識や、児童生徒に寄り添う教職員の姿勢等について学び、人権教育に対する認識を深め、資質の向上を図ることができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	人権同和教育課
事業名 (取組名)	人権教育研修事業 (人権教育研修)
令和6年度 取組実績	<p>1 人権教育研修 教職員を人権問題に係る研修会への参加を通して、同和問題をはじめとする人権問題に対する認識と理解の深化を図る。</p> <p>2 第46回全日本同和会九州連合会研修大会 教育行政職員や教職員が参加し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、本県の人権教育の推進に資する。 (1) 期 日：9月3日(火) (2) 場 所：福岡県宗像市 (3) 参加者：12人</p> <p>3 部落解放・人権確立第43回全九州研究集会 教育行政職員や教職員が参加し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して正しく認識し、理解を深め、本県の人権教育の推進に資する。 (1) 期 日：5月29日(水)・30日(木) (2) 場 所：佐賀県佐賀市 (3) 参加者：20人</p>
事業の成果	部落問題をはじめとする様々な人権問題に係る研修会に参加し、人権問題に対して正しく認識し、理解を深めることができた。

別紙2 「基本計画人権(尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 人権同和教育課
事業名 (取組名)	人権教育推進事業 (人権教育の充実)
令和6年度 取組実績	<p>1 人権教育指導主事等研修会 (1) 期日：5月8日(水) (2) 内容：各教育事務所、県総合教育センター及び鹿児島市教育委員会の人権教育担当指導主事等を対象として、人権教育の指導の在り方等について研修を深める。 (3) 参加者：14人</p> <p>2 人権教育指導者育成研修会 (1) 期日：5月9日(木) (2) 内容：本庁・出先機関・教育機関及び市町村教育委員会の指導主事等を対象として、人権教育の現状や課題及び実践的な指導方法等について研修し、学校教育や社会教育、各所属において、その成果を普及できる指導者を育成する。 (3) 参加者：71人</p> <p>3 教育行政等職員人権教育研修 本庁・出先機関・教育機関等の全職員を対象として人権教育講演会を実施し、同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識の深化を図る。 (1) 教育行政等職員人権教育研修会 ア 第1回 7月22日(月)、参加者 115人 イ 第2回 12月16日(月)、参加者 84人 (2) 教育行政各所属における人権教育研修 各所属において、年2回以上の人権教育に係る研修を実施する。</p> <p>4 巡回指導 学校を訪問して、人権教育の推進状況を把握するとともに、実態に応じた具体的方策を協議し、学校における人権教育の充実を図る。 (1) 学校訪問数 90校 (2) 校内研修会等数 81校(県立学校 24校)</p> <p>5 人権教育授業実践研修会 公立小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の人権同和教育担当者を対象として、部落問題学習の研究授業・授業研究を行い、人権教育の指導内容及び方法等の改善・充実を図る。 (1) 北薩地区 5月28日(火) 薩摩川内市立東郷義務教育学校、参加者23人 (2) 大隅地区 6月5日(水) 鹿屋市立上小原中学校、参加者50人 (3) 始良・伊佐地区 6月19日(水) 始良市立建昌小学校、参加者29人 (4) 熊毛地区 6月27日(木) 屋久島町立安房小学校、参加者18人 (5) 大島地区 10月1日(火) 和泊町立和泊中学校、参加者40人 (6) 南薩地区 11月19日(火) 南さつま市立金峰学園、参加者20人</p> <p>6 課題別研究会 学校職員、幼稚園等職員、保育所職員、行政職員、保護者、一般を対象として、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決を目的とした研究会を実施し、指導方法の改善・充実を図る。 (1) 課題別研究会「進路保障」 6月26日(水)、伊佐市文化会館(伊佐市)、参加者256人</p>

	<p>(2) 課題別研究会「地域とつながる人権教育」 10月23日(水), 県立奄美図書館・オンライン(奄美市), 参加者147人</p> <p>(3) 課題別研究会「部落問題学習」 1月29日(水), 鹿児島市中央公民館・県立図書館(鹿児島市), 参加者322人</p> <p>7 県人権同和教育基礎講座 (1) 期日及び会場: 6月4日(火), 宝山ホール (2) 内容: 学校職員, 幼稚園等職員, 保育所職員, 行政職員, 保護者, 一般を対象として, 部落差別の解消をめざす同和教育を柱とする人権教育の推進・充実を図る。 (3) 参加者: 664人</p> <p>8 人権教育研修資料 人権教育の推進に関する研修資料『なくそう差別 築こう明るい社会 ~学ぶ つながる ともに歩む~』(令和7年度版24,000部)を発行し, 人権教育について正しく認識し, 理解を深めるとともに, 研修の充実を図る。</p>
事業の成果	<p>○ 「人権教育は全ての教育の基本」という認識の下, 自他の大切さを認めることができる児童生徒を育成するため, 人権教育に係る研修や人権教育研修資料の発行を行い, 人権教育の充実に努めることができた。</p> <p>○ 令和6年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙で, 「自分にはよいところがあると思う。」と回答した児童生徒の割合が, 小学校82.1%, 中学校82.6%であった。</p> <p>○ 令和6年度版人権教育研修資料の校内研修等での活用率100%であった。</p>



別紙2 「基本計画人権(尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 人権同和教育課
事業名 (取組名)	人権教育推進事業 (教育センター人権教育講座)
令和6年度 取組実績	<p>【教育センター短期研修(人権教育)】 様々な人権課題について正しく認識し理解を深めるとともに、人権尊重の視点を踏まえた学習指導の展開や指導方法等に関する演習等を通して、人権教育の推進・充実に向けた教職員の資質向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 期日及び会場 6月5日(水), 県総合教育センター 2 参加者数 参加者12人
事業の成果	<p>小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の希望者を対象に、同和問題をはじめとする様々な人権課題について正しく認識し理解を深めるとともに、人権教育の推進・充実に向けた教職員の資質向上を図ることができた。</p>

別紙2 「基本計画人権(尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 人権同和教育課
事業名 (取組名)	人権教育推進事業 (人権教育管理職研修会)
令和6年度 取組実績	<p>【人権教育管理職研修会】 任用2年目の管理職(校長・教頭)を対象として、人権尊重の精神を基盤とした学校経営の在り方等について研修し、教育課題の解決及び学校経営の推進・充実を図る。</p> <p>1 期日及び会場、参加者</p> <p>(1) 6月7日(金)、県総合教育センター、参加者223人</p> <p>(2) 6月19日(水)、県立奄美図書館、参加者50人</p> <p>(3) 7月10日(水)、西之表市民会館、参加者28人</p>
事業の成果	人権尊重の精神を基盤とした学校経営の在り方や、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する理解と認識の深化を図ることができた。

別紙2 「基本計画人権(尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 人権同和教育課
事業名 (取組名)	人権教育推進事業 (人権教育研究助成事業)
令和6年度 取組実績	【人権教育研究助成事業】 本県における人権同和教育の推進に一定の役割を果たしている研究団体に事業費を補助し、人権同和教育の内容・方法の研究及び実践の交流、研究資料の発行等、人権教育の一層の推進を図る。
事業の成果	本県教職員の8割以上が県人権・同和教育研究協議会の会員となっており、同和問題をはじめとする人権問題について、それぞれの学校の実態に応じた研究を深めることができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	教育庁 人権同和教育課
事業名 (取組名)	人権教育開発事業
令和6年度 取組実績	1 人権教育総合推進地域事業 県として、人権教育に総合的に取り組む人権教育総合推進地域に指定し、研究の適切な実施のために必要な指導、助言又は援助を行うとともに、地域内における研究の成果の普及に努める。 (1) 推進地域 南種子町 (2) 推進協力校 南種子町立長谷小学校、南種子町立花峰小学校、南種子町立南種子中学校 (3) 南種子町人権同和教育講演会 1月28日(火) 70人参加
事業の成果	教職員や地域の人権意識を高め、自他を尊重する児童生徒の育成を図ることができた。 また、その成果を県下に広く普及することができた。

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	警務課																																																																																																																						
事業名 (取組名)	職務倫理教養の徹底																																																																																																																						
令和6年度 取組実績	<p>1 職務倫理教養の目的 警察業務は、職務の性質上、人権と深い関わりがあり、また業務を遂行する上で県民の信頼を得るために、職員一人一人が職責を自覚し、職務倫理を保持する必要があることから、警察学校、警察本部及び警察署等において、人権関係を含む職務倫理教養を継続的に実施</p> <p>2 実施状況 (1) 部外講師による人権に関する教養 警察学校、警察本部及び警察署等において部外講師を招へいして、女性、子供(少年)、高齢者、障害者、被害者、外国人、性的マイノリティ、ハラスメント等の人権に関する教養(講話)を実施 ※実施状況については以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>講話内容</th> <th>部外講師(所属)</th> <th>場所</th> <th>受講者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>女性相談支援センターの役割とDVの現状等</td> <td>県女性相談支援センター</td> <td>警察学校</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>同和問題(部落差別)</td> <td>県人権同和対策課</td> <td>警察学校</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>刑務所・拘置所の役割</td> <td>鹿児島拘置支所</td> <td>警察学校</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>高齢者・障害者への理解</td> <td>鹿児島地方法務局</td> <td>警察学校</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>倫理と道德の違い、日本人の倫理</td> <td>外国語学校</td> <td>警察学校</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>青少年健全育成に係る諸対策</td> <td>県青少年男女共同参画課</td> <td>警察学校</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>民生委員・児童委員の役割</td> <td>民生委員児童委員協議会</td> <td>警察学校</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>聴覚障害者への理解(手話等)</td> <td>聴覚障害者協会</td> <td>警察学校</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>更生保護、再犯防止</td> <td>保護観察所</td> <td>警察学校</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>出入国在留管理等</td> <td>福岡入国管理局</td> <td>警察学校</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>少年鑑別所の業務等</td> <td>少年鑑別所</td> <td>警察学校</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>更生保護施設の役割</td> <td>更生保護施設</td> <td>警察学校</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>福祉体験学習</td> <td>社会福祉協議会</td> <td>警察学校</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>児童相談所の業務等</td> <td>児童相談所</td> <td>警察学校</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>LGBTQ+、女性の人権</td> <td>鹿児島地方法務局</td> <td>警察本部</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>被害者支援の重要性</td> <td>大学教授</td> <td>警察本部</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>被害者支援の重要性</td> <td>大学教授</td> <td>警察署</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>被害者支援の重要性</td> <td>大学教授</td> <td>警察署</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>被害者支援の重要性</td> <td>大学教授</td> <td>警察署</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>男女の権利と生活</td> <td>障害者生活支援センター</td> <td>警察署</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>犯罪被害者の思い</td> <td>犯罪被害関係者</td> <td>警察署</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>犯罪被害者の思い</td> <td>犯罪被害関係者</td> <td>警察署</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>				No.	講話内容	部外講師(所属)	場所	受講者	1	女性相談支援センターの役割とDVの現状等	県女性相談支援センター	警察学校	21	2	同和問題(部落差別)	県人権同和対策課	警察学校	23	3	刑務所・拘置所の役割	鹿児島拘置支所	警察学校	37	4	高齢者・障害者への理解	鹿児島地方法務局	警察学校	81	5	倫理と道德の違い、日本人の倫理	外国語学校	警察学校	35	6	青少年健全育成に係る諸対策	県青少年男女共同参画課	警察学校	36	7	民生委員・児童委員の役割	民生委員児童委員協議会	警察学校	36	8	聴覚障害者への理解(手話等)	聴覚障害者協会	警察学校	170	9	更生保護、再犯防止	保護観察所	警察学校	36	10	出入国在留管理等	福岡入国管理局	警察学校	36	11	少年鑑別所の業務等	少年鑑別所	警察学校	35	12	更生保護施設の役割	更生保護施設	警察学校	34	13	福祉体験学習	社会福祉協議会	警察学校	35	14	児童相談所の業務等	児童相談所	警察学校	35	15	LGBTQ+、女性の人権	鹿児島地方法務局	警察本部	70	16	被害者支援の重要性	大学教授	警察本部	94	17	被害者支援の重要性	大学教授	警察署	80	18	被害者支援の重要性	大学教授	警察署	60	19	被害者支援の重要性	大学教授	警察署	50	20	男女の権利と生活	障害者生活支援センター	警察署	40	21	犯罪被害者の思い	犯罪被害関係者	警察署	32	22	犯罪被害者の思い	犯罪被害関係者	警察署	30
No.	講話内容	部外講師(所属)	場所	受講者																																																																																																																			
1	女性相談支援センターの役割とDVの現状等	県女性相談支援センター	警察学校	21																																																																																																																			
2	同和問題(部落差別)	県人権同和対策課	警察学校	23																																																																																																																			
3	刑務所・拘置所の役割	鹿児島拘置支所	警察学校	37																																																																																																																			
4	高齢者・障害者への理解	鹿児島地方法務局	警察学校	81																																																																																																																			
5	倫理と道德の違い、日本人の倫理	外国語学校	警察学校	35																																																																																																																			
6	青少年健全育成に係る諸対策	県青少年男女共同参画課	警察学校	36																																																																																																																			
7	民生委員・児童委員の役割	民生委員児童委員協議会	警察学校	36																																																																																																																			
8	聴覚障害者への理解(手話等)	聴覚障害者協会	警察学校	170																																																																																																																			
9	更生保護、再犯防止	保護観察所	警察学校	36																																																																																																																			
10	出入国在留管理等	福岡入国管理局	警察学校	36																																																																																																																			
11	少年鑑別所の業務等	少年鑑別所	警察学校	35																																																																																																																			
12	更生保護施設の役割	更生保護施設	警察学校	34																																																																																																																			
13	福祉体験学習	社会福祉協議会	警察学校	35																																																																																																																			
14	児童相談所の業務等	児童相談所	警察学校	35																																																																																																																			
15	LGBTQ+、女性の人権	鹿児島地方法務局	警察本部	70																																																																																																																			
16	被害者支援の重要性	大学教授	警察本部	94																																																																																																																			
17	被害者支援の重要性	大学教授	警察署	80																																																																																																																			
18	被害者支援の重要性	大学教授	警察署	60																																																																																																																			
19	被害者支援の重要性	大学教授	警察署	50																																																																																																																			
20	男女の権利と生活	障害者生活支援センター	警察署	40																																																																																																																			
21	犯罪被害者の思い	犯罪被害関係者	警察署	32																																																																																																																			
22	犯罪被害者の思い	犯罪被害関係者	警察署	30																																																																																																																			

	<p>(2) その他の職務倫理教養 警察学校における講義、警察本部及び警察署等での朝礼や集合教養等において、事例に基づく小グループ検討会を実施しているほか、震災派遣従事者の体験談、現場で被災者の人権に配慮したことなどを機関誌に掲載して他の職員と共有した。</p> <p>3 視聴覚教材による教養 各種研修会等において、ジェンダーやアンコンシャス・バイアスに関する視聴覚教材を活用した教養を実施</p>
<p>事業の成果 (定量的評価)</p>	<p>令和6年度は、警察学校、警察本部及び警察署等において、部外講師による人権講話を実施し、映像配信も実施した。 受講者からは「自分の行動や考えを見つめ直す機会になった。」「人権について再認識できた。」などの感想が聞かれ、職員の人権に関する理解を深めることができた。</p>



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	警務課 企画第二係
事業名 (取組名)	人権に配慮した警察活動の推進事業 (職務倫理教養の徹底)
令和6年度 取組実績	<p>1 職員に対するハラスメント対策教養 警察本部や警察学校において、幹部職員や実習指導員など幅広い職員を対象にパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメント防止に関する教養を実施</p> <p>(1) 講師による教養</p> <p>ア 令和6年11月26日(警察本部)、28日(警察学校) テーマ：ハラスメント対策を通じてアップデートするこれからの組織マネジメント及び職責の自覚と高い職務倫理のかん養に向けた取組の強化 講師：警察大学校警察政策研究センター幹部 出席者：148人</p> <p>イ 令和7年1月21日(警察本部) テーマ：幹部マネジメント(ハラスメント対策含む) 講師：民間企業の派遣講師 出席者：44人</p> <p>(2) 担当職員による教養</p> <p>ア 実習指導員を対象としたハラスメント防止教養(警察学校) 2回(9月25日、1月29日)</p> <p>イ 警察学校に入校中の職員を対象としたハラスメント防止教養(警察学校) 2回(1月14日、1月31日)</p> <p>ウ 新規採用者を対象としたハラスメント教養 2回(4月2日警察本部、9日警察学校)</p> <p>2 eラーニングによるハラスメント教養 ハラスメント及びハラスメントに起因する問題に対する関心と理解度の深化を図る目的でeラーニングによる教養テストを実施。 ※ 実施期間：R6.12～R7.1</p> <p>3 教養資料の作成、発出 パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどに関する教養資料を作成の上、各所属へ向け発出</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>幹部職員や実習指導員等に対して研修を実施し、ハラスメントを含む人権問題に関する教養を実施し、映像配信も実施して理解促進を図った。</p> <p>受講者からは「改めてコミュニケーションの重要性を認識した。」「ハラスメントに関する知識のアップデートができた。」などの感想があり、職員の理解と認識を深めることができた。</p>



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	警務部警務課(警察国際化係)
事業名 (取組名)	国際化対策事業
令和6年度 取組実績	<p>1 民間語学学校へ委託して、通訳人(英語、中国語、韓国語)に対する語学教養等を実施し、語学力向上及び外国人等の人権に関する教養、異文化への理解促進を図った。</p> <p>(1) 研修期間等</p> <p>ア 英語 令和7年2月10日、12日、14日、15日、17日(5日間)</p> <p>イ 中国語 令和7年2月12日、14日、17日、19日、20日(5日間)</p> <p>ウ 韓国語 令和7年2月19日、20日、25日、27日(4日間)</p> <p>(2) 受講者 21人</p> <p>2 部内・部外通訳人研修会における外国人被疑者等の人権に関する教養</p> <p>(1) 鹿児島ブロック(鹿児島県警察本部) 令和6年10月24日</p> <p>(2) 奄美ブロック(奄美警察署) 令和6年11月21日</p> <p>(3) 受講者 30人</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>職員の語学能力の向上及び外国人等の人権に対する研修であり、受講者からは、「語学を通じて各国の文化や伝統を知ることができ、外国人の人権に関する理解が更に深まった。」との感想が聞かれるなど、外国人の人権問題に関する理解と認識を深めることができた。</p>



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	警務部監察課(改革推進室)			
事業名 (取組名)	改革推進事業			
令和6年度 取組実績	1 改革推進委員会において有識者を招へいしての意見交換及び職員に対する講話			
	開催日	講師	テーマ	
			改革推進委員会	講話(※)
	R6.11.26	鹿児島県 社会保険労務士会 会長 三輪全子氏	ハラスメントの防止及び 働きやすい職場環境の 構築	働きやすい職場環境を めざして ～ハラスメントが生じな い職場の共通点～
	R7.3.10	アンガーマネジメン トに関する専門家	部下職員へのコーチング とコミュニケーション方法	組織内外における適切 なコミュニケーションの 取り方
R7.3.17	弁護士 永里佐和子氏 弁護士 新山奈津子氏	人権・ジェンダー 性的マイノリティ	性的マイノリティ及びジ ェンダーに関する一般 的な理解	
R7.3.31	西川口榎本クリニッ ク副院長 (精神保健福祉士・ 社会福祉士) 斉藤章佳氏	「人権尊重(犯罪抑止)」 に関する理解不足が組 織や個人に与える影響	人権に関する理解と犯 罪等防止に関する認識	
	※ 講話については、全所属に講話映像をリアルタイム配信			
	2 職員の心に響く、きめ細やかな職務倫理教養の推進 警務部長による巡回教養を実施～全警察署において27回実施			
事業の成果 (定量的評価)	各講話の受講者からは、「相手のことを理解し、平等な立場で適切な応接に心がけていきたい。」「自分の痛みに鈍感な人は、他人の痛みにも共感できないため、自分が感じたことを表現することが大事という言葉が印象に残った。」などの感想が聞かれ、また、警務部長による巡回教養の受講者からは、「相手の立場に立った職務執行が求められることがよく分かった。」などの感想が聞かれ、一定の理解を深めることができた。 引き続き、職員の人権に関する理解と認識を深めていく必要がある。			



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	人身安全少年課(少年サポート係・企画係)
事業名 (取組名)	少年非行・犯罪被害防止対策事業
令和6年度 取組実績	<p>1 少年非行・犯罪被害防止対策事業</p> <p>(1) 少年警察ボランティアや大学生少年サポーターと連携した防犯教室、居場所づくり活動(学習支援、野外炊飯、スポーツ活動、農業体験)を実施した。 防犯教室3回 居場所作り19回、参加者227人(少年、職員、大学生少年サポーター、保護者等)</p> <p>(2) 少年の規範意識の向上や犯罪被害防止に向けた薬物乱用防止教室、及び非行防止教室を開催した。 県内の学校(小・中・高)224校、28,703人</p> <p>(3) 関係機関との合同相談会の実施及び教育委員会やPTA等が主催する保護者向けの研修会で少年の非行防止、SNS利用に起因する被害の現状等に関する講話等を実施した。</p> <p>2 広報啓発活動</p> <p>(1) テレビ・ラジオ・インターネット動画による広報を実施した。</p> <p>(2) SNS(「X」)を利用した広報を実施した。</p> <p>(3) 大型電光掲示板(アミュビジョン)を利用した広報を実施した。 (令和6年8月の1か月間、15秒の動画を1,315回放映)</p> <p>(4) 県警ウェブサイトによる広報を実施した。</p> <p>(5) 少年サポートセンターの相談窓口(ヤングテレフォン、ヤングメール)を少年等に周知させるため、連絡先やメールアドレスを表示したサポートカード及びリーフレットを作成・配布した。(県内全ての新中学1年生を対象に、3月頃配布)</p> <p>3 その他</p> <p>警察本部において、スクールサポーター、少年補導職員、少年警察ボランティア(少年指導委員)に対してそれぞれの活動内容に応じた研修会を実施した。 ※ 令和6年4月18日 スクールサポーター及び少年補導職員研修会 ※ 令和6年7月12日 少年警察ボランティア連絡協議会総会及び研修会 参加者 各警察署少年警察ボランティア連絡会会長等 34人 部外講師による少年支援についての講話を実施</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>県内の学校で非行防止教室等を行い、児童生徒の規範意識の向上に努めた。</p> <p>あらゆる機会、広報媒体を利用して、少年サポートセンター相談窓口の周知を図るとともに、スクールサポーター・少年補導職員・少年警察ボランティアと連携し、少年非行・犯罪被害防止に取り組んだ。</p>



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	人身安全・少年課																												
事業名 (取組名)	女性被害者等保護総合対策事業																												
令和6年度 取組実績	<p>1 令和6年中のストーカー事案相談関連検挙</p> <p>(1) 相談件数</p> <table> <tr> <td>新規相談</td> <td>366件 (-41件)</td> </tr> <tr> <td>継続相談</td> <td>5,461件 (-580件)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,827件 (-621件)</td> </tr> </table> <p>(2) 検挙件数</p> <table> <tr> <td>ストーカー規制法違反</td> <td>15件 (-3件)</td> </tr> <tr> <td>刑法犯</td> <td>29件 (-12件)</td> </tr> <tr> <td>特別法犯</td> <td>3件 (-4件)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47件 (-19件)</td> </tr> </table> <p>2 令和6年中のDV事案相談関連検挙</p> <p>(1) 相談件数</p> <table> <tr> <td>新規相談</td> <td>305件 (+10件)</td> </tr> <tr> <td>継続相談</td> <td>5,934件 (-560件)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,239件 (-550件)</td> </tr> </table> <p>(2) 検挙件数</p> <table> <tr> <td>DV防止法違反</td> <td>0件 (-1件)</td> </tr> <tr> <td>刑法犯</td> <td>34件 (+6件)</td> </tr> <tr> <td>特別法犯</td> <td>3件 (+1件)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37件 (+6件)</td> </tr> </table> <p>※ 括弧書きは前年比</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 部外講師による教養(10月22日、23日) 警察学校において、業務に従事する職員(21人)に対して、ストーカー、DVの特性や被害者保護の徹底を浸透させるため部外講師(裁判官等)による教養や研修会を実施した。</p> <p>(2) 担当職員による巡回教養 担当職員による警察署に対する巡回教養27回を実施。</p>	新規相談	366件 (-41件)	継続相談	5,461件 (-580件)	合計	5,827件 (-621件)	ストーカー規制法違反	15件 (-3件)	刑法犯	29件 (-12件)	特別法犯	3件 (-4件)	合計	47件 (-19件)	新規相談	305件 (+10件)	継続相談	5,934件 (-560件)	合計	6,239件 (-550件)	DV防止法違反	0件 (-1件)	刑法犯	34件 (+6件)	特別法犯	3件 (+1件)	合計	37件 (+6件)
新規相談	366件 (-41件)																												
継続相談	5,461件 (-580件)																												
合計	5,827件 (-621件)																												
ストーカー規制法違反	15件 (-3件)																												
刑法犯	29件 (-12件)																												
特別法犯	3件 (-4件)																												
合計	47件 (-19件)																												
新規相談	305件 (+10件)																												
継続相談	5,934件 (-560件)																												
合計	6,239件 (-550件)																												
DV防止法違反	0件 (-1件)																												
刑法犯	34件 (+6件)																												
特別法犯	3件 (+1件)																												
合計	37件 (+6件)																												
事業の成果 (定量的評価)	教養や研修を実施して、被害者の安全確保を最優先に、ストーカー、DV相談及び事案に対し、必要な対処措置を講じることができた。																												

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	捜査第一課
事業名 (取組名)	女性被害者等保護総合対策事業
令和6年度 取組実績	<p>1 性犯罪指定捜査員研修会の実施 開催日:令和6年7月23日 場 所:カクイックス交流センター(大ホール) 内 容:被害者の心情に配慮した適切な捜査の推進 受講者:97人 講 師:警察庁指定広域技能指導官、犯罪被害者支援センター職員等</p> <p>2 性犯罪捜査専科教養の実施 開催日:令和6年11月25日から同月29日までの5日間 場 所:鹿児島県警察学校 内 容:被害者の心情に配慮した適切な捜査の推進 入校生:15人 講 師:医師、大学教授、裁判官、検察官、心理士、相談員等</p> <p>3 性犯罪捜査指導官による警察学校初任科生に対する教養 開催日:令和6年9月24日 場 所:鹿児島県警察学校 内 容:性犯罪に係る適正な初動捜査要領 受講者:32人</p> <p>4 性犯罪捜査指導官による犯罪被害者支援センター職員等に対する教養 開催日:令和6年10月10日 場 所:カクイックス交流センター(研修室) 内 容:性犯罪被害者に対する警察の取組み 受講者:15人</p>
事業の成果 (定量的評価)	<p>性犯罪指定捜査員研修会や性犯罪捜査専科の開催を通じ、性犯罪捜査に携わる警察官に対し、部外講師を招致し教養を実施した。また、関係機関である犯罪被害者支援センター職員に対する教養を実施した。</p> <p>受講者からは、「司法面接を見据えた初期聴取の重要性を学んだ。」「被害者に寄り添った事情聴取や捜査を実施していきたい。」等の意見が聴かれ、理解と認識が深まった。</p>

別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	警察本部警務部総務課
事業名 (取組名)	被害者支援等対策事業
令和6年度 取組実績	<p>1 「命の大切さを学ぶ教室」の開催</p> <p>(1) 中学、高校生を対象として、犯罪被害者遺族又は家族による講演会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催校 9校、聴講者数 3,216人 <p>2 被害者支援に関する研修会等の開催</p> <p>(1) 県犯罪被害者等支援連絡協議会総会 (R6.7.9、カクイックス交流センター、50人)</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援連絡会議 (①R6.5.14②R6.9.25、カクイックス交流センター、6人程度)</p> <p>(3) 九者会議 (①R6.4.17②R6.9.25③R6.12.13、カクイックス交流センターなど、30人程度)</p> <p>(4) 自治体職員に対する被害者支援研修 (R6.7.10警察本部、自治体職員47人、うち35人はオンライン参加)</p> <p>(5) 大学生に対する被害者支援教養 (①R6.9.30県内大学、30人程度②R6.11.21カクイックス交流センター、7人)</p> <p>(6) 県警察犯罪被害者支援推進委員会 (R6.5.16警察本部、22人)</p> <p>(7) 県警察学校における各種専科教養 (10専科・任用科、160人程度)</p> <p>(8) 警察職員に対する被害者支援研修会 (7研修会、500人程度)</p> <p>3 広報啓発活動</p> <p>(1) 被害者支援に係る動画を活用した広報啓発活動</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援フォーラム2024inかごしま(共催)</p> <p>場所:カクイックス交流センター(R6.11.27、約450人)</p> <p>内容:犯罪被害者御遺族による講話、ふれあいコンサート等</p> <p>(3) 犯罪被害者支援キャンペーン 12回(R6.4~R7.1)</p> <p>場所:白波スタジアム、中央駅東口駅前広場等</p> <p>(4) 犯罪被害者支援パネル展 7回(R6.10~R6.12)</p> <p>場所:マルヤガーデンズ、鹿児島市役所等</p> <p>(5) ひまわりの絆プロジェクトによる広報啓発活動</p> <p>被害者支援室外12所属</p> <p>(6) 行政機関における被害者支援に係るポスター掲示</p> <p>(7) 県警察ホームページ及びSNSによる広報</p> <p>(8) 各種広報媒体(テレビ、ラジオ等)による広報</p> <p>(9) ミニ広報誌による広報</p> <p>4 性暴力被害者に対する支援</p> <p>(1) 性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称「FLOWER(フラワー)」)への情報提供</p> <p>(2) 広報啓発活動</p> <p>ア 性犯罪被害相談窓口に係る動画を活用した広報活動</p> <p>イ 犯罪被害者等支援フォーラム2024inかごしま(共催)</p> <p>場所:カクイックス交流センター(R6.11.27、約450人)</p> <p>内容:犯罪被害者御遺族による講話、ふれあいコンサート等</p> <p>ウ 犯罪被害者支援キャンペーン 12回(R6.4~R7.1)</p> <p>場所:白波スタジアム、中央駅東口駅前広場等</p> <p>エ 犯罪被害者支援パネル展 7回(R6.10~R6.12)</p> <p>場所:マルヤガーデンズ、鹿児島市役所等</p> <p>オ 行政機関における被害者支援に係るポスター掲示</p> <p>カ 県警察ホームページ及びSNSによる広報</p> <p>キ ミニ広報誌による広報</p>

	<p>5 精神的・経済的支援の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「被害者の手引」の作成及び配布(全所属) (2) 関係機関・団体への情報提供及び連携 (3) カウンセリング制度の充実 (4) 警察による各種公費負担制度の積極的な活用 (5) 遺品等返還用袋の整備 (6) 犯罪被害者等給付金の早期支給裁定
<p>事業の成果 (定量的評価)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度は、より多くの県民に、犯罪被害者等支援を周知するため、キャンペーンやパネル展などの広報啓発活動を強力に実施した。 ・ 犯罪被害者等に対する精神的・経済的負担軽減に資する支援の充実に努めた。

パネル展の様子(センノオト)



ひまわりの絆プロジェクト



別紙2 「基本計画(人権尊重の社会づくり条例第6条)」に係る取組実績

所属名	留置管理課
事業名 (取組名)	人権に配慮した警察活動の推進事業 (被留置者に対する適法かつ適正な処遇の確保)
令和6年度 取組実績	<p>○ 適正留置管理業務推進会議の開催 県下各留置施設の留置主任官、留置専門官及び留置担当官等が参加し、被留置者の適正処遇に関する各種指示の浸透、留置部門の事故防止に関する情報共有を図るもの。 被留置者の人権への配慮に関し 弁護人選任手続に対する正しい理解と手続の履行 外国人被留置者の宗教や慣習に配慮した適正な処遇 等について指示・教養を実施 令和6年度中、適正会議を10回開催</p> <p>※ 開催日 令和6年～4/11、5/21、7/4、7/30、9/4、10/28、12/17 令和7年～1/17、2/19</p> <p>※ 参加者合計:約150人</p>
事業の成果 (定量的評価)	留置業務に携わる職員に対し、適正な処遇に関する教養を実施し、被留置者の人権に関する理解促進が図られた。